

松山	吳	廣島	大分	和歌山	徳島	高知	宮崎	鹿児島	大島	那覇	石垣島	壱北	壱中	壱南	恒春	澎湖島
一月	七三	六九	七四	六七	六六	六六	七三	七二	七三	七三	八〇	八五	八〇	八〇	七六	八六
二月	七二	六八	七三	六八	六六	六六	七三	七〇	七三	七三	八〇	八四	八三	八〇	七七	八四
三月	七四	七〇	七三	六八	六九	六九	七六	七二	七六	七五	七九	八四	八三	七九	七八	八六
四月	七八	七三	七五	八一	七三	七六	七九	七六	七九	八〇	八二	八三	八二	七六	七九	八七
五月	七八	七四	七五	八一	七五	七六	七九	七七	七九	八二	八四	八〇	八三	七八	八二	八七
六月	七九	七八	八〇	八四	八〇	八三	八三	八一	八一	八五	八四	八〇	八三	八四	八六	八九
七月	八〇	七九	八〇	八五	八〇	八三	八三	八〇	八〇	八一	八〇	七六	八〇	八一	八六	八七
八月	八〇	七七	七七	八四	七九	八二	八三	七九	八一	八一	八二	七九	八三	八三	八八	八六
九月	八四	七六	七七	八六	八一	八二	八四	八一	八二	八〇	八一	八一	八〇	八〇	八五	八五
十月	八一	七三	七五	八〇	七六	七六	八一	七三	七六	七六	八一	八二	八〇	八一	八一	八四
十一月	七七	七四	七七	七三	七三	七三	八八	七三	七六	七三	八一	八四	七九	八〇	七九	八二
十二月	七三	七二	七六	七四	六七	六七	七四	七三	七二	七〇	七六	八二	七七	七八	七五	八三
年	七三	七三	七六	八〇	七三	七三	八〇	七五	七八	七七	八一	八二	八一	八〇	八一	八六
最高の極	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
最低の極	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
観測年数	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一

第二款 空氣の濕度

根室	網走	釧路	上川	十勝	襟裳	宗谷	札幌	壽都	函館	青森	宮古	石巻	金山	福島	秋田
一月	四八	六九	九三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
二月	五三	七二	九七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七
三月	六六	八五	一一〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
四月	七六	九五	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
五月	八四	一〇三	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
六月	九二	一一一	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
七月	一〇一	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
八月	一〇八	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
九月	一一四	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
十月	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
十一月	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
十二月	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
年	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
最高の極	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
最低の極	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
観測年数	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一

福	宇	足	前	熊	水	銚	布	東	横	横	長	沼	甲	松	飯	濱	津	愛
井	都	尾	橋	谷	戸	子	良	京	濱	須	津	津	府	本	田	松	知	
八五	七一	六〇	六六	六七	六九	六七	六四	六六	六六	六六	六八	六六	七〇	八五	七六	六四	六八	七五
八二	六九	六三	六三	六四	六八	六六	六一	六五	六六	六六	六六	六六	六八	八二	七一	六一	七〇	七〇
七六	七〇	五八	六〇	六三	七一	七三	七〇	六九	七〇	七三	七五	六九	六八	七五	六九	六六	七三	六九
七六	七四	七〇	六九	七六	七七	七九	七九	七六	七五	七七	八一	七五	七五	七五	七〇	七五	七六	七三
七六	七六	六八	七三	七五	七八	八二	八二	七八	七四	七九	八三	七六	七五	七一	七三	七七	七七	七五
七九	八〇	七八	七九	七九	八三	八六	八八	八二	八〇	八三	八六	八〇	七五	七五	七五	八二	八一	七七
八三	八四	八四	八三	八三	八七	八七	九〇	八三	八一	八六	八八	八一	七九	七八	七八	八四	八四	七八
八一	八五	八一	八四	八四	八六	八七	九〇	八二	八〇	八五	八九	八〇	八一	七九	八一	八二	八四	七八
八七	八四	八三	八五	八六	八七	八四	八四	八三	八三	八四	八三	八〇	八三	八四	八三	八三	八五	八一
八四	八〇	七六	七五	八〇	八三	七八	七八	八〇	七七	七九	七五	七六	八一	八二	八〇	七七	八〇	七六
八五	七八	七〇	七二	七六	八一	七五	七五	七五	七五	七五	七四	七四	七七	八一	七八	七三	七五	七五
八六	七三	六三	六四	六八	七三	六九	七一	六八	六七	六七	七〇	六七	七〇	八一	八一	六六	七一	七五
八三	七七	七一	七二	七五	七八	七七	七八	七五	七五	七七	七八	七四	七五	七九	七九	七四	七七	七五
二七	七	八	二四	五	一七	一一	二五	八	二	一六	一四	九	一三	一九	三三	一五	三三	二二
一〇	二	四	四	四	一四	三	五	四	七	四	八	六	三	二	一八	二	一一	一〇

岐	彦	境	濱	赤	嚴	福	佐	長	佐	熊	八	京	大	神	岡	味	多
阜	根	田	間	原	岡	岡	保	崎	賀	本	木	都	阪	戸	山	野	津
七三	七八	七三	六九	七二	七三	七五	七二	七三	七六	七九	七九	七八	七三	六九	七二	六九	七二
七三	七五	七五	六九	七三	七三	七五	六九	七三	七四	七七	七四	七六	七三	六五	七〇	六九	七〇
七一	七五	七五	七一	七三	七三	七五	六九	七三	七三	七七	七五	七三	七三	六八	七一	七一	七四
七五	七七	七六	七七	七七	七五	七七	七三	七六	七四	七九	七五	七三	七三	六七	七三	七五	七七
七五	七七	七六	七七	七八	七六	七八	七四	七六	七四	七八	七四	七三	七三	七〇	七三	七四	七七
七八	七九	八〇	八〇	八四	八一	八一	八〇	八三	七九	八〇	七三	七七	七六	七四	七七	七七	八〇
七九	八	八一	八二	八四	八五	八一	八一	八一	八一	八一	七三	七八	七七	七九	七八	七八	七九
八〇	八〇	八一	八一	八一	八三	八一	七九	七八	八〇	八一	七九	七七	七五	七六	七七	七五	七七
八一	八三	八一	八二	七九	八一	八二	七五	七七	七八	八一	八三	七九	七七	七七	八一	七六	八一
七九	八〇	七七	七七	七四	七五	七八	六九	七三	七六	七九	八〇	八〇	七七	七三	七七	七三	七六
七九	七九	七七	七三	七三	七五	七六	七〇	七三	七六	八〇	八二	八二	七六	七三	七六	七三	七四
八〇	七七	七六	六九	六九	七三	七四	七〇	七三	七七	八一	七六	七九	七五	六九	七五	六九	七一
七七	七八	七七	七五	七六	七七	七八	七三	七六	七六	七九	七七	七七	七四	七三	七五	七三	七五
一七	二八	一八	二七	三三	三三	一九	二四	一七	二二	二二	二七	二〇	一〇	一七	一七	一九	二六
二	七	八	一八	一八	一四	二	七	三	一〇	一〇	四	二〇	一八	四	一〇	六	八

最高の極限年数

本府に於ける測候の創始は實に明治十二年六月一日にありて専勸業上の必要に基けり。然れども當時は設備いまだ完全ならずして僅に一日三回温度風天氣の觀測をなし、に過ぎざりき。然るに明治十四年八月三十日に至り、勸業依託金の利子を以つて測候事業費に充て氣象臺を建設せんことを内務農商の兩省に稟請し、十一月十二日其の認可を得て測候所と稱するに及び茲に初めて測候所の基礎稍定まりき。

越えて明治十五年一月内務省に請ひて測候技術官の派遣を得、ついで同年二月一日より堂嶋濱通三丁目植物園内に假測候事務所を設けて氣象觀測練習を始め、同年七月一日堂嶋梅田橋南詰に新築せし本所に移轉し漸完全なる氣象觀測を開始して之れを内務省に上申し、且同省地理局長及び各測候所々在地府知事縣令に照會して氣象報告相互の交換を始め、又同月以後大阪氣象月報年報を刊行するに至れり。當時備附器械は左の九種にして、觀測回數は僅に大阪地方時の午前九時半、午後三時半及び九時半の三回と、京都時(明治廿一年より標準時に改む)午前六時午後二時及び十時の三回と、並に北米合衆國陸軍信號局の依頼に係る萬國同時觀測(大阪時の午後九時十分の一回と、の七回に過ぎざりき。

- 一、水銀晴雨計 壹器
- 一、乾濕計 壹組
- 一、最高寒度計 壹器
- 一、最低寒度計 同
- 一、風力計 同
- 一、風信器 同

一、コロノメートル 同

翌明治十六年二月十六日より初めて毎日午前六時に中央氣象臺へ氣象電報を發し、又同臺よりは暴風の虞ある毎に警報を發することゝなれり。但、電報は無料たり、ついで地理局長より特に依頼せられ、て同年七月より兵庫、岡山、徳島、愛媛の四縣へ暴風警報の通告を始め、又同時に水上營業者へ發する事となし、翌明治十七年六月一日よりは毎日午前六時午後二時及び十時の三回中央氣象臺へ氣象電報を發することゝなれり。後、八月一日西成郡天保町商船取締出張所内に暴風警報信號標、竝に富嶋町一丁目商船取締所門外河岸地に氣象揭示場を設置し同日より之れを實施せり。之れ本府に於ける警報信號の嚆矢とす。同年十二月更に蒸發計を増置し、ついで同月三十一日測候所を江ノ子嶋警察本部内に移せり。

明治十八年十一月一日堺區吾妻橋三丁目に警報信號標を設置して同日より之れを實施し、明治十九年一月より從來の觀測時を改めて一日六回即午前午後二時、六時、十時とし、明治二十年五月一日より電話を以つて大阪四區堺區、曾根崎、天王寺、水上の各警察本分署並に巡查派出所等へ暴風警報等の通報を開始し、五月に至りて更に阿巽計を増置せり。ついで同年八月三日、勅令第四拾一號を以つて氣象臺測候所條例は發布せられき。即左の如し。但、施行せられしは明治二十一年四月一日よりなり。

氣象臺測候所條例

第一條 東京ニ中央氣象臺ヲ置キ地方便宜ノ場所ニ地方測候所ヲ置ク其位置ハ内務大臣之ヲ指定ス

第二條 前條ノ外測候所ヲ設置セントスルモノアル時ハ内務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第三條 中央氣象臺ハ内務大臣之ヲ直轄シ地方測候所ハ地方長官之レヲ管理シ内務大臣之ヲ監

督ス其他ノ測候所ハ地方長官之レヲ監督ス

第四條 地方測候所ノ費用ハ該測候所々在地ノ地方税ヲ以テ支辨スベシ

第五條 中央氣象臺及ビ各測候所ハ事業上互ニ氣脈ヲ通ジ通信ヲナスベシ

第六條 本條例施行ニ關スル細則ハ内務大臣之ヲ定ム

後數日を経て八月十日氣象臺測候所條例施行細則の規定あり、二十五年五月四日改定せられき、八月十九日他皆既に付き毎五分時の氣象勸測を施行し、十月十一日内務省告示第四號を以つて右條例に基づき地方測候所位置を大阪府大阪に定められき。

越えて明治二十一年一月一日より觀測時刻は標準時を用ふることとなり、四月一日府立大阪一等測候所と定められて毎時の氣象觀測を開始し、六月一日管内電話架設の成りしを以つて暴風警報等は管内各警察本分署等へ公示することとなり、同十一月日溫計地中寒暖計地下三十、ヤシ、百二十、ヤシ、三百種を増設せり而して又同年度を以つて測候所費は地方税支辨となれり。

越えて翌明治二十二年一月一日以降中央氣象臺より毎日氣象區第壹區より第七區に至る全國天氣豫報を受くることとなり、此の氣象區とは天氣豫報及び暴風警報の發布區域を理解し易からしめんが爲に設けたる區別にして、即左の如し。

- 第一區 薩摩 大隅 日向 土佐 阿波 紀伊
- 第二區 山城 大和 河内 和泉 攝津 播磨 備前 備中 美作 備後 安藝 周防 豊後
- 伊豫 讃岐 淡路
- 第三區 肥前 肥後 筑前 筑後 豊前 豊後 壹岐 對馬 長門 石見 出雲 隱岐 伯耆 因幡
- 但馬 丹波 丹後

第四區 伊賀 伊勢 志摩 尾張 三河 遠江 駿河 甲斐 伊豆 相模 武藏 安房 上總

下總 常陸 美濃 近江 飛彈 信濃 上野 下野 岩代

第五區 若狹 越前 加賀 能登 越中 越後 佐渡 羽前 羽後

第六區 磐城 陸前 陸中

第七區 陸奥 渡島 後志 膽振 日高 石狩 天鹽 十勝 北見 釧路 根室

同三月本府管内に天氣豫報揭示を如む、之れを本府に於ける天氣豫報發布の嚆矢とす、ついで五月地溫計を六月無氣中日溫計を増設し、十二月に至りて更にリシヤール形自記晴雨計及び自記寒暖計並に日照計を増設し、同二十三年一月一日より本府管内氣象觀測を開始せり、又新築落成して現今の地、即、大阪市北區堂島濱通二丁目に移轉せしは、實に同年十月一日にして是より先、同年四月一日には安治川水上警察署構内に警報信號標を設置して同日より實施せり。

翌明治二十四年三月西成郡川北村大字西島の有志者多羅尾七郎氣象觀測を開始せり、是れ實に當府下に於ける私人觀察の嚆矢とす、其の翌四月山岳用水銀晴雨計を、五月地皮寒暖計を、六月地中寒暖計(地下五百、ヤシ、)を増設し、又避雷針を設け、七月當所前柳川の東岸に天氣豫報揭示場を新設し、七月初めて本府管内氣象年報(明治二十三年分)を刊行配布し、又八月二十日測候所職制章程の更正ありき、其の全文左の如し。

府立大阪一等測候所

第一條 府立大阪一等測候所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長
技手

書記

- 第二條 所長ハ知事ノ指揮監督ヲ受ケ所務ヲ總理ス
 - 第三條 所長ハ所員ノ勤怠能否ヲ監視シ意見アルモノハ開陳スル事ヲ得
 - 第四條 所長ハ所員ノ事務分掌ヲ定ムル事ヲ得
 - 第五條 所長ハ所務細則ヲ設ケ知事ノ裁可ヲ經テ施行スルコトヲ得
 - 第六條 所長ハ事務ノ輕易ナル事項ニ關シ常廳部署課及管内外郡市區役所町村役場學校病院中央氣象臺各地測候所所在阪各廳衙等ヘ文書ノ往復ヲナスコトヲ得
 - 第七條 技手ハ所長ノ指揮ヲ受ケ氣象觀測ノ事ニ從ヒ所長不在ノ時ハ首席技手其職務ヲ代理ス
 - 第八條 書記ハ所長ノ指揮ヲ受ケ計算其他ノ庶務ニ従事ス
- 又知事ノ裁可を經て所務細則を設けしこと左の如し。
- 府立大阪一等測候所所務細則

第一章 職務規程

- 第一條 測候所ハ氣象觀測地方天氣豫報洪水豫報氣象上諸般ノ調査及全管内氣象ヲ調査スル所トス
- 第二條 各郡市役所及管内觀測所ノ氣象事業ヲ管理シ其氣象觀測報告ヲ調査スベキモノトス
- 第三條 技手ハ規程ニ從ヒ氣象觀測ヲナシ常ニ太氣ノ變動ニ注意シ異狀ヲ認ムルトキハ毎三十分乃至十分ニ臨時觀測ヲナスベシ
- 第四條 中央氣象臺ヨリ暴風警報ニ接シタルトキハ即時相當揭示場及各新聞社諸會社等ヘ報告スベシ

- 第五條 出水ノ虞アルヲ見認タルトキ又ハ太氣非常ニ變動アルヲ見認タルトキハ所長ノ指揮ヲ待テ第二課各警察署郡市役所及關係地方ヘ急報スヘシ
- 第六條 太氣變動ノ兆候ヲ認ムルカ又ハ淀川大和川等ノ水源地ニ大雨アリト認ムルカハ右要地ヘ天候及ビ雨量等電報ヲ以テ間合スコトヲ得
- 第七條 技手ハ每週一回氣象器械ヲ點檢スベシ
- 第八條 管内各觀測所氣象報告ニ不審ノ處發見セシキハ可成書面ヲ以テ間合スベシト雖モ尙判明セザルルハ臨時出張調査スルコトヲ得
- 第九條 報告ハ別テ定時臨時特別ノ三種トス其種類及ビ期限ハ左ノ如シ

定期報

- 地方天氣豫報 毎日 午後六時
- 氣象每時月報 毎月 翌月五日以内
- 氣象年報 毎年 翌年一月三十一日以内
- 一週年事務報告 翌年一月三十一日以内
- 臨時報
- 暴風報告 暴風警戒ヲ解キタルトキヨリ二十四時間以内
- 地震報告 地震ノ終リタルトキヨリ二十四時間以内

雷雨報告 雷雨ノ終リタルトキヨリ二十四時間以内
 動物報告 一月七月ノ二回トス
 植物報告 一月七月ノ二回トス

特別報

洪水豫報

出水ノ虞アルヲ認メタルトキ

暴風警戒

暴風警戒到達後當地方近傍ニ非常ノ變動アルヲ認メタルトキ

氣象ト諸般ノ關係

雜報

第十條 左ノ諸件ハ時ニ中央氣象臺ヘ電信報告ヲ發スベシ

定期報

毎日

三回
午前六時午後二時及十時ノ觀測
ヲ終リタルトキヨリ十分以内

臨時報

暴風ノ兆候

暴風襲來ノ虞アルヲ認メタルトキ及ビ大氣非常ノ變動アリタルトキ

第三章 事務分掌

第十一條 當所ニ觀測掛事務掛ニ掛置各掛ノ分掌左ノ如シ

觀測掛

一 氣象觀測ニ關スル事項

一 氣象調査ニ關スル事項

一 氣象報告ニ關スル事項

一 地方天氣豫報ニ關スル事項

一 暴風警戒ニ關スル事項

一 洪水豫報ニ關スル事項

一 氣象觀測器械檢査ニ關スル事項

一 氣象器械管理ノ事

事務掛

一 金銭出納及ビ會計ニ關スル事項

一 文書ノ往復ニ關スル事項

一 文書ノ整理保存ニ關スル事項

一 所内取締ニ關スル事項

一 右ノ外觀測掛ニ屬セザル事項

第四章 文書取扱

第十二條 本所ニ到達スル一切ノ文書ハ事務掛之ヲ受ケ開封ノ上收發簿ニ登記且ツ其番號及多數タル月日ヲ本背欄外ニ標記シ所長ニ呈出シ所長閱覽ノ上主務者ニ交附スルモノトス親展ハ封緘ノ儘受信者ニ送附シ受信者開封ノ上機密ニ屬セサルモノハ更ニ之ヲ事務掛ニ送附シ事務掛ハ前項ノ手續ヲナスベシ

氣象電報ハ本條ノ限ニ非ラズ

第十三條 凡ノ配布ヲ受ケタル文書中處分ヲ要スルモノハ即日之レガ議案ヲ起スベシ若シ調査

上時日ヲ要シ即日發議スル能ハサルモノハ必ズ四日以内ニ之ノヲ爲スベシ仍ホ其時日內發議
スルヲ得ザルハ其理山ヲ具シ延期ノ許可ヲ請フベシ

第十四條 發送スベキ文書ハ其件名番號等ヲ收發簿ニ登記ノ上淨寫發送ノ手續ヲナスベシ其終
リタルハ原議ニ淨書者校合者捺印スベシ

第十五條 事務掛ハ他廳又ハ本人ヘ文書ヲ直送スルハ遞附簿ニ受領ノ證印ヲ徵スベシ

第十六條 事務掛ハ毎ニ文書ノ濟否ヲ調査シ又文書ノ錯雜散逸且事務澁滯等ノ弊ナキ様注意ス
ベシ

第十七條 機密又ハ要急ノ文書ニシテ特命若シクハ特許ヲ受ケタルトキハ本章ノ手續ヲ履マズ
施行スルコトヲ得

第十章 記錄整理

第十八條 處分完結ノ文書ハ萬類假綴シ置キ歷年毎編綴スベシ

第十九條 文書ハ種類ニヨリ左ノ如ク分類編綴シ目錄ヲ附シ置クベシ
公達 伺 指令 命令ニ關スベキモノ
他官衙及ビ各地測候所往復管内各測候所往復
但會計規程定ムル所ノモノハ該規程ニヨル

第二十條 臨時ニ起ル事件ニシテ特別ニ編綴ヲ要スル文書ハ別冊トナシ氣象上諸報告ハ凡テ各
部類ニ依リ別冊トナス

第二十一條 簿書ヲ別チテ二類トシ第一類ハ無期第二類ハ五年間保存スルモノトス而シテ其種
類ハ左ノ如シ

第一類ハ

一 氣象觀測諸原簿類

二 各所氣象諸報告類

第二類ハ

一 金錢出納諸帳簿類

二 金錢出納ニ關スル證書類

三 第十五條定ムル所ノ簿冊

第二十二條 保存期限ヲ經過シタル文書ハ經伺ノ上公賣ニ附スベシ

第六章 雜則

第二十三條 職員出席セバ先ツ出勤簿ニ捺印スベシ

第二十四條 疾病等ノ事故ニヨリ欠勤スルモノハ其事由ヲ具シ午前十時迄ニ届出ベシ
病氣引籠ヲ一週日ニ及ブキハ醫案ヲ添ヘ届出爾後一週日毎ニ届出ヅベシ
在所中發病若シクハ不得止事故ニヨリ退所セントスルトキハ事由ヲ具シ所長ノ承認ヲ得ベシ

第七章 宿直規程

第二十五條 宿直ハ技手二名ヲ以テ之ニ充ツ

第二十六條 宿直者ハ徹夜當直ニ觀測スルハ勿論兼テ所内ノ取締ヲナスモノトス

第二十七條 退所後第四條第五條第六條ノ場合ニ遭遇スルハ所長ニ急報シ第五條第六條ハ所
長ノ指揮ヲ待テ執行スベシ

第二十八條 宿直ニ於テ收受シタル文書ハ收受簿ノ番號件名廳名等登記シ事務掛ノ證印ヲ徵ス

第二十九條 休日二日以上ニ渉ル時ハ其受ケタル文書ハ之レヲ取經メ順次引繼キ置キ開所ノ日事務掛ヘ引渡スベシ

第三十條 宿直ニ於テ文書ヲ發送セサルモノトス但シ臨時要急事件ハ第四章ノ手續ニヨリ發送スル事ヲ得

第三十一條 宿直者ハ宿直翌日事務差支ヘナキトキハ所長ノ許可ヲ得テ退所スルコトヲ得

第三十二條 宿直中發病等ノ爲メ退所セントスルキハ代員ニ囑託シ其出席ヲ待テ退宿スルモノトス

第八章 附則

第三十三條 本則ノ外氣象臺測候所條使施行細則定ムル所ノ事項ハ總テ該則ニ依ルベシ
ついで同二十四年十二月一日西成郡川北村大字西島に警報信號標を設置して同日より實施し十一月豊能郡東郷村及び泉南郡多奈川村に於いて氣象觀測を開始せり明治二十五年一月當所ニ知事官舎及び警察本部との間に電線を架設シ天氣豫報暴風警報等の通話を開始し二月準基寒暖計を増設せり四月中央氣象臺よりシカゴ府コロンブス世界博覽會に出品のため大阪氣象調査の依頼を受け又豊能郡西郷村に於いて氣象觀測を始め六月十五日當測候所構内及び木津川水上警察分署構内に警報信號標を設置して同日より實施し六月五日地方天氣豫報要語を改定し三十三年四月二十六日又改定せらる依りて翌九月泉南郡尾崎村に於いて氣象觀測を開始せり

越えて同二十六年七月一日豊能郡東郷村に又七月十五日泉南郡岸和田港水上巡查派出所構内に孰れも警報信號標を設置して同日より施行し十一月當測候所内に電話器を備へて東京天文臺より正

午時の通報を開始せり。

明治二十七年五月堺岸和田兩港の警報信號標に天氣豫報信號標をも併はせて掲揚することとし又十月一日泉南郡谷川港水上巡查派出所構内に警報信號標を設置して同日より暴風警報及び天氣豫報信號の掲揚を實施し十月北河内郡田原村に於いて氣象觀測を開始せり

明治二十八年四月一日從來内務大臣の監督たりしもの此の日より轉じて文部大臣の監督に歸せり明治二十九年六月大阪氣象五年報を刊行し八月自記風信器を増置し翌三十年四月晴雨計比較用サイホン形晴雨計並に排氣器を備へ同十二月改良普通地震計を増置し翌明治三十一年三月五日氣象臺測候所條例施行細則を左の如く改定せられき

氣象臺測候所條例施行細則

第一條 中央氣象臺ハ全國ノ氣象事業ヲ統轄シ全國ノ氣象ヲ調査シ全國ニ天氣豫報暴風警報ヲ發シ及ビ氣象器械ノ檢定ヲ爲ス處トス

第二條 地方測候所ハ所在地ノ氣象ヲ觀測シ所屬廳管内ノ氣候ヲ調査シ茲ニ中央氣象臺ノ天氣象報ニ基キ地方天氣象報ヲ發スル所トス

地方測候所ト公私ノ依頼ニ應ジ天氣象報暴風警報ノ通報ヲナスコトヲ得

第三條 測候所ヲ分テ一等二等トス
一等測候所ハ晴雨計寒暖計乾温計最高最低寒暖計日温計地温計地中寒暖計風力計風信器雨量計蒸發計日照計地震計等ヲ備へ毎時觀測ヲナスベシ
二等測候所ハ晴雨計寒暖計乾温計最高最低寒暖計風力計風信計雨量計地震計等ヲ備へ一日六回ノ觀測ヲナスベシ

第四條 測候所ハ前條備附ケノ器械中日照計地震計ヲ除クノ外ハ豫備器ヲ備フベシ

第五條 測候所ハ中央氣象臺ヨリ暴風警報ヲ受ケタルキ又ハ天候不穩ト認メタタキハ中央氣象臺長ノ定メタル方法ニヨリ臨時觀測ヲ爲スベシ

第六條 測候所ハ中央氣象臺ニ左ノ報告ヲ爲スベシ

氣象電報

氣象月報

氣象年報

一周年事務報告

氣象五年報

暴風報告

雷雨報告

地震報告

積雪報告

動物報告

植物報告

雜報

第七條 測候所ハ互ニ氣象月報氣象年報及ビ氣象五年報ヲ交換スベシ

第八條 測候所ハ中央氣象臺ヨリ天氣豫報又ハ暴風警報等ヲ受ケタルキハ直ニ之レヲ揭示スベシ

第九條 測候所ノ觀測ノ方法器械ノ品位報告ノ書式及期限天氣豫報要語又ハ氣象信號標式等ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ中央氣象所長之レヲ定ム

第十條 測候所ニ於テ地方天氣象報ヲ積スルニハ一箇年間天氣豫考ヲナシ其成績表ヲ添ヘ地方測候所ハ地方長官ニ於テ其他ノ測候所ハ地方長官ヲ經由シテ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十一條 測候所ハ毎月地方天氣豫報ノ適否ヲ取調ヘ中央氣象臺長ニ通知スベシ

第十二條 條例第一條ニ依リ地方測候所ヲ設立セントスルニハ左ノ諸件ヲ詳記シ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ

一 敷地建物ノ坪數及ビ其附近ノ地勢ヲ示スニ足ルベキ圖面

二 建物ノ構造

三 等級

四 名員ノ數

五 使用スベキ器械ノ明細書

六 經費象算書

第十六條 前條測候所ノ敷地建物若シクハ等級ヲ變更セントスルキハ第十三條ニ準據シ地方長官ヲ經由シテ文部大臣ノ許可ヲ請フベシ又其他ノ事項ニ異動アリタルキハ地方長官ヲ經由シテ文部大臣ニ届出デ同時ニ中央氣象臺長ニ通知スベシ

第十七條 第十五條ノ測候所ヲ廢止セントスルキハ其事由ヲ詳記シ地方長官ヲ經由シテ文部大臣ニ届出ツベシ

第十八條 文部大臣ハ隨時中央氣象臺技師ヲシテ測候所ヲ巡閱セシム

第十九條 條例第四條ノ地方測候所費ハ北海遺廳ニ於テハ本廳費沖繩縣ニ於テハ地方費ヲ以テ支辨スベシ

第二十條 警報信號標ハ中央氣象臺長ノ定メタル氣象信號標式ニ據リ設立スベシ

第二十一條 郡市町村又ハ人民ニ於テ新ニ警報信號標ヲ設立セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ請フベシ

第二十二條 地方長官新ニ警報信號標ヲ設立シ若シクハ其設立ヲ許可シタルキハ實施ヨリ少クモ三十日前左ノ諸件ヲ詳記シ文部大臣ニ開申シ同時ニ中央氣象臺長ニ通知スベシ

一 位置及地勢畧圖ヲ添フルヲ要ス

二 信號柱ノ高さ及信號ノ種類

三 維持ノ方法測立ノ費途ヲモ記載スルヲ要ス

四 管理者

第二十三條 警報信號標ノ異動ヲ生ジタルキハ地方長官ハ之ヲ文部大臣ニ開申シ同時ニ中央氣象臺長ニ通知スベシ

第二十四條 前二箇條ノ場合ニ於テハ文部大臣之ヲ告示ス

附則

第二十五條 地方長官又ハ測候所設立者ハ此規則施行ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ既設測候所ニ係ル第十二條及第十五條ノ諸件ヲ文部大臣ニ開申スベシ

尙同年度に於いては晴雨計室を新築し四月泉南郡多奈川村氣象觀測所を同郡深日村に移し十一月十五日より攝河泉の野に於いて特別大演習あり 大元帥陛下の當地ニ御駐紮あらせらるゝや十五

日より十九日まで毎日天氣圖を製し全國天氣概況管内氣象概況及び天氣豫報を大本營へ奉呈せり。翌明治三十二年五月一日當所長大阪市築港事務所氣象監督を囑托せられ六月洪水豫報調査のため淀川上流地方雨量觀測所へ暴雨電報發送の件を本府内務部長を経て照會し六月一日より大阪市築港事務所に於いて氣象觀測を開始せり降りて同年十一月レヲニッ流星群の地球に接近すべき報ありしを以つて同月十三日より二十日まで連夜徹宵天體觀測に従事して其の結果流星を觀測せし數實に二百〇九に達せりを府知事天文測長中央氣象臺長へ報告せり尙八月十四日府知事の認可を経て公衆の依頼に依り氣象器械を比較し證明書を下附することを開始し(但無手数料とす)又同年中より六甲山鳴動して止まざるを以つて三十三年一月七日當所長出張視察して其の状況を府知事へ具申せり。

越えて明治三十三年一月柳川東岸の揭示場を測候所構内に移し三月大阪氣象十年報を刊行し氣象觀測法を制定して管内各觀測所へ配布し又四月二十六日大阪地方天氣豫報暴風警報規程を改めざる即左の如し。

天氣豫報

一 地方天氣豫報ハ毎日午後六時ヨリ向フ二十四時間ノ天候ヲホスモノニシテ其種目ヲ別チテ風

向天氣及溫度ノ三種トス

但シ溫度ハ前日ニ比シ昇降ノ著ルシキ場合ニ發スルモノトス

一 天氣豫報ハ毎日午後四時前後ニ發スルモノトス

一 豫報區域ハ大阪府管内ヲ限リトス

一 天氣豫報ハ左ノ要語ヲ用フ

風之部

北ノ風
 北乃至東ノ風
 東ノ風
 南乃至東ノ風
 南ノ風
 南乃至西ノ風
 西ノ風
 北乃至西ノ風
 風ノ向キ定マラズ
 天氣ノ部
 晴レ
 晴レ但シ天氣惡シクナル
 晴レ但シ天氣不定
 晴レ後曇ル
 晴レ後雨(或ハ雪)
 晴レ但シ少雨(或ハ少雪)
 晴レ但シ驟雨
 曇リ

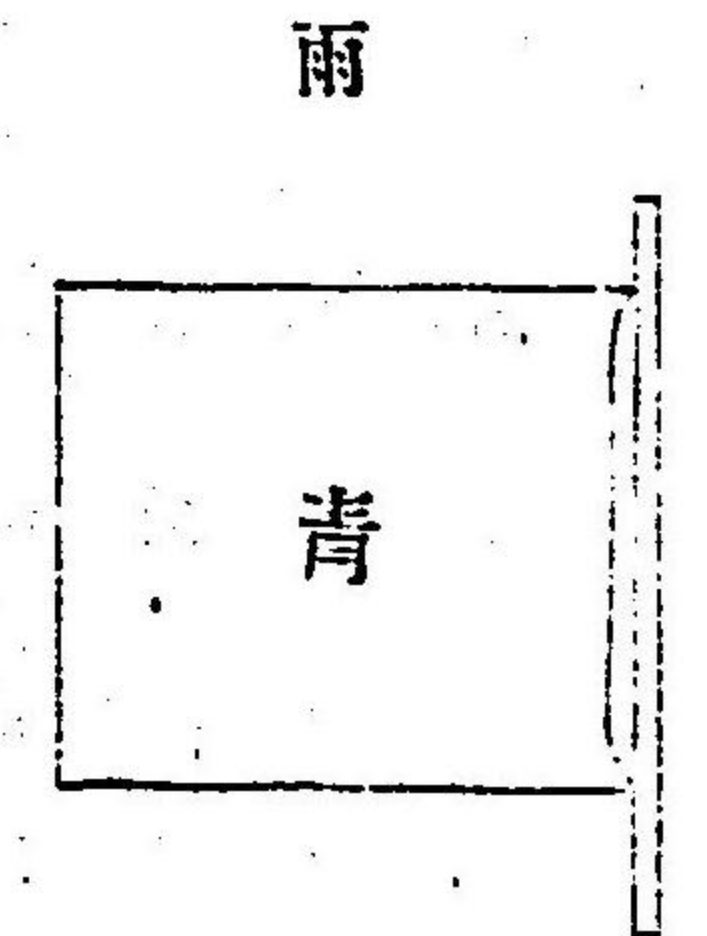
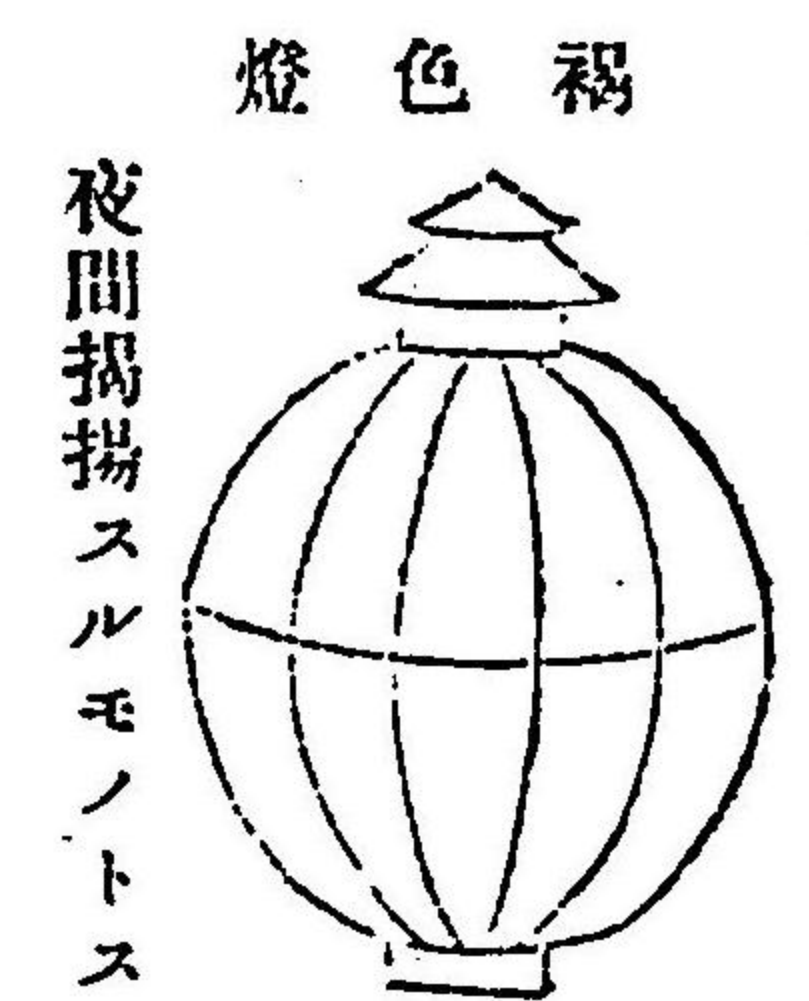
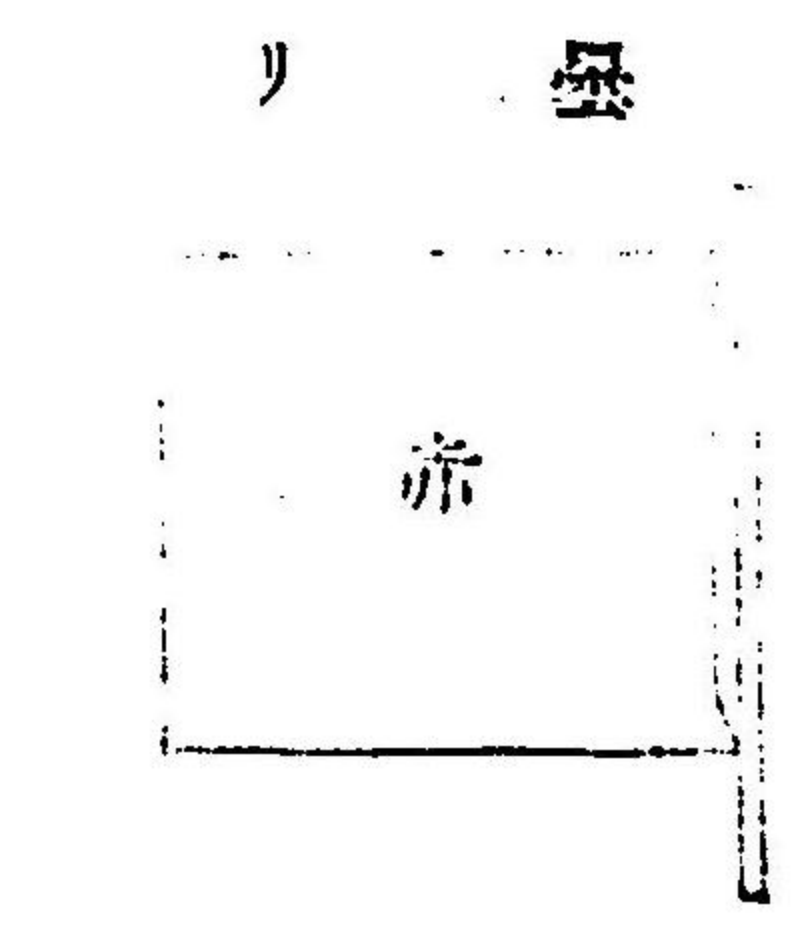
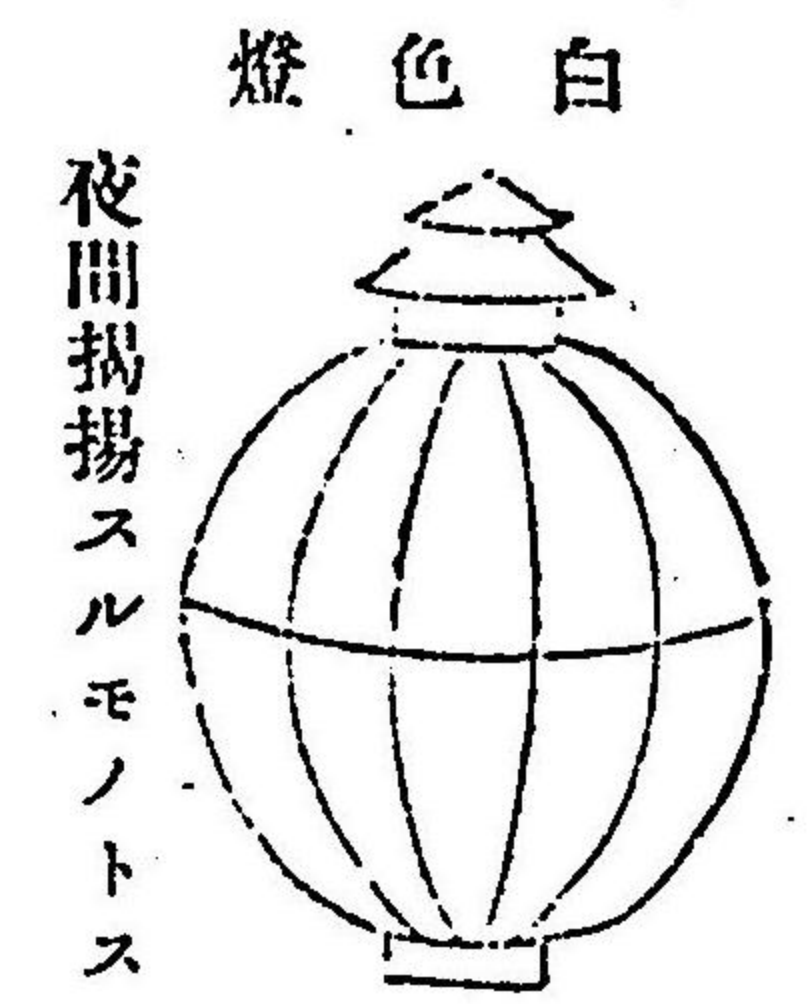
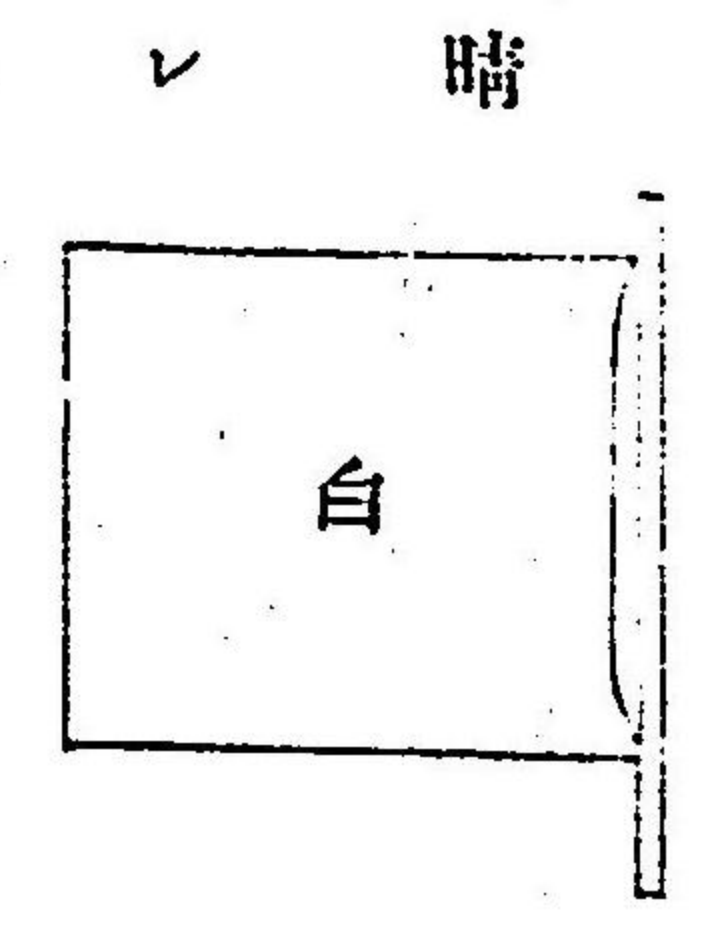
曇リ但シ天氣不定
 曇リ後チ雨
 曇リ但シ少雨
 雨
 雪
 雨又ハ雪
 霧レル
 雨(或ハ雪)後晴レ
 溫度ノ部
 寒クナル(冬春)
 暖クナル(冬春)
 涼シクナル(夏秋)
 暑ツクナル(夏秋)

一天氣豫報信號旗ハ三角旗及方旗ノ二種トス
 一三角旗ハ風向信號ニシテ之レヲ左ノ四種ニ分ツ

風ノ北
 白
 風ノ東
 青



〔北乃至東ノ風及北乃至西ノ風ハ〔北〕ノ信號ヲ用フ〕
 〔南乃至西ノ風及南乃至東ノ風ハ〔南〕ノ信號ヲ用フ〕
 一方旗ハ天氣信號ニシテ左ノ三種ニ分ツ



雪ノ信號ハ常分ノ内雨ノ信號ヲ用フ

夜間掲揚スルモノトス

夜間掲揚スルモノトス

〔晴〕但シ天氣不定〔晴〕レ但シ天氣惡シクナル〔晴〕レ但シ少雨或ハ少雪〔晴〕レ但シ驟雨ハ〔晴〕レノ信號ヲ用フ

〔晴〕後チ曇ルハ方旗二個ヲ掲グ但シ〔晴〕レノ信號ヲ上トシ〔曇〕リノ信號ヲ下トス

〔晴〕後雨或ハ雪ハ方旗二個ヲ掲グ〔晴〕レノ信號ヲ上トシ〔雨〕ノ信號ヲ下トス

〔曇〕リ但シ天氣不定及ビ〔曇〕リ但シ少雨或ハ少雪ハ〔曇〕リノ信號ヲ用フ

〔曇〕リ後雨或ハ雪ハ方旗二個ヲ掲グ〔曇〕リノ信號ヲ上トシ〔雨〕ノ信號ヲ下トス

〔霧〕レルハ〔晴〕レノ信號ヲ用フ

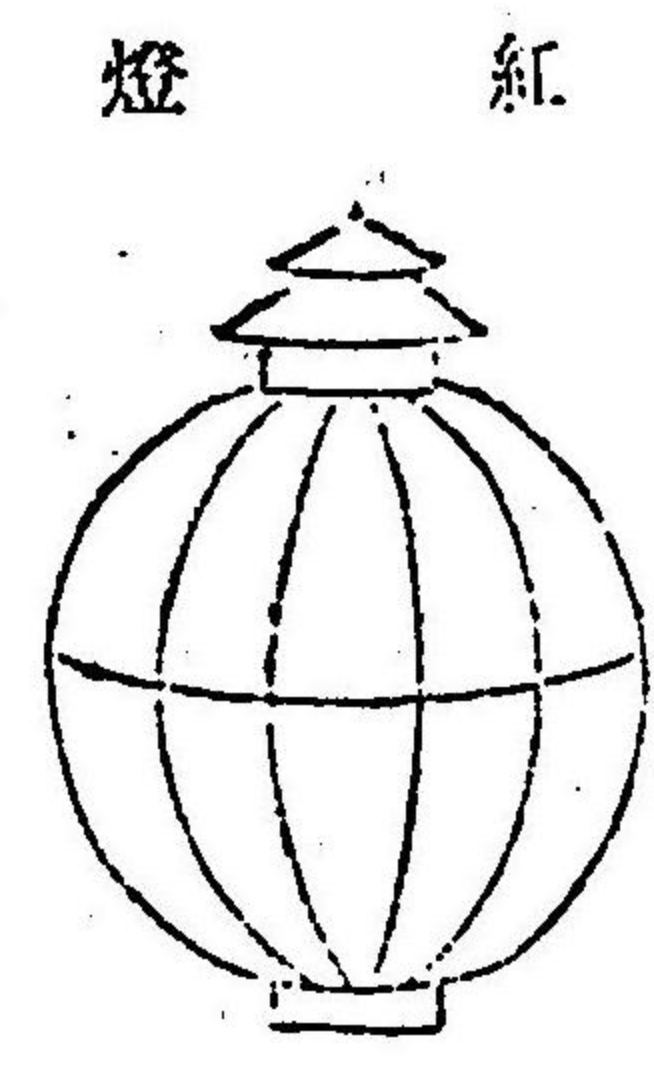
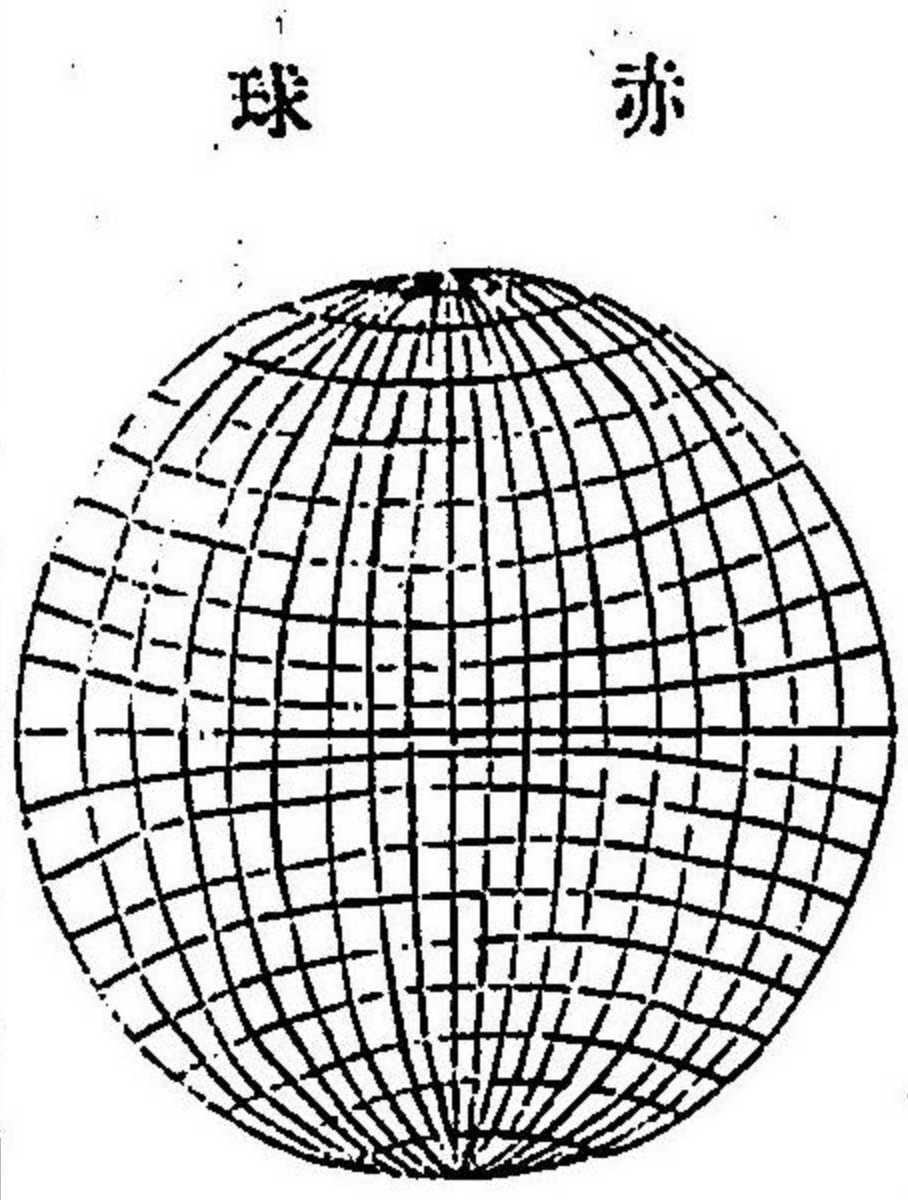
〔雨〕後チ晴レハ方旗二個ヲ掲グ〔雨〕ノ信號ヲ上トシ〔晴〕レノ信號ヲ下トス

暴風警報

一警報信號標ハ中央氣象臺ヨリ暴風警報ヲ受ケタルルルハ掲揚シ解報ヲ受ケタルルルハ卸下スルモノトス

但シ信號標下ニ警報ノ全文ヲ揭示ス

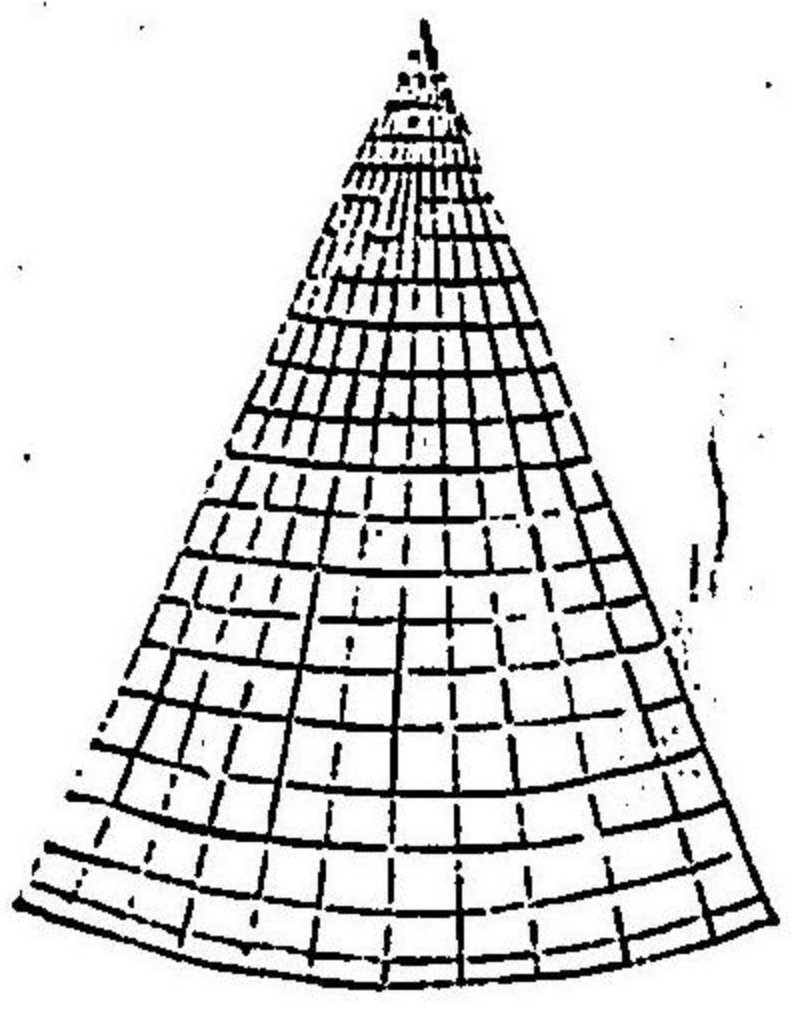
一警報信號標ハ赤球及赤圓錐ノ二種トス
 海上不穩又ハ海陸ニ風雨ノ虞アルヲ示ス



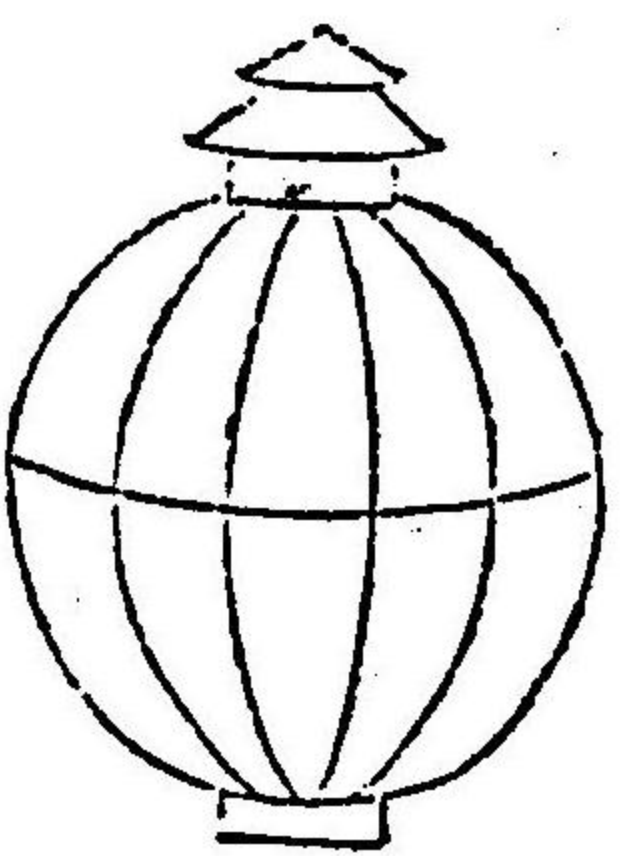
夜間掲揚スルモノトス

暴風雨ノ虞アルヲ示ス

赤圓錐

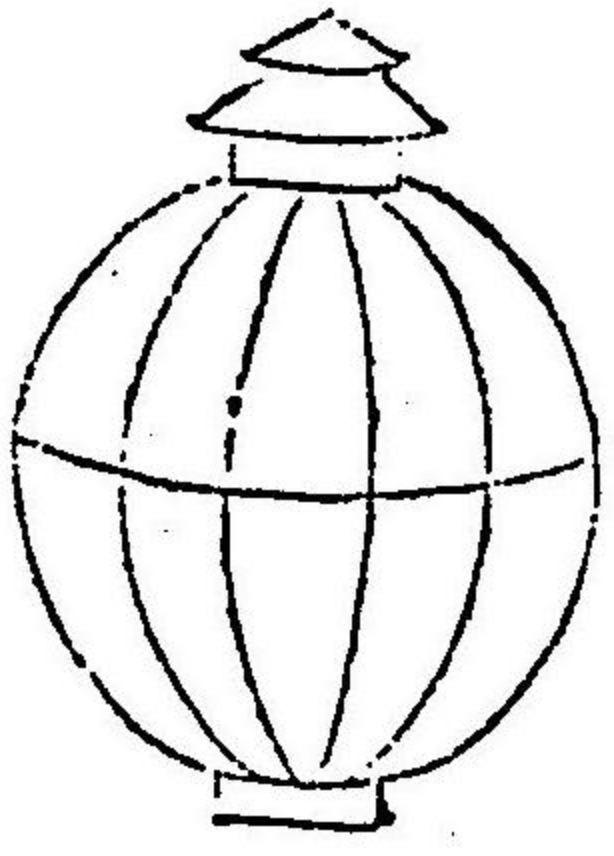


紅



夜間ハ二個ヲ横列シテ掲揚スルモノトス

燈



又同四月自記雨量計を増設し、又土壤の温度調査のため地中十種、二十種、三十種の温度毎時観測を開始し、五月十七日より十九日まで本府管内氣象観測主任並に囑託員を測候所内に召集し觀測打合會を開けり。是れ實に第一回の會合にして、尙三十三年度に於ける重なる事業を擧ぐれば、地震計室の新築地動計、傾斜計、強震計の増設等にして、其の他管内氣象調査に必要なる豊能郡根根莊村大字天王及び三島郡清水村に氣象観測所を増設し、且從來器械の備はらざりし觀測所には更に器械を増設して各所を均一ならしめ、又泉南郡佐野尾崎は漁村にして暴風警報天氣豫報は最も必要なるを以つて、兩所に警報信號柱を新設して七月十六日より實施し、又電話交換に加入し從來飛脚を以つて天氣豫報、暴風警報を配布せしものを總べて電話を用ひ、又從來本府管内氣象年報をのみ刊行せしを本年度よりは更に氣象月報をも刊行するに至りし等、畫策する處極めて多かりき。尙六月十八日勅令第二百六十八號を以つて地方測候所職員に關する件を公布せられき。即左の如し。

第一條 地方測候所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

技師

技手

書記

土地ノ情況ニヨリ常分ノ内技師ヲ置カザルコトヲ得

第二條 所長ハ技師技手又ハ道廳府縣官吏ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 技師ハ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受ク

技師ノ任免奏薦及宣行ハ明治二十五年勅令第九十六號高等官々等奉給令第四條第五條ノ例ニ依リ之レヲ行フ

第四條 技手及書記ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ク技手及書記ノ任免ハ地方長官之ヲ行フ

第五條 技師ハ左ノ資格ノ一ヲ有スルモノ、中ヨリ之ヲ任用ス

一、三年以上中央氣象臺又ハ附屬測候所ニ於テ氣象事務ニ從事シ判任官四級俸以上ノ俸給ヲ受ケタル者又ハ受ケタル者

二、五年以上同一測候所ニ於テ氣象事務ニ從事シ月俸四十五圓以上ノ俸給ヲ受クルモノ又受ケタルモノ

三、氣象ニ關シ特別ノ學術技藝アルモノ

第六條 技手ハ左ノ資格ノ一ヲ有スルモノハ中ヨリ之レヲ任用ス

一、中學校ヲ卒業シタルモノ又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノ

二、三年以上中央氣象臺又ハ測候所ニ於テ氣象事務ニ從事シタルモノ

第七條 技師技手及書記ノ官等々級ハ其俸給額ニ應ジ別表ニヨリ文武高等官々等又ハ文武判任官等級ニ配當ス但シ同官等内又ハ同等級内ニ於テハ文武ノ次席タルベシ

(別表は略す)

右勅令の施行せられしは翌三十四年四月一日にして又同年五月三十一日地震計室建築の竣成せしを以つて地動計傾斜計を据付けて六月一日より不斷地殻の動靜觀測を開始し又強震計を据付けて強震以上の地震觀測の用に供せりついで同月十三日大阪府訓令第三十二號を以つて氣象觀測規程を定め左に其の全文を示さん

氣象觀測規程

第一條 氣象觀測ヲ爲スベキ郡役所及市役所ハ本知事之レヲ指定ス

第二條 氣象觀測ハ毎日午前十時(中央標準時)ヲ以テ之レヲ爲スモノトス但シ第六條ノ現象アリタルキハ其都度之ヲ觀測スベシ

氣象觀測ノ方法及之ニ關スル細則ハ府立大阪一等測候所ニ於テ之ヲ定ム

第三條 氣象觀測ヲ爲スベキ事項ハ左ノ如シ

- 一 空氣ノ壓力
- 二 空氣ノ溫度
- 三 空氣ノ濕度
- 四 雨雪量
- 五 風向
- 六 風力

七 雲量

八 天氣

九 氣中ノ現象

十 動植物現象

十一 土地河海ノ異變

前項ノ外土地ノ狀況ニヨリ必要ト認ムル事項ハ府立大阪一等測候所ニ於テ定ム

第四條 前條ニ依リ觀測シタル結果ハ之レヲ定期臨時ノ二種ニ分チ府立大阪一等測候所ニ報告スベシ

前項報告ノ様式ハ府立大阪一等測候所ニ於テ之ヲ定ム

第五條 定期報告ノ種別及報告期限左ノ如シ

- 一 氣象月報(毎月一回翌月五日以内)
- 二 氣象年報(毎年一回翌年一月末日以内)
- 三 動植物報告(毎年一回翌年一月末日以内)
- 第六條 臨時報告ヲ爲スベキ事項左ノ如シ

一 暴風

二 雷

三 雨雪量(一日中ニ五十耗以上ニ達シタルトキ)

四 河川ノ水量常水位ノ超過シタル并)

五 霜雪ノ初期

六不時ノ降霜及降雪
 七大雪及降雹
 八地震
 九山嶽ノ崩壞又ハ破裂
 十地盤ノ龜裂又ハ陥落
 十一灰石ノ降下
 十二山海ノ鳴動
 十三海岸ノ騰嘯
 十四前各號ノ外異常ノ現象
 臨時報告ハ前項ノ現象アリタルハ直ニ電話其他應急ノ方法ヲ以テ急報シ更ニ其詳況ヲ二十四時間以内ニ報告スベシ
 第七條 氣象觀測ノ指定ヲ受ケタル郡役所及市役所ハ其吏員ノ中ニ就キ氣象觀測ノ主任ヲ選定シ之ヲ府立大阪一等測候所ニ報告スベシ但シ之レヲ改選シタルハモ亦同シ
 附則
 第八條 本令施行以前ヨリ引續キ氣象觀測ヲ施行セルモノハ本令ニ依リタルモノト見做ス
 第九條 明治二十二年大阪府訓令第八十號及明治二十六年大阪府訓令第二十四號ハ廢止ス
 其の他同六月二十日より三日間第二回觀測打合會を開き八月一日風力計附屬自記器を増置し十月毎時觀測五年報を刊行配布せり
 越後て明治三十五年に至りては三月を以つて土壤溫度調査のため更に地中四十種五十種六十種の

溫度毎時觀測を増加し四月リシャル形自記濕度計を増置し又五月八日より三日間第三回觀測打合會を開けり七月十六日山階宮菊麿王殿下當所へ成らせられて親く御巡覽あり翌日殿下へ大阪氣象報告其の他を奉呈せり
 以上は明治十二年より今明治三十五年六月に至る沿革の概略にして尙現在の管内氣象觀測所位置並に管内警報信號標所在地を示せば左の如し
 本府管内氣象觀測所位置
 天王寺(東成郡役所内)
 茨 (三島郡役所内)
 池田(豐能郡役所内)
 長承寺(泉北郡役所内)
 岸和田(泉南郡役所内)
 富田林(南河内郡役所内)
 八尾(中河内郡役所内)
 枚方(北河内郡役所内)
 堺 (堺市役所内)
 清水(三島郡清水村役場内)
 東郷(豐能郡東郷村役場内)
 天王(豐能郡根根莊村天王小學校内)
 深日(泉南郡深井村役場内)

尾崎(泉南郡尾崎村役場内)
 田原(北河内郡田原村役場内)
 西島(大阪市西區西島町)
 本府管内警報信號標所在地
 府立大阪一等測候所構内
 安治川水上警察署構内
 木津川水上警察分署構内
 天保町水上警察分署構内
 泉南郡谷川港水上巡査派出所構内
 同郡岸和田港水上巡査派出所構内
 同郡尾崎村海岸
 同郡佐野村海岸
 堺市堺港水上巡査派出所構内
 大阪市西區西島町河岸
 (以上府立)
 豊能郡東郷村役場内丘上
 (以上村立)

農業誌 目次

第一章	土地	二
第二章	農業人口及び戸數	一七
第三章	水利	二五
第四章	作物	五一
第一節	米	五八
第二節	麥	六四
第三節	甘藷	六七
第四節	芸薹	七一
第五節	實綿	七四
第六節	果樹	七七
第七節	蔬菜	七九
第五章	肥料	七九
第一節	種類	八〇
第二節	主要作物に施用する肥料の種類及び分量	八一
第三節	取引方法	八一
第四節	不正肥料	八二

第五節	肥料	八二
第六章	害蟲驅除	八三
第七章	養蠶	九一
第八章	製茶	九七
第九章	農家の副業	一〇七
第十章	農業金融機關	一〇九
第一節	大阪農工銀行	一〇九
第二節	信用組合	一一八
第十一章	農家生計の一斑	一二〇
第十二章	農事雜件	一三五
第一節	地主と小作者との關係	一三五
第二節	農家労働の狀況	一三六
第三節	雇人雇入の方法及び其の賃錢	一三九
第四節	農家産物買入の實況	一四一
第十三章	農會	一四二
第一節	府農會	一四三
第二節	郡市農會	一五三
第三節	町村農會	一五五

第十四章	農事教育	一五六
第一節	大阪府立學校	一五六
第二節	短期農事講習會	一五九

農業誌

大阪府編纂

農天下大本也民所恃以生也(下略)

崇神天皇六十二年詔

崇神天皇の初めて府下に農事を勤め給ひしよりついで我が迅速の地に都し給ひし仁徳天皇の河江の開墾堤塘の修築となり、府下の農業は茲に其の端緒を啓きて發達の氣運に向かひ全國の農業史上最古の位置を占むるに至れり。是に於いて此の誌を編せんとするに當りても多少古書を渉獵し又廣く老農の言に質し稿を訂補する前後三回に及び、印刷に回附せしは實に三十五年十二月廿七日なりき。然るに翌三十六年一月十日の夜某印刷所火を失して誌は不幸其の稿の全部を失なひ二たび起稿せざる可からざるに至りしが期は業に既に目前に迫りて一週日以上の日子を興へず、僅々數日にして綴に成りしもの即ち此の誌なり、材料に就いて、將體裁に就いて今また言ふを要せず、唯以上を記して讀者の諒察を得ば足らん而已。

我が國泰西文物の輸入せられし以來諸般の事物は長足の進歩をなし、商業に工業に其の發達の跡歴然として見るべく其の進歩の著しき彼外人をして轉嘆賞せしむるに至れり。然るに農業に至りては從來他の商工業に比し種々の方法により非常に其の發達進歩を扶掖誘導せしに係はらず其の進歩の遅々としていまだ著しく發達せる事實の顯はれざるは實に遺憾なりと謂ふべし。蓋是れ主として左の四項に基因せるものならん。

一、農業家に資本の乏しきこと。

- 一、農業の利潤寡少なること、
- 二、農業家の智識低きこと、
- 三、農業の天然に左右せらるゝ多きこと。

然りと雖現今或ひは勸業銀行及び農工銀行の設あり、或ひは産業組合法等あれば以つて資本融通の便を計り農業家に資本の缺乏を補ふの道必しも備はらずと曰ふを得ず、又農學校或ひは農事講習會或ひは農談會等ありて農家の智識を開發するの途開け或ひは農事試験場ありて作物の改良を計るを得、其の他或ひは農會の如きありて斯業發達の方法を講じ諸種の副業を奨励して農家の利益増收の策を案じ、或ひは諸種の研究により自然に來たる障礙の幾分は之れを豫防することを得べし。若夫れ斯業者にして奮勵一番以つて大いに奮策する所あらば豈他業者の下に永く位するものならんや。然り而して其の振興を圖る須らく過去の経歴を知るを要す、現在を通觀し過去の経歴に鑑みるに非ざれば以つて將來の發達は期し難し。農事調査の必要即是に在り、以下聊章を分ちて其の梗概を記せん。

第壹章 土地

大阪府は東西二十里餘南北十九里餘總面積一百十八方里にして、其の地勢たる北東南の三方は葛城、生駒、信貴、能勢諸山の山脈を負ひて京都府及び奈良、和歌山の二縣に界し、西方は兵庫縣に隣接して茅渚海を擁し沿岸十七里餘、淀川は其の源を近江國琵琶湖に大和川は大和國山邊郡關生村に發し共に本府を貫流して茅渚海に注ぎ、其の他大小無數の河川は縱横に疏通し水利の便灌漑の利多し。土性は

第四紀新層及び第四紀古層大部分を占め、中央は平坦にして土地膏沃頗耕作に適せり。土地使用の程度。左に府下各郡に於ける總面積及び每方里中耕作地の町歩並に總面積と耕地の割合とを掲げ以つて土地使用の程度を示さん。

郡名	總面積	一方里中耕地	總面積に對する現耕地百分率
西成	二、九一	一三九三、二六	八九、三八
東成	五、六三	八五九、二一	五五、二五
三島	一四、四〇	六二四、六五	四〇、一七
豐能	一二、七〇	四一〇、七六	二六、四一
泉北	一四、六九	五八一、三六	三七、四八
泉南	一八、五六	四七七、九二	三〇、七三
南河	二一、二九	四五八、三五	二九、四七
中河	八、八六	一〇四四、〇六	六九、一四
北河	一三、八四	七二二、五二	四六、四六

上表に據れば府下に於いて耕地使用の程度最高きは西成郡にして中河内郡東成郡之れに亞ぎ、而して其の最低きを豐能南河内の各郡とす。耕地に適する土地。府下に於ける地勢上耕地たるに適する土地(概測傾斜約十五度以下を以つて耕地に適する平地とせり)及び其の總面積と現耕地との關係を示せば左の如し。

國名	總面積	概測約十五年度下の平地	總面積に對する同平地百分率	現耕地	平地に對する現耕地百分率
攝津	一四五、五六六、七丁	四九、七七一丁	三四、一	三九、五〇〇丁	八九、〇
和泉	五二、〇九九、二	二二、〇八三	四二、三	一七、四一一	七八、〇
河内	六八、四二八、八	三〇、〇九九	四三、九	二九、〇〇六	九六、〇

以つて我が大阪府下に於ける土地にして將來なほ耕地として使用するに足るべき者少なからざるを見るべし。

耕地反別並に地價。明治三十四年末日現在耕地の反別は七万七百二十一町九反にして、之れを各都市に區別すれば左の如し。

耕地反別

郡市名	田	畑	計
大阪	九四八、七〇、三	九七七、〇	一、九二五、七〇
堺	一、九七二、五	一、三五一、三	三、三二三、八
西成	三、一九三、三	一、六一三、四	四、八〇六、七
東成	八、二六七、五	六六六、三	八、九三三、八
三島	四、〇九二、五	一、一四一、〇	五、二三三、五
豊能	五、四六一、三	三、一三五、五	八、五九六、八
泉北			

郡市名	田	畑	計
泉南	七、〇六〇、八	一、七九八、〇	八、八五八、八
南河内	八、一三〇、三	一、六〇三、九	九、七三四、二
中河内	六、一八八、六	三、〇六二、二	九、二五〇、八
北河内	八、五二七、八	一、四七一、七	九、九九九、五
計	五三、八四三、六	一六、八七八、三	七〇、七二一、九

耕地反別の最多きは河内の三郡にして内田反別は北河内三島南河内の三郡に最多く、畑反別は泉北中河内の二郡に最多しとす。

耕地の地價

郡市名	田		畑	
	總地價	壹反歩平均地價	總地價	壹反歩平均地價
大阪	四九三、五七四	五七	三〇三、九三五	三四
堺	一〇二	三四	八、三三三	一四
西成	一、一九九、〇〇四	六二	四九三、九四九	三六
東成	一、六六五、三三一	五二	五六〇、六一八	三五
三島	四、一八六、一六六	五一	一一八、八一八	一八
豊能	一、八七八、六四二	四六	二二一、四八九	一九
泉北	二、八一四、九七二	五二	五九一、二九九	一九
泉南	三、七〇二、四五二	五二	三五〇、四八九	二〇

土地

五

四

南河内	四、三五二、二五二	五四	三三六、五六九	二一
中河内	三、三四四、六〇一	五四	一、〇七〇、八六五	三五
北河内	四、三〇一、八九六	五一	二六五、七四〇	一八
計	二七、九三八、九九一	五二	四、三二二、一〇五	二六

耕地の使用。耕地の内田一毛作一万五千七町三反同二毛作三万八千四百二町三反にして、畑の一毛作二千七百五十九町三反同二毛作一万一千八百七十六町五反同三毛作一千六百九十六町四反なり、又各種の作付反別は十二万三千四百二十三町四反にして耕地一反歩に對し一反七畝餘に當れり之れを細別すれば左の如し。

耕地使用の程度

郡市名	田	畑	計
大阪	一、七三二、八〇、六	一、九〇五、四一七六、四	三、六三八、二一七七、〇
堺成	三、一五九、一	二、七〇七、一	五、八六六、二
東成	四、六二六、一	三、八一八、五	八、四四四、六
三島	一、二、五三五、九	一、三三九、六一	一三、八七五、五
豊能	七、〇六〇、〇	一、九〇九、六一	八、九六九、六一
泉北	九、九一三、〇	五、三三九、四	一五、二五二、四

泉南	一三、一九三、一	三、一三二、五	一六、三二五、六
南河内	一五、六八五、〇	三、一〇三、七	一八、七八八、七
中河内	九、九〇一、六	五、九五三、一	一五、八五四、七
北河内	一四、〇一四、七	二、二一六、二	一六、二三〇、九
計	九一、八二二、九	三一、六〇一、五	一二三、四二三、四

第貳章 農業戸數及び人口

世運の趨勢は田舎邊陲の民を驅りて都會に集め從來農業家たりし者をして漸次商工業に轉せしむるの傾向を呈せり、今精確なる統計なきを以つて茲にこれを詳にする能はざれども府下に於ける農業家の減少の割合を掲ぐれば次の如し。

農業専業者	明治二十三年	同	三十三年	減
同 兼業者	八一、四八三	五九、七二一	二一、七六二	
計	五〇、九五〇	三五、三七二	一五、五七八	
	一三二、四三三	九五、〇九三	三七、三四〇	

即、最近十箇年に於いて右表の如き減少を來たせり。又市と郡との戸口増加の割合は左の如し。

農業戸數及び人口

戸口	全府		大阪市		郡部	
	戸数	戸百に付き増減	戸数	戸百に付き増減	戸数	戸百に付き増減
明治二十四年	二六三、七五〇	—	九二、一〇一	四八三、六〇六	一七二、六四九	八七三、七五二
同三十年	二八七、三四七	—	一五三、七七二	七五八、二八五	一三三、五七五	七七〇、三八〇
同上増減比較	増 二三、五九七	増 一七二、三〇七	増 六一、六七一	増 二七四、六七九	減 三八、〇七四	減 一〇三、三七二

二十四年より三十年までの間に於いては郡部なる東成西成兩郡の最人口の多き部分を割きて之れを市に合併せしことあれども市の人口増殖の迅速なるに反し農村戸口の減少する事實を認むるを得べし今明治三十四年末に於ける農の戸數及び人口を掲ぐれば左の如し。

農戸數の一

農戸數の二	専業		兼業		小作		計
	戸數	戸百に付き増減	戸數	戸百に付き増減	戸數	戸百に付き増減	
大 阪 市	五一六	—	九六〇	—	一、四七六	—	一、四七六
大 阪 市	三三二	—	三六	—	三五八	—	三五八
西 成 市	二、四四四	—	一、三〇三	—	三、七四七	—	三、七四七
東 成 市	三、九五四	—	一、九三七	—	五、八九一	—	五、八九一
三 島 郡	七、七三六	—	四、四三七	—	一二、一七三	—	一二、一七三
三 島 郡	四、五二八	—	二、三二六	—	六、八五四	—	六、八五四
豊 能 郡	七、四〇五	—	五、六四一	—	一二、〇四六	—	一二、〇四六
泉 北 郡	七、〇四九	—	四、三八七	—	一一、四三六	—	一一、四三六
泉 北 郡	八、四九七	—	五、六七三	—	一四、一七〇	—	一四、一七〇
南 河 内 郡	九、三八二	—	五、二六二	—	一四、六四四	—	一四、六四四
中 河 内 郡	七、八八八	—	三、四一〇	—	一一、二九八	—	一一、二九八
北 河 内 郡	五九、七二二	—	三五、三七二	—	九五、〇九三	—	九五、〇九三
計	—	—	—	—	—	—	—

農業戸數及び人口

大 阪 市	堺 市	西 成 市	東 成 市	三 島 市	豊 島 市	泉 北 市	泉 南 市	農 人 口 の 二					
								計	拾五年未滿	拾五年未滿以上	五拾年以上		
一、五七二	四八六	四、七二三	八、九三四	一五、六四七	九、〇九三	一七、五〇五	一五、九二九	四、〇七九	一、〇四二	二、七四一	一、二五八	六、九〇九	
二、三六三〇	三、九一五七	三、三六八三	三、七、八八七	四、一、二八九	三、九、六四四	二、九三、八六七	一、〇、二七九	二、六、六八一	一、九、三六七	二、四、〇四五	一、七、二一〇	一、五、六、九七四	三、三、九〇九
六、八三三	五、三、〇五〇	六、一、九三二	六、二、七一一	五、六、八五四	四、五、〇、八四一	四、五、〇、八四一	二、〇、一六	一、七、三五六	二、九、六四九	六、〇、六一五	三、三、九〇九	六、五、八三八	
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	

大 阪 市	堺 市	西 成 市	東 成 市	三 島 市	豊 島 市	泉 北 市	泉 南 市	中 河 内 市	北 河 内 市	農 人 口 の 一																					
										計	専 業	兼 業	業																		
八、一八	一、三二九	二、一七七	一、八八九	三、一三四	二、九三八	三、七〇九	二、四〇一	二、五三九	二、一、二八六	九、一	一、六三四	三、六九二	二、二二〇	五、〇五三	四、七六二	五、〇七〇	三、九〇九	三、三一七	三、一、〇〇七	二、〇一八	二、九二八	六、三〇四	二、七四五	四、八五九	三、七三六	五、三九一	八、三三四	五、四四二	四、二、八〇〇	九、五、〇九三	
二、一五七	一、七九三	一、一七二	二〇、七〇〇	四、二、七五五	四、七五二	二、二二三	六、一八四	八、九四九	一、七、八六〇	六、九〇九	二、〇一六	一、七、三五六	二、九、六四九	六、〇、六一五	二、〇、一六	一、四、一七〇	一、一、四三六	一、三、〇四六	六、八五四	一、二、一七三	五、八九一	三、七四七	一、二、一七三	六、八五四	一、三、〇四六	一、一、四三六	一、四、一七〇	一、一、二九八	一、一、二九八	九、五、〇九三	
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

南河内	一五、〇五八	三七、九八五	八、八八九	六一、九三二
中河内	一六、九〇〇	三七、一八七	八、六二六	六二、七二三
北河内	一五、二四六	三三、二八八	八、三二〇	五六、八五四
計	一一一、〇九三	一六〇、〇九八	六九、六五〇	四五〇、八四一

以上の如く農の戸口は四萬二千八百戸四十五萬八千四百一十一人なりと雖同年末日に於ける現在耕地所有者は六萬四千二百二十七人にして、之れを郡市に區別すれば左の如し。

耕地所有者郡市別表

大坂	二八	八五	二、六一〇	二、七二三
堺	〇	三	一八一	一八四
西成	一八	二五七	一、一七〇	一、四四五
東成	四六	四〇七	三、五二〇	三、九七三
三島	六〇	一、〇四九	六、三〇七	七、四一六
豊能	二四	六六九	四、七五六	五、四四九
泉北	六五	一、〇六〇	七、三七六	八、五〇一
泉南	七二	八九一	九、七六七	一〇、七三〇
南河内	五七	九四九	八、四四三	九、四四九
計				
十町歩以上				
二町歩以下				

中河内	九七	一、〇八六	五、九五四	七、一三七
北河内	一一二	一、二五〇	五、七五八	七、二二〇
計	五七九	七、七〇六	五五、八四二	六四、一二七

尙、農業家一戸に對する田畑の配當歩合を示せば左の如し。

農業家一戸に對する田畑配當歩合表

大坂市	一、四七六	九四八、七	九七七、〇	六	七
堺市	三五八	〇、三	五八、〇		一、六
西成	三、七四七	一、九七二、五	一、三五一、三	五、二	三、六
東成	五、八九一	三、一九三、三	一、六一三、四	五、四	二、七
三島	三、一七三	八、二六七、五	六六六、三	六、七	五
豊能	六、八五四	四、〇九二、五	一、一四一、〇	五、九	一、六
泉北	一三、〇四六	五、四六一、三	三、一三五、五	四、一	二、四
泉南	一一、四三六	七、〇六〇、八	一、七九八、〇	六、一	一、五
南河内	一四、一七〇	八、一三〇、三	一、六〇三、九	五、七	一、一
中河内	一四、六四四	六、一八八、六	三、〇六二、二	四、二	二、〇
北河内	一一、二九八	八、五二七、八	一、四七一、七	七、五	一、三
計					

農業戸數及び人口

計

九五、〇九三

五三、八四三、六

一六、八七八、三

五、六

一、七

一四

第三章 水利

琵琶湖より溢流せる淀川は途中數派の河流を合はせ攝河の境界をなして西流し江口に至り分かれて二派となる、其の西するものは即神崎川にして本流は長柄に至り又中津川を分派し更に進みて大阪に入りまた數流に分かれ、後、又合して安治川と木津川との二流となり共に海に注ぐ。皆管に河心深くして舟楫の便あるのみならず幾千萬町の田畑は實に之れに灌漑を仰ぎて其の生産を全うせり。又大和川は源を大和國に發し金剛連山を横斷して府下に入り船橋にて金剛山下に發源して北流する石川に合し共に流れて西し海に入る。木川は河心淺く舟楫の便を缺くと雖尙數千町の田畑に灌漑するを得。

其の他池田川は丹波國界より發し諸水を合はせ南流して神崎川に入り、大津川は其の源を横尾山に發し大津村の南を過ぎ海に朝し、石津川は鉢ヶ峯に發し數流を合して下石津に至り海に入り、津田川は葛城山より發して亦海に注ぎ、芥川は神峯山より發し、水無瀬川は島本村大字大澤より發して皆共に淀川に朝宗す。沿岸幾十部の部落みな之れに依りて水利を得、附近町村は合同して水利組合を起し、樋門を築造し以つて灌漑に供せり。今府下に於ける主なる樋を掲ぐれば次の如し。

築留樋門、築留樋門は寶永年中に七拾五箇町村(今は改正の結果二十)より成立せる組合が大和川石川の流水を引用して耕地の灌漑に供する目的を以つて築造せしものにして、其の樋數は七拾有餘の多きに及び其の地域は中河内東成の二郡に跨れり。

板並莊逆卷樋門、本樋門は東成郡城北、古市、板並、鯉江、榎本、清水の六箇村より成立せる組合によりて築造せられ三十五年三月に其の工を竣へたるものにして、灌漑反別は壹千貳百八拾餘町なりとす。

以上二者の外なほ南中島普通水利組合(豐崎外九)、神安普通水利組合(三嶋五領村)を初として各地數多の樋門を設け水利組合を組織し以つて田圃灌漑の用に供せりと雖、山村高地に至りては此の恩恵に浴することを得ざるを以つて各灌池を設け以つて灌漑の用に供せる處少なからず。

又灌漑と至大なる關係を有せる池沼に在りては其の殊に大なるものを久米田池とす。同池は泉南郡八木村にあり周圍壹里餘面積凡六拾三町歩にして水を十七箇處に與へ四百餘町の田畝を灌漑せり。もと聖武天皇の神龜三年に橘諸兄の行基菩薩と共に開墾せしものと傳へ、爾來幾多の星霜を経て或ひは堤防を築造し或ひは池底を浚濬し或ひは又其の水源を鑿つ等種々の補修を行ひ以つて今日に至れるものなり。

久米田池に次ぐを狹山池とす。狹山池は南河内郡三都村にあり崇神天皇の御世

農天下之大本也、民所恃以生也。今河内國狹山植田水少。是以其國百姓忘農事。其多開池溝以寬三業。(和紀書)

との詔により成りしものなれども、現今の池は幾多の變遷を経て慶長十三年に至り片桐東市正の豊臣秀頼の命を奉じて普請奉行となり田中孫左衛門外四名の人夫頭を指揮し攝河泉三國の人夫を使役して同年八月十六日に補工修繕を終へしものにして、徳川氏に至り之れを代官支配の下に置き其の經費は幕府より支出せられしが、維新後は南河内郡役所の所管となり其の經費は灌漑村より其の引水高に準じて支出することゝなれり。其の池積三拾六町餘にして灌漑反別壹千二百五拾餘町とす。尙此の他北河内郡の室池、泉北郡の鶴田池、谷山池等を初とし幾千の池沼は點々各地に葦布開墾せら

れて田畝の灌漑を司どれり。
 以上の如く府下は大小の河川管内を縦横に貫流し幾多の池沼また各地に點在し以つて耕地の灌漑に資せらると雖、近年山林濫伐の結果其の水源を涸渇ならしめしと稻作地積増加とにより旬餘の旱天にだに尙其の害を被る處少なからざるに至り、而して其の殊に甚しきを泉北郡向井村とす。故に同村は明治二十七年頃時の村長八木榮次郎蒸氣唧筒を用ひ大和川の底水を引用し其の地方附近の田面に灌漑せんとを企て之れを公衆に諮りしに、事大事業に屬するを以つて衆皆其の成功を疑ひ議容易に調はざりしが同村長の熱心なる盡力により竟に同廿八年四月に至り工事を起すの議を決せり。是に於いて之れが設計を當府技師佐立二郎及び傍士正景の兩人に囑託し機械其の他方案已に成るに及びて愈々工事に着手し、八木榮治郎委員長となり各委員等と共に孜々として其の工事を監督し、年を閲すること三年、漸同三十一年五月其の工全く竣り通水式を擧ぐるに至れり。爾來灌漑浹洽約百五十餘町歩の耕地をしてまた旱魃の憂なからしめ、耕地は一般収獲高を増加し或ひは畑地は田地に變換せられ或ひは耕地は時價を大いに騰貴せしめ、或ひは又灌漑人夫の省畧となりて其の功蹟頗顯著なりとす。故を以つて今や其の近村なる東成郡墨江村、依羅村、泉北郡神石村等に於いても之れに倣ひ亦蒸氣唧筒を用ひて灌漑するに至れり。（八木榮治郎は其の治蹟顯著なるの故を以て左に向井村に於ける工事の設計豫算及び成績の要領を示さん。）
 器械の据付及び土管の伏設、水揚機械を据付くべき場所を二ヶ所とし、第一號水塔は大和川沿岸に設置し十八馬力の機械を以つて水面上四十五尺の揚水をなし、此の起點より終點即南今池に至るの距離延長千二百間の中に内徑一尺二寸の土管を地下六尺の處に埋めて水路とす。此の間地形凹凸ありて第一號水塔のみにては南今池まで容易に送水すること能はざるを以つて其の中間の處に於い

ては八馬力の機械を設置し第二號水塔にて更に十三尺の揚水をなし以つて終點の處に到らしむ。又土管を三ヶ所に設け内徑一尺の土管を地中に埋めて本管に接続せしむ、其の延長約千間餘、而して本管に九インチの、バルフ二十二個、支管には八インチの、バルフ六個を設け必要に臨み之れより噴水せしめて田面に灌漑することとせり。且又此の土管により水を南今池、北今池、其の他附近の各地に送りて常に蓄水せしめ、必要に應じ各地より田面に灌漑し以つて旱害の豫防に備へたり。
 工事費、費用は大阪府農工銀行より十箇年賦償還の方法により無抵當にて借入れたる者にして、總べて貳萬貳千六百七拾四圓九錢五厘を要せり。今其の費途により之れを區別すれば左の如し。

金五拾五圓五拾四錢八厘	測量費
金參百六拾參圓四拾八錢六厘	水塔敷地買入費
金七百七圓八拾參錢壹厘	水塔建築費
金六千八百八拾壹圓七錢五厘	蒸氣機械代
金參千貳百六拾參圓貳錢	土管買入費
金千六百拾壹圓八拾五錢六厘	土管伏込費
金百參拾六圓四拾九錢六厘	麻繩買入費
金參百拾貳圓六拾七錢五厘	セメント買入費
金千七百五拾七圓四拾八錢五厘	家屋及び基礎建設費
金七百五拾壹圓九錢九厘	工事必要品買入費
金五百拾參圓八拾六錢九厘	消耗品費
金七百貳拾六圓八拾九錢	諸給料

金九百拾九圓貳拾八錢參厘
 金百七拾參圓參拾錢
 金參百參圓八拾參錢七厘
 金七拾七圓九拾六錢
 金參千百圓參拾錢八厘
 金壹千拾八圓四拾七錢七厘

人 夫 賃
 雇 工 賃
 通 信 運 搬 費
 旅 行 實 費
 借 入 金 利 子
 雜 費

機械設置前後の收穫高。機械設置前と設置後との收穫高を比較すれば左表の如し。

水揚機械設置前後收穫比較表 (明治三十一年分)

地目	反	別	種類	機械設置前後一反歩に對する收穫比較	機械設置以前三年平均收穫總額	同設置後收穫總額	増額
田	九十五反三畝廿八歩	米	後前	一石八斗	千七百十九石七斗七合	二千四百八十四石二升三合	七百六十四石一升六合
畑	卅二反七畝十八歩	甘藷	後前	三百貫目	六萬五千三百五十二貫目	九萬八千廿八貫目	三萬三千六百七十六貫目
畑	十丁八反九畝六歩	粟	後前	一石二斗五升	百六十三石三斗八升	二百四十五石七升	八十一石六斗九升
畑	五丁四反四畝二十歩	茄子及雜作物	後前	三十五圓	千三百六十一圓六十七錢	千六百卅四圓一錢	三百七十二圓三十三錢
畑	五丁四反四畝十八歩	南 瓜	後前	二十五圓	八百十六圓九十錢	千八十九圓二十錢	二百七十二圓三十錢
計	百五十丁歩						一萬六十六圓六十六錢五厘

右の外特殊の利益を舉ぐれば左の如し。

同揚水機械設置前三ヶ年平均一ヶ年分水利費
 一金四千五百圓

伊田畑平均一反歩に付き井水汲上げ人夫六人日給一人五拾錢小計金三圓。

同揚水機械設置後一ヶ年分水利費
 一金七百參拾壹圓貳拾五錢

但田畑平均一反歩に付き金四拾八錢七厘五毛

此の内譯

- 金貳拾五圓
- 金百參拾五圓
- 金九拾壹圓貳拾五錢
- 金九拾圓
- 金參百七拾五圓
- 金拾五圓

- 機械修繕費但機械掃除費並に小破修繕費
- 機關手給料
- 火夫給料
- 雜給
- 石炭代但一日十二時間に二千斤を要す。一萬斤に對する代價十八圓七十五錢五百日分
- 機械用油其の他消耗品代

差引
 金參千七百六拾八圓七拾五錢
 外に前表
 金壹萬六拾六圓六拾六錢五厘
 合金壹萬參千八百參拾五圓四拾壹錢五厘

機械設置後水利費に對する利益
 收 獲 利 益

差引 金貳千八拾圓

金壹萬千七百五拾五圓四拾壹錢五厘
外に 金參百八拾貳圓拾五錢七厘

資金貳萬二千六百七十四圓
十九錢に對する一ヶ年分利息
純益金
池入費

但該費用は機械設置の前後を論ぜず課出するものに付き收支計算中より之れを省く。
尚機械の設置を得て前の畑地の田地となりたるもの八町五反歩ありて以後益々増加の見込なりと云ふ更に卅二年分に於ける成績を示せば左の如し。

水揚機械設置前後收穫比較表 (明治三十二年分)

地目	反	種類	機械設置前三年平均收穫高	同設置後平年收穫高	本年收穫高	機械設置前と比較増
田	八十七丁三畝廿八歩	米	十五百六十六石七升八合	二千二百六十三石二升二合六勺	二千八百八十八石九斗四升四合	六百九十九石九斗五合三勺
畑	十二町九畝廿七歩	米	二萬四千九百九十八貫目	二萬四千五百五十七升四合	三萬六千二百九十九貫目	二千一百一圓廿八錢五厘
畑	廿九町七畝廿一步	薯	九百六十七圓九十二錢	三千四百五十四圓七十四錢	三萬九千九百九十二圓六十七錢	三萬六千二百九十九貫目
畑	五町四反四畝廿歩	雜作物	五萬八千五百五十六貫目	八萬七千二百卅一貫目	八萬七千二百卅一貫目	二千七百二十二圓三十三錢五厘
畑	五町四反四畝十八歩	南瓜	八百十六圓九拾錢	千六百卅四圓一錢	千六百卅四圓一錢	二百七十二圓三拾錢
畑	十町八反九畝六歩	粟	百六十三石三斗八升	千八拾九圓二拾錢	千八拾九圓二拾錢	二百七十二圓三拾錢
計	百五十丁歩			二百四拾五石七斗	二百四拾五石七斗	八十一石六斗九升
						五百七十一圓八十三錢
						一萬千八百九圓三拾錢八厘

右の外特殊の利益を挙げん
一金四千五百圓

但、本機械設置以前に於いては田畑平均壹反歩に付き井水汲上人夫六人(此口給五十)を要せしが、設置後之れを廢したる結果總反別百五十町歩に對し此の利益を生ず。
又三十二年に於いて更に畑地を田に變換したるものは三町五反九畝二十歩にして前年と合して變換田地總計十二町九畝二十七歩なりとす。尙其の後變換に着手せるもの尠なからず以上に依りて年々壹萬圓以上の純益を生じ、尙畑地を變更して田地となすの利あるを見るべし。

水揚機械設置前後收穫比較表 (明治參拾參年分)

地目	反	種類	機械設置前三年平均收穫高	同設置後平年收穫高	本年收穫高	機械設置前と比較増
田	八六九、五二二	米	千五百六拾五石二斗三升二合	貳千貳百六十八石八斗九升	貳千貳百六十八石八斗九升	六百九十五石六斗五升八合
畑	一九五、四〇八	米	廿萬九千八百五拾三百目	五百八石壹斗九合	五百八石壹斗九合	七千四百七十四圓十五錢
畑	二一七、一一六	薯	四萬三千四百三拾六貫目	六萬五千四百六十六貫目	六萬五千四百六十六貫目	參千八百九十五圓七十錢
畑	五四、四二〇	雜作物	千三百六拾一圓六十六錢五厘	千六百參十三圓九十九錢八厘	千六百參十三圓九十九錢八厘	千八百五十四圓六十六錢六厘
畑	五四、四一八	南瓜	八百十六圓九拾錢	千八十九圓貳十錢	千三百六十圓五拾錢	五百四十四圓六十錢
畑	一〇八、九〇六	粟	百六十三石三斗八升	貳百四十五石七升	貳百七十貳石三斗	八百九十九圓五拾錢
小計	特殊の利益					一万四千九十八圓一錢四厘
						三千三百四十四圓四十七錢三厘

地目	反別	種類	機械設置前三年平均收穫高	同設置後平均收穫高	本年收穫高	機械設置前と比較額
計	一五〇〇、〇〇〇					増減額 七千五百三十八圓八十八錢七厘

同

(明治三十四年分)
石代一石拾圓五拾錢

地目	反別	種類	機械設置前三年平均收穫高	同設置後平均收穫高	本年收穫高	機械設置前と比較額
田	八七〇、六二二	米	一、五六七、二二二	二、二六三、七五一	二、三五〇、八一八	七八三、六〇六
畑	二五五、四三二	米	一六、四五五、七二六	二二、七六九、三九〇	二四、六八三、五八九	八、二二七、八六三
畑	一五六、〇〇〇	甘藷	五、〇九六、六六〇	六、六四四、二三一	六、八九七、七七八	一、五九八、八〇三
畑	五四、四二〇	雜作物	三、二〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	四、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
畑	五四、四二〇	雜作物	一、五六〇、〇〇〇	二、三四〇、〇〇〇	二、三四〇、〇〇〇	七八〇、〇〇〇
畑	五四、四一八	南瓜	一反歩二十五圓	同二十五圓	同上	五四四、六六六
畑	一〇八、九〇六	粟麥	八一六、九〇〇	一、三六一、五〇〇	一、三六一、五〇〇	五〇四、六〇〇
小計			一六三、三三〇	二七二、三〇〇	二七二、三〇〇	一〇八、九二〇
特殊の利益			九八〇、二八〇	一、六三三、八〇〇	一、六三三、八〇〇	六五三、五二〇
計						一五、九四九、四五三
計						三、一八二、〇〇〇

同

(明治三十五年分)
石代一石拾貳圓九拾六錢七厘

地目	反別	種類	機械設置前三年平均收穫高	同設置後平均收穫高	本年收穫高	機械設置前と比較額
田	八七〇、六二二	米	一、五六七、二二二	二、二六三、七五一	一、九一五、四八一	三四八、二六九
畑	三二四、八二二	米	二〇、三二二、〇三八	二九、三五四、〇五九	二四、八三八、〇四二	四、五一六、〇〇四
畑	九六、六一〇	甘藷	六二、九六九、〇〇〇	八一八、五八四	六九二、六四八	五、二〇三、四二七
畑	五四、四二〇	雜作物	三、七七八、一四〇	一〇、六一四、五七九	八、九八一、五六七	九、六六二、四〇〇
畑	五四、四二〇	雜作物	一、九三二、六〇〇	二八、九八九、〇〇〇	二八、九八九、〇〇〇	五七九、七四四
畑	五四、四一八	南瓜	一反歩二十五圓	同二十五圓	同上	五四四、六六六
畑	一〇八、九〇六	粟麥	八一六、九〇〇	一、三六一、五〇〇	一、三六一、五〇〇	五〇四、六〇〇
小計			一六三、三三〇	二七二、三〇〇	二七二、三〇〇	一〇八、九二〇
特殊の利益			九八〇、二八〇	一、六三三、八〇〇	一、六三三、八〇〇	六五三、五二〇
計						一二、〇四一、九六一
計						二、九四九、五四八
計						一四、九九一、五〇九

水利

二三

第四章 作物

府下に於ける農作物は其の種類甚多し、今、明治三十四年に於ける各種産出額を見るに左の如し。

作物	数	量	價	格
粳米		一、二〇九、九九〇石		一一、五一三、二五八圓
糯米		八〇、六二一		九二四、八五七
陸稻		一一、九五一		一二〇、八四五
大麥		八七、八五九		二八九、〇六八
小麥		三四六、三九〇		一、七一、〇五六
裸麥		二九、五九五		一七一、二一九
大豆		一三、〇八四		九四、八三四
小豆		一、七五一		一七、三八二
粟		五七九		三、三二五
稗		一〇		五〇
黍		八六三		四、六七七
蕎麥		九〇五		四、〇三八
甘藷		六、四七六、一五八		三〇九、二五二

作物

實	葉	葉	阿	麥	路	菅	チ	水	草	菊	蜜	柿	梨	林	桃	枇	梅
實	葉	葉	阿	麥	路	菅	チ	水	草	菊	蜜	柿	梨	林	桃	枇	梅
綿	藍	草	片	冬	根	ル	ル	仙	花	花	柑	楡					
六八六、七二九	一〇〇、九四〇	五四、七二三	二、七〇〇	一、七二五	一六、七八〇	九、九九〇	八八二、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三五六、二五〇	一四〇、〇〇〇	三、六七一、七七二	一〇五、七二六	三六五、八六〇	六、二八五	三〇四、〇九七	七二、八二二	六、四六〇
四四五、三〇〇	三一、六九五	二四、三三七	一、七五五	一、〇三五	三、二九六	四、七四五	二、六四六	五〇	一、七八二	一、四〇四	三四〇、六九一	一〇、九八八	三〇、四二九	一、一五四	二八、一九七	一〇、〇一二	六〇八

二八

實	葉	葉	阿	麥	路	菅	チ	水	草	菊	蜜	柿	梨	林	桃	枇	梅
實	葉	葉	阿	麥	路	菅	チ	水	草	菊	蜜	柿	梨	林	桃	枇	梅
綿	藍	草	片	冬	根	ル	ル	仙	花	花	柑	楡					
六八六、七二九	一〇〇、九四〇	五四、七二三	二、七〇〇	一、七二五	一六、七八〇	九、九九〇	八八二、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三五六、二五〇	一四〇、〇〇〇	三、六七一、七七二	一〇五、七二六	三六五、八六〇	六、二八五	三〇四、〇九七	七二、八二二	六、四六〇
四四五、三〇〇	三一、六九五	二四、三三七	一、七五五	一、〇三五	三、二九六	四、七四五	二、六四六	五〇	一、七八二	一、四〇四	三四〇、六九一	一〇、九八八	三〇、四二九	一、一五四	二八、一九七	一〇、〇一二	六〇八

今之れを郡市別に分てば左の如し。

大 阪 市

作物

甘 蠶 小 大 小 裸 大 陸 糯 粳

甜 豆 豆 豆 麥 麥 麥 稻 米 米

三 七、五 〇 〇
三 三 八
六 一
一 〇 〇
五 七 四
一 六、三 〇 九
四 六 〇
一 七
一 九、五 二 七
一、一 六 二

二〇三、七五七
一三、六六〇
一七〇
一、五八八
九〇、一五八
三、三一八
七三一
五三一
二、四〇八
二、一六六

二九

作物

西成郡		西成郡	
作物	數量	數量	價格
蠶			
小豆	六六二		四、二五一
大豆	一七		二、二二九
小麥	三八〇		二、七〇九
大麥	八九六		四、九五七
裸麥	一七、三八八		八三、〇九五
大陸麥	六四八		三、〇六四
陸稻	一、三一二		一、二八九七
糯稻	三、五四八		四、一九〇五
梗米	四六、八七四		四九、四二二
梗米	四六		五〇二
險			
裸麥	七九四		四、三六七
甘藷	一一五、五〇〇		四、〇四三
蘿	六〇、〇〇〇		七二〇
燕	二五、〇〇〇		四〇〇
計	二〇一、三四四		一〇、〇七五

三一

堺市		堺市	
作物	數量	數量	價格
籾			
米	四石		四三四
計			
茶			
梨	五六二		四〇八、五九八
桃	一、二〇九		三、四九
柿	三、九〇〇		一五〇
蜜	三四〇		三九〇
葉	六九五		二四
實	二〇、九七〇		六六
菜	一、二六〇		五、三四七
葱	一、五八七		七八八
蕪	二四二、四八〇		一二、七七九
胡	二八〇、四〇〇		五、八五九
蘿	一八〇、四〇〇		七〇〇
蘿蔔	二八七、五〇〇		四、五一〇
葡萄	二八七、五〇〇		六、四一八
柑			
藍			
綿			
種			

三〇

作物

三島郡

五三

計	南甜瓜	越瓜	那瓜	蕪菜	水葱	葱	紫菜	菜	實	葉	菅	草	菊	
	瓜	瓜	子	菜	菜	蘇	種	綿	藍	花	花	花	花	
	一六、七五〇	三〇、〇〇〇	一三、四九〇	一七六、一一一	四五四、七八四	九〇、七二〇	一六、七五〇	一、三五〇	六、一九二	七八、八五五	七、六五〇	九、九九〇	三五六、二五〇	一四〇、〇〇〇
	三、三三〇	一、九五〇	一〇、七九	一四、六一七	二三、七〇〇	三、二六六	三、三三〇	一、三五	五二、五九六	四七、三〇二	二、二九五	四、七四五	一、七八二	一、四〇四
計	一、一〇一、二六九													

陸稻	大麥	小麥	粟	黍	蕎麥	大豆	小豆	蠶豆	豌豆	甘藷	土藷	蘿	牛蒡	西瓜	胡瓜
稻	麥	麥	麥	麥	麥	豆	豆	豆	豆	藷	藷	芋	苜	瓜	瓜
三、三七七	一、七二二	二九、〇三二	三九一	一	五、二四	一〇、二五	七、八八	六、六	一、六	一、二〇五、七〇	六、〇〇〇	二、三八二、二二四	三、一五〇	一、二〇五、六	一、二〇〇
三、三七七	五、三三	一、四四、六六六	二、二二九	六、六	二、六四六	六、七九〇	五、二五六	四、四四	一、二四	六〇、二八五	三〇〇	三、五七三、四	九、四五	一、〇八五	一、二〇〇
計															

三四

作物

羅 牛 西 胡 南 甜 越 茄 蕪 葱 獨 慈 生 百 蕃 阿 菜 實 葉

合

筍 勞 瓜 瓜 瓜 瓜 瓜 子 活 姑 姜 根 椒 片 種 綿 藍

五 六 九 四 〇 八	一 五 七 〇 九	四 九 九 七 五	二 四 四 六 八	二 四 二 八 一	三 五 九 〇 五	八 六 八 二	一 二 二 二 四 四	二 五 四 八 二	一 六 一 五 七	四 八 五 〇 八	六 四 五 〇 九	五 四 二 五 〇	三 〇 〇 〇	四 五 〇	二 七 〇 〇	九 二 五 三	三 一 四 三	八 〇
----------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------	-------------	------------------	------------------	------------------	--------

一 〇 七 一 八	二 二 七 三	五 八 六 九	一 〇 二 四	一 二 九 七	三 一 八 九	六 九 七	五 七 五 六	八 八 九	一 一 八 一	一 二 二 八 二	一 〇 二 二	五 五 五 七	一 八 〇 〇	三 九	一 七 五	七 四 一 九 五	一 九 五 〇	二 四
-----------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	------------------	-------------	------------------	-----------------------	------------------	------------------	------------------	--------	-------------	-----------------------	------------------	--------

三七

土 馬 甘 扁 大 豌豆 蠶 小 大 蜀 蕎 粟 小 稷 大 陸 糶 粳

鈴 角

芋 薯 藷 豆 豆 豆 豆 豆 黍 麥 麥 麥 麥 稻 米 米

一 〇 九 六 八 六	二 五 〇 〇	一 一 六 二 七 六	二 四 二 〇	一 二 二	四 七 二	一 五 二 八	二 二 四	一 八 〇 五	六	五	三	四 九 九 四	二 七 九 一 〇	四 八 六 〇	四 八	九 四 九 五	一 五 二 三 四 七
----------------------------	------------------	----------------------------	------------------	-------------	-------------	------------------	-------------	------------------	---	---	---	------------------	-----------------------	------------------	--------	------------------	----------------------------

七 八 一 一	一 六 四	五 七 二 一	一 七 七	六 一 七	二 六 七 四	八 四 二 〇	二 〇 六 七	一 二 三 〇 二	三 七	二 五	一 八	二 八 二 五 一	一 二 二 五 四 三	一 六 五 八 五	四 六 八	一 一 〇 〇 八 六	一 六 七 一 四 七 九
------------------	-------------	------------------	-------------	-------------	------------------	------------------	------------------	-----------------------	--------	--------	--------	-----------------------	----------------------------	-----------------------	-------------	----------------------------	---------------------------------

三六

作物

小粟	蕎麥	蜀黍	大豆	小豆	蠶豆	豌豆	甘藷	馬蹄	土產	蘿	牛	西	胡	南	茄	葱	菜	
麥	麥	黍	豆	豆	豆	豆	藷	薯	薯	薯	薯	瓜	瓜	瓜	子	種		
七、一〇九	二八五	三〇	四	一、五三三	一、四七	二、三四七	二、二二二	一九、六四三	三、四二〇	三、二一七〇	五、三九二	一、七二〇〇	四、三三〇〇	四、五〇〇〇	四、〇〇五〇	四、五、二一五	一、九、八〇〇	四、五、五〇〇
四二、六五四	一、五〇二	一、四〇〇	一、七四	一、四六九	一、五七六	一、五〇二三	一、三〇一	九、一三二	一、八四	一、八三六	七、九七九	一、四七五	二、八七五	一、〇五	一、二一	二、三二五	六、九三	三、六、二二八

三九

計	豐能郡	數	量	價	格							
茶	繭	枇	梨	桃	柿	蜜	蒜	麥	麥	稻	米	米
柑	根											
一、六七八〇	二、八〇二〇	一、一四、五六五	六〇、九六〇	三、八四〇	九、九二〇	四、三九〇	四、五九〇	一、三、二八九	九、一五七	一、〇一	六、八一	八、六、三二四
三、二九六	三、九一三	七、九一八	六、七五三	七、八六	二、〇五九	一、一六四	七、一三	五、五、八一	三、二、〇五〇	一、〇一七	七、二、一八一	八、八、七八六
二、一五九、四〇四												

三八

作物

陸	裸	小	粟	黍	蕎	蜀	大	小	蠶	豌豆	豌豆	豌豆	甘	甘	馬	土	蘿	牛	西	胡
稻	麥	麥																		
鈴																				
五、六〇八	五、一一六	三、九六六	一、一五	一〇八	四五六	一〇	一、七〇三	一、六二五	一、八二九	六三六	八八六、〇二一	一、五五五	三、五六二	三、〇〇〇	六、七五七	二、二五〇	五、七、八五〇	四、九八、二八〇		
五、八、九〇五	二、五九、二六八	二、二、五一三	八〇	五、五五	一、八七七	四七	一、三、三六四	一、六二八	一〇、九八七	三、六二一	二〇、一五一	七、二、九九〇	二、六二	二、一〇	五、〇九六	二、二五	五、九五八	八、四八二		

四一

實	蜜	柿	桃	林	梨	枇	梅	葡萄	蘭	茶								
綿	柑	橘	檮															
計																		
泉	北	郡																
數	量	價	數	量	價	數	量	價	數	量								
一一七、七七〇	九、〇二三	一、二〇四、四三一	三三三、五三一	三三三、五三一	一、一五一	三九、九五	七、八、八六八	六、二六五	六、〇九一	四、七、二一五	六、四六〇	八、五〇	七、八	四、五三	一、二六四、八二八	一、九〇〇、四	三、三三二	一、〇八、二九九
石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石
格	格	格	格	格	格	格	格	格	格	格	格	格	格	格	格	格	格	格

四〇

作物

作物		計
蠶	豆	計
小	豆	
大	豆	
胡	麻	
蜀	黍	
蕎	麥	
粟		
小	麥	
裸	麥	
大	麥	
陸	米	
瀟	米	
粳	米	
		量
		價
		格
		二、一、二、一、一、三、九

四三

作物		計
茶	蘭	計
葡	枇	
梨	桃	
柿	蜜	
水	菓	
實	菓	
生	菓	
玉	葱	
葱	葉	
三	葉	
蕪	瓜	
南		
		量
		價
		格
		一、一、六、三、〇、七

四二

作物

小 裸 陸 糯 梗		南 河 內 郡	計	茶 蘭 葡 枇 梨 桃 柿 密							
麥	麥			稻	米	米	葡萄	枇杷	梨	桃	柿
		數	量								
二、九八五	五三、七〇一	一、六一一	一、七二二	一四、〇七〇	二五〇	六、四三八	二八〇	六、二三〇	三六、四七〇	一、一五九	八八二、〇〇〇
一六、八九三	二八〇、〇八二	一五、三〇一	一、七三七、八〇三	七、三二八	八、五九二	九二	六一八	四八	二、五一六	一一九、〇七二	二、六四六
		價	格	二、三九一、八三二							

四五

葉 實 菜 紫 蕃 生 薤 玉 葱 茄 西 牛 蠶 土 馬 甘 甘 豌															
煙						鈴									
草	綿	種	蘇	椒	姜	葱	子	瓜	勞	荷	芋	薯	諸	蔗	豆
數															
量															
價															
格															
四、二三六	九、四一二	一二、六六〇	二、〇〇〇	四〇	三一、四五二	一四、八〇九	二二、七五一	二、一六〇	三五、七四八	九二、八六〇	八、五〇〇	五八七、〇九六	六七、九一五	四一、八四二	四、五九七
二、五三一	五、七七一	一〇〇、〇八五	六〇	四、二二〇	三五、〇七四	一〇、二一	一一、四二六	一三〇	二、〇一二	五、九八七	九〇六	九、九二八	六、二二六	二、〇八八	
二、三九一、八三二															
三、四二〇															
一九、八五〇															
二、〇八八															
六、二二六															
九、九二八															
五、九八七															
二、〇一二															
一一、四二六															
一〇、二一															
三五、〇七四															
四、二二〇															
六〇															
一〇〇、〇八五															
五、七七一															
二、五三一															

四四

米作付反別並に收穫高累年表

年	粳		米		籼		稻		計	
	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高
明治十七年	四七一四九	六五一九	三四七三	四四六三					五〇六二一	七三六六一
同十八年	三九三九八	六七三六	三八七三	六二八七					四三三三三	六七九二七
同十九年	四五一五三	八〇五五	三四六三	四六三三					四八六七四	八六五二六
同二十年	四六〇九二	九八八五	二二七四	五七九〇					四八四七三	一〇三六六
同二十一年	四七六〇一	八七〇三	一九九〇	三六四九					四七五七四	九三三九〇
同二十二年	四四七三九	六四二〇	三六八二	四九四八					四八四三二	六九一七三
同二十三年	四七二七六	一〇二〇	三六〇二	七三三三					五〇八一三	一〇三九七
同二十四年	四七二一九	九七三〇	三三三三	六三三三					五三三三三	一〇三九八
同二十五年	四八二七六	九二九七	三三三三	六三三三					五三三三三	九三三三三
同二十六年	四八三三三	八六八〇	三三三三	五九二九					五三三三三	九三三三三
同二十七年	四八六三九	一〇四三	三三三三	七三三三					五三三三三	一〇三三三
同二十八年	四八八四九	九七九三	三三三三	七三三三					五三三三三	一〇三三三
同二十九年	四九五五九	七四四〇	三三三三	五七三三					五三三三三	七三三三三
同三十年	四九三九九	七二二二	四〇九二	五九六〇					五三三三三	七三三三三
同三十一年	四九七三九	一八六三	三〇九〇	八六三三					五三三三三	一〇三三三

今府下各郡市に於ける米作壹反歩の收支計算を示せば次の如し

米作一反歩収支計算表

其の一水田粳米

支出

郡市	種子の代價	肥料の代價	自己及び雇人賃錢	租税其の他の入費	計
大阪市	三三〇	二、七〇〇	一、二〇〇	四、〇〇〇	一八、二二〇
西成郡	一九〇	五、一〇〇	六、一〇〇	七、〇四〇	一八、四三〇
東成郡	二五〇	五、七五〇	七、五〇〇	四、五〇〇	一八、〇〇〇
三島郡	三一〇	五、六五〇	六、〇〇〇	四、五五〇	一六、四六〇
豊能郡	五〇〇	五、〇〇〇	九、二五〇	三、八五〇	一八、六〇〇
泉北郡	一七〇	二、五〇〇	五、〇〇〇	三、九五〇	一〇、六二〇
泉南郡	三五〇	四、〇〇〇	六、二〇〇	三、七〇〇	一四、二五〇
南河内郡	二七〇	四、四七〇	七、五〇〇	五、七二〇	一七、九五〇

大阪市	収入					支出					計
	主産物の数量	同上價額	副産物の数量	同上價額	價額計	種子の代價	肥料の代價	自己及び雇人賃錢	租税其の他の入費	計	
二、二〇 ^升	二八、六〇〇 ^圓	一一〇 ^貫	一、六〇〇 ^圓	三〇、二〇〇 ^圓	平均	三〇四	四、四六一	七、二五〇	四、八四一	一七、四二二	
					北河内郡	二〇〇	四、五〇〇	六、〇〇〇	三、五〇〇	一四、二〇〇	
					中河内郡	二〇〇	三、五六〇	六、五〇〇	四、五〇〇	一四、七六〇	
					南河内郡	二七〇	四、四七〇	七、五〇〇	五、七一〇	一七、九五〇	
					泉南郡	四〇〇	四、〇〇〇	六、二〇〇	三、七〇〇	一四、三〇〇	
					泉北郡	二五〇	五、五六〇	五、一〇〇	九、三一〇	二〇、二二〇	
					豊能郡	五〇〇	五、〇〇〇	九、二五〇	三、八五〇	一八、六〇〇	
					三島郡	三二〇	四、五六〇	六、〇〇〇	四、五〇〇	一五、三八〇	
					東成郡	二五〇	五、八〇〇	七、五〇〇	四、五〇〇	一八、〇五〇	
					大阪府	三五〇 ^圓	二、七〇〇 ^圓	一一、二〇〇 ^圓	四、〇〇〇 ^圓	一八、二五〇 ^圓	

其の二 水田糯米

平均	収入					支出					計
	主産物の数量	同上價額	副産物の数量	同上價額	價額計	種子の代價	肥料の代價	自己及び雇人賃錢	租税其の他の入費	計	
二、三六	二五、二八一	一一四	一、六七四	二六、九四八	平均	二七六	四、六一七	六、九二五	四、四三六	一六、二五三	
					北河内郡	二〇〇	四、五〇〇	六、〇〇〇	三、五〇〇	一四、二〇〇	
					中河内郡	二〇〇 ^圓	六、五〇〇 ^圓	四、五〇〇 ^圓	三、五〇〇 ^圓	一四、七六〇 ^圓	
					南河内郡	二二七	二二、六七〇	一〇〇	一、八七〇	二四、五四〇	
					泉南郡	二二七	二二、六〇〇	一〇〇	一、五〇〇	二六、八〇〇	
					泉北郡	二五〇	二五、〇〇〇	一〇〇	二、〇〇〇	二七、〇〇〇	
					豊能郡	二六〇	二八、六〇〇	八六	二、二〇〇	二九、八〇〇	
					三島郡	二二〇	二四、二〇〇	八〇	一、二〇〇	二五、四〇〇	
					東成郡	二七〇	二九、七〇〇	二二〇	二、二五〇	三一、九五〇	
					西成郡	二三〇	二四、一五〇	一一〇	一、九二〇	二六、〇七〇	
					大阪府	二二〇 ^升	二六、四〇〇 ^圓	一一〇	一、六〇〇 ^圓	二八、〇〇〇 ^圓	

作物米

中河内郡	南河内郡	泉南郡	泉北郡	豊能郡	東成郡	西成郡	大阪府	平均	北河内郡	中河内郡	南河内郡	泉南郡	泉北郡	豊能郡
一、三三〇	一、五〇〇	一、六〇〇	二、〇〇〇	一、三三〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、七〇〇 <small>升</small>	二六一	一八〇	二三〇	二〇〇	三五〇	三五〇	二五〇
一二、九四〇	一五、〇〇〇	一六、五三〇	二〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	一四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一七、〇〇〇 <small>厘</small>	三、三三八	三、五〇〇	四、〇〇〇	五、二五〇	三、五〇〇	四、二〇〇	二、五〇〇
七〇	六〇	八〇	一五〇 <small>貫</small>	五〇 <small>束</small>	一五〇 <small>束</small>	一、五〇〇 <small>束</small>	一〇〇 <small>貫</small>	六、二〇〇	七、〇〇〇	六、八〇〇	五、七五〇	七、五〇〇	五、三〇〇	六、三〇〇
六三〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	一、五〇〇	五〇〇	七五〇	一	一、二〇〇 <small>厘</small>	二、五三一	二、〇〇〇	一、七〇〇	三、五〇〇	二、〇〇〇	三、六〇〇	二、八〇〇
一三、五七〇	一六、〇〇〇	一七、七三〇	二一、五〇〇	一三、五〇〇	一四、七五〇	一〇、〇〇〇	一八、二〇〇 <small>厘</small>	一二、三二〇	一二、六八〇	一二、七三〇	一四、七〇〇	一三、三五〇	一三、四五〇	一一、八五〇

五七

支 出
其の三 陸 稻

東成郡	西成郡	大阪府	平均	北河内郡	中河内郡	南河内郡	泉南郡	泉北郡	豊能郡	三島郡	東成郡
二二〇	二四〇	三四〇 <small>厘</small>	二、一六	二、〇〇	一、七八	二、〇〇	二、二〇	二、九〇	二、五〇	一、九〇	二、〇〇 <small>升</small>
一、五〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇 <small>厘</small>	二五、七五〇	二四、〇〇〇	二〇、〇四〇	二二、〇〇〇	二六、四〇〇	三二、九〇〇	三〇、〇〇〇	二二、八〇〇	二六、〇〇〇 <small>厘</small>
四、一五〇	四、五〇〇	八、五〇〇		一六〇 <small>束</small>	一三〇	一〇〇	一〇〇 <small>貫</small>	一四八 <small>貫</small>	八〇	八〇	二、〇〇〇 <small>束</small>
二、三八〇	三、〇〇〇	一、八〇〇 <small>厘</small>	一、六八三	一、六〇〇	一、五六〇	一、五〇〇	一、七四〇	二、九五〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、八〇〇 <small>厘</small>
八、二四〇	一〇、二四〇	一三、六四〇 <small>厘</small>	二七、四三二	二五、六〇〇	二一、六〇〇	二三、五〇〇	二八、一四〇	三四、八五〇	三一、二〇〇	二四、〇〇〇	二七、八〇〇 <small>厘</small>
		計									計

五六

	主産物の数量	同上 價額	副産物の数量	同上 價額	額 價 計
北河内郡	一、五〇升	一三、五〇〇圓	一五〇束	一、五〇〇圓	一五、〇〇〇圓
平均	一、四八	一四、六六三	一	一、〇三五	一五、五八三

第二節 麥

府下の麥作を大別すれば裸麥七分五厘、大麥一分九厘、小麥六厘の割合にして、裸麥は管内一般に之れを栽培せざる者あらざれども大麥は北河内及び豊能郡の北部に産し小麥は豊能三島の一部分に産出するに過ぎず。而して之れが品質改良も亦屢試みられ或ひはゴールデンメロン大麥を奨励し或ひは外國小麥種を輸入し一時其の栽培流行せしが現今は大いに減少せり。裸麥は米裸と稱する比較的良種を播磨讃岐地方より得て栽培し今や殆此の種に一變するに至れり。北河内郡に於いて大麥の播種を始めしは徳川時代にして、同郡の人民能勢妙見山へ參詣の途次大麥飯を食して其の味の裸麥に比して甚佳なるを喜び遂に其の種子を得て歸村し播種を試みしに始まれりと云ふ。今、府下に於ける麥類の累年産出高を見るに左の如し。

麥作付反別並に収獲累年表

明治十七年	大 麥		裸 麥		小 麥		計	
	作付反別	收獲高	作付反別	收獲高	作付反別	收獲高	作付反別	收獲高
	一、八四、五	三、五〇七	一、九四、〇	二、五六、二	一、八九、一	一、九四、七	三、三〇、六	二、九九、三

同 十八年	二、〇九、六	一、八四、七	一、九四、九	一、九七、八	二、四〇、五	一、五〇、四	三、三九、四	三、三二、七
同 十九年	一、九七、三	二、七二、〇	一、九八、八	二、五七、五	二、七二、一	三、三六、三	二、四〇、七	三、〇八、六
同 二十年	二、五三、三	三、八二、三	三、一九、五	三、八二、四	二、五八、五	三、五七、〇	二、八三、七	四、五六、七
同 二十一年	二、七〇、九	三、三二、二	二、三三、七	二、五九、六	二、五七、〇	二、二六、九	二、七二、六	三、二四、五
同 二十二年	二、四八、三	三、一、三	一、九六、六	二、五二、三	二、三三、六	二、二〇、〇	二、四四、三	三、〇六、五
同 二十三年	二、四三、四	二、三、三	二、六八、三	一、四六、三	二、八二、九	一、三二、三	二、六三、三	一、八一、〇
同 二十四年	二、五九、八	四、七、四	三、六五、八	二、七九、六	二、二四、三	三、八二、二	二、八四、九	三、八五、八
同 二十五年	二、五八、五	三、四、七	二、八三、五	二、七〇、二	二、三六、五	二、〇三、九	二、九七、五	三、五三、一
同 二十六年	二、六四、八	三、六、三	二、五九、五	二、五九、三	二、四〇、四	二、二一、六	三、〇九、七	三、五二、四
同 二十七年	二、四〇、〇	四、三、八	二、六八、四	二、七三、三	二、四九、四	二、五〇、六	三、〇三、八	四、三、七
同 二十八年	二、二四、一	四、三、八	二、六九、〇	二、五八、七	二、四九、六	二、五三、九	三、四六、七	四、三、五
同 二十九年	三、〇九、七	四、六、四	二、五三、一	三、三、四	二、三九、七	二、七三、〇	三、七八、六	四、〇、三
同 三十年	三、六七、一	五、〇、〇	二、五二、三	三、七、九	二、三三、三	二、二八、〇	三、一七、五	三、五、二
同 三十一年	三、七六、四	五、九、〇	二、六四、九	三、七、九	二、二八、五	二、四七、一	三、三、三	四、三、〇
同 三十二年	三、五三、四	五、七、一	二、四九、一	三、九、四	二、四〇、七	二、三、七	三、〇、八	四、〇、一
同 三十三年	三、九四、八	七、四、〇	二、六六、六	三、〇、七	二、四六、〇	二、七、四	三、一、七	四、六、〇
同 三十四年	四、〇五、三	八、八、五	三、七二、八	三、六、九	二、四八、五	二、九、五	三、〇、六	四、三、八

更に麥作壹反歩收支計算を見るに左の如し。

麥作一反歩収支計算表

其の一大麥

支 出		收 入	
種子の代價	肥料の代價	主産物の數量	同上價額
大 阪 市	二、五五〇圓	二、一〇升	七、三五〇圓
三 島 郡	二、三〇〇圓	七、〇〇〇圓	七、〇〇〇圓
平 均	二、八九二	四、一五〇	二、五二五
大 阪 市	一、八〇〇圓	四、五〇〇圓	一、八〇〇圓
三 島 郡	一、五〇〇圓	三、〇〇〇圓	四、二〇〇圓
平 均	一、九〇〇圓	三、二五〇	三、二五〇
大 阪 市	九、〇〇〇圓	六、六五〇	六、六二〇
三 島 郡	六、四〇〇圓	三、〇〇〇圓	六、一〇〇圓
平 均	七、七〇〇圓	三、〇〇〇圓	六、六二〇
大 阪 市	九、〇〇〇圓	四、二五〇	一〇、六九〇
三 島 郡	七、四〇〇圓	四、一五〇	八、〇三五
平 均	八、〇三五	四、一五〇	八、〇三五
計	計	計	計

其の二 裸麥

支 出		收 入	
種子の代價	肥料の代價	主産物の數量	同上價額
大 阪 市	三、〇〇〇圓	二、八〇〇圓	九、八〇〇圓
西 成 郡	三、二〇〇圓	九、三〇〇圓	九、三〇〇圓
東 成 郡	二、五〇〇圓	八、〇一〇圓	七、〇〇〇圓
三 島 郡	三、五〇〇圓	一〇、八〇〇圓	三、六〇〇圓
豐 能 郡	三、〇〇〇圓	九、〇〇〇圓	四、〇〇〇圓
平 均	八、七二〇	一、二〇〇圓	三、六〇〇圓
大 阪 市	四、五〇〇圓	一、〇〇〇圓	六、〇〇〇圓
西 成 郡	五、〇〇〇圓	七、〇〇〇圓	四、〇〇〇圓
東 成 郡	三、五〇〇圓	七、〇〇〇圓	七、〇〇〇圓
三 島 郡	三、〇〇〇圓	一〇、八〇〇圓	三、六〇〇圓
豐 能 郡	七、七〇〇圓	九、〇〇〇圓	四、〇〇〇圓
平 均	四、八二二	一、二〇〇圓	三、六〇〇圓
大 阪 市	九、五二〇圓	一〇、四〇〇圓	一〇、四〇〇圓
西 成 郡	八、三八〇圓	九、七〇〇圓	九、七〇〇圓
東 成 郡	八、六七〇圓	八、七二〇圓	八、七二〇圓
三 島 郡	六、七〇〇圓	一〇、一六〇圓	九、一九〇圓
豐 能 郡	一〇、九〇〇圓	九、八〇〇圓	九、八〇〇圓
平 均	八、六五〇圓	八、〇〇〇圓	八、〇〇〇圓
大 阪 市	六、六八〇圓	七、一〇〇圓	七、一〇〇圓
西 成 郡	六、六八〇圓	七、一〇〇圓	七、一〇〇圓
東 成 郡	六、六八〇圓	七、一〇〇圓	七、一〇〇圓
三 島 郡	六、六八〇圓	七、一〇〇圓	七、一〇〇圓
豐 能 郡	六、六八〇圓	七、一〇〇圓	七、一〇〇圓
平 均	六、五八〇圓	六、五八〇圓	六、五八〇圓
計	計	計	計

作物		収入					支出		計		
三島郡	大阪市	主産物の数量	同上價額	副産物の数量	同上價額	種子の代價	肥料の代價	自己及び雇人賃錢		租税其の他の入費	
一、二〇	一、八〇 <small>升</small>	七、二〇〇	一〇、〇〇〇 <small>圓</small>	六五	四二〇 <small>圓</small>	三、二五〇	三、〇〇〇 <small>圓</small>	三五〇	一、八〇 <small>圓</small>	七、五五〇	一〇、四二〇
平均	平均	一八六	二、八四四	三、九五〇	二、一三八	二五〇	三、〇〇〇 <small>圓</small>	二、二五〇	一、五〇〇	八、〇四九	九、四八〇 <small>圓</small>
北河内郡	北河内郡	二五〇	三、〇〇〇	四、二五〇	三、二五〇	二五〇	三、〇〇〇 <small>圓</small>	三、二五〇	一、五〇〇	一〇、七五〇	一〇、四二〇
中河内郡	中河内郡	一〇〇	二、五〇〇	三、五〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	二、二五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、一〇〇	六、二〇〇
南河内郡	南河内郡	二〇〇	二、二五〇	二、六五〇	二、〇〇〇	二〇〇	三、〇〇〇 <small>圓</small>	二、〇〇〇	一、〇〇〇	七、一〇〇	六、一三〇
泉南郡	泉南郡	一三〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	三、〇〇〇 <small>圓</small>	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、一三〇	六、一三〇
泉北郡	泉北郡	二二〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	二、五〇〇 <small>圓</small>	一、〇〇〇	一、〇〇〇	八、二一〇	八、二一〇
豊能郡	豊能郡	二二〇	三、〇〇〇	七、七〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	三、〇〇〇 <small>圓</small>	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、四二〇	一〇、四二〇
三島郡	三島郡	二〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	三、〇〇〇 <small>圓</small>	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、二〇〇	六、二〇〇
大阪市	大阪市	一八〇 <small>圓</small>	三、〇〇〇	四、五〇〇 <small>圓</small>	一、八〇 <small>圓</small>	二〇〇	三、〇〇〇 <small>圓</small>	一、八〇 <small>圓</small>	一、八〇 <small>圓</small>	九、四八〇	九、四八〇

作物		収入					支出		計		
北河内郡	北河内郡	主産物の数量	同上價額	副産物の数量	同上價額	種子の代價	肥料の代價	自己及び雇人賃錢		租税其の他の入費	
一、七七一	二、〇〇 <small>升</small>	九、二三七	一〇、六〇〇 <small>圓</small>	一	四二〇 <small>圓</small>	二〇〇	一〇、六〇〇 <small>圓</small>	七〇 <small>束</small>	四二〇 <small>圓</small>	九、七一一	一一、〇二〇 <small>圓</small>
平均	平均	一七七	二、九九五	四、〇六〇	二、三一〇	二〇〇	二、九九五	四、〇六〇	三、二五〇 <small>圓</small>	八、三八七	一〇、七〇〇 <small>圓</small>
北河内郡	北河内郡	二〇〇	三、〇〇〇 <small>圓</small>	四、二五〇 <small>圓</small>	三、二五〇 <small>圓</small>	二〇〇	三、〇〇〇 <small>圓</small>	四、二五〇 <small>圓</small>	三、二五〇 <small>圓</small>	一〇、七〇〇	一〇、七〇〇
中河内郡	中河内郡	一五六	七、二七〇	七〇	七〇〇	七〇	七、二七〇	七〇	七〇〇	七、九七〇	七、九七〇
南河内郡	南河内郡	一三〇	七、八〇〇	一	一	一	七、八〇〇	一	一	七、八〇〇	七、八〇〇
泉南郡	泉南郡	一八〇	一〇、八〇〇	四〇	四〇〇	四〇	一〇、八〇〇	四〇	四〇〇	一一、二〇〇	一一、二〇〇
泉北郡	泉北郡	一五〇	七、五〇〇	九〇 <small>貫</small>	九九〇	九〇	七、五〇〇	九〇	九九〇	八、四九〇	八、四九〇
豊能郡	豊能郡	一八〇	九、〇〇〇	八〇	八〇〇	八〇	九、〇〇〇	八〇	八〇〇	九、八〇〇	九、八〇〇
三島郡	三島郡	一三〇	六、五〇〇	七〇	四〇〇	七〇	六、五〇〇	七〇	四〇〇	六、九〇〇	六、九〇〇
東成郡	東成郡	二〇〇	一二、〇〇〇	二、五〇〇	六三〇	二、五〇〇	一二、〇〇〇	二、五〇〇	六三〇	一二、六三〇	一二、六三〇
西成郡	西成郡	一八〇	九、九〇〇	一	六三〇	一	九、九〇〇	一	六三〇	九、九〇〇	九、九〇〇
大阪市	大阪市	二〇〇 <small>升</small>	一〇、六〇〇 <small>圓</small>	七〇 <small>束</small>	四二〇 <small>圓</small>	七〇 <small>束</small>	一〇、六〇〇 <small>圓</small>	七〇 <small>束</small>	四二〇 <small>圓</small>	一一、〇二〇	一一、〇二〇

同	同	同	同
三十四年	三十三年	三十三年	三十三年
六、四七六、一五八	六、三〇六、七六八 <small>貳</small>	六、三〇六、七六八 <small>貳</small>	二、六〇一、二 <small>町</small>
二、七二〇、四			

甘藷一反歩収支表

支 出		收 入	
種子の代價	肥料の代價	主産物の數量	同上價額
大 阪 市	一、〇〇〇 <small>貳</small>	二五〇 <small>貳</small>	一五、〇〇〇 <small>貳</small>
西 成 郡	四、〇〇〇	三八三	一九、〇七〇
東 成 郡	三、八〇〇	四〇〇	一八、〇〇〇
三 島 郡	二、〇〇〇	二五〇	一七、五〇〇
豊 能 郡	一、〇〇〇	三五〇	二一、〇〇〇
泉 北 郡	二〇〇	三五〇	一〇、五〇〇
泉 南 郡	六〇〇	一八〇	八、一〇〇
南 河 内 郡	一、〇〇〇	二〇〇	八、〇〇〇
中 河 内 郡	四〇〇	二九五	二二、六九〇
北 河 内 郡	四〇〇	二四〇	二二、〇〇〇
平 均	二、四二〇	二九〇	一四、一八六
雇自 人己 賃及 錢 <small>び</small>	他租 の税 入其 費 <small>の</small>	副産物の數量	同上價額
大 阪 市	一、五〇〇 <small>貳</small>	一〇〇 <small>貳</small>	六〇〇 <small>貳</small>
西 成 郡	三、〇〇〇	一〇〇	六〇〇 <small>貳</small>
東 成 郡	五、〇〇〇	一〇〇	六〇〇 <small>貳</small>
三 島 郡	二、〇〇〇	一〇〇	六〇〇 <small>貳</small>
豊 能 郡	一、二〇〇	一〇〇	六〇〇 <small>貳</small>
泉 北 郡	八、七五〇	一〇〇	六〇〇 <small>貳</small>
泉 南 郡	二、五〇〇	一〇〇	六〇〇 <small>貳</small>
南 河 内 郡	一、八〇〇	一〇〇	六〇〇 <small>貳</small>
中 河 内 郡	三、五〇〇	一〇〇	六〇〇 <small>貳</small>
北 河 内 郡	四、二二〇	一〇〇	六〇〇 <small>貳</small>
平 均	二、三四〇	二四五	七二五
計			一四、四七六
			九、六六五

収 入

支 出		收 入	
種子の代價	肥料の代價	主産物の數量	同上價額
大 阪 市	一、〇〇〇 <small>貳</small>	二五〇 <small>貳</small>	一五、〇〇〇 <small>貳</small>
西 成 郡	四、〇〇〇	三八三	一九、〇七〇
東 成 郡	三、八〇〇	四〇〇	一八、〇〇〇
三 島 郡	二、〇〇〇	二五〇	一七、五〇〇
豊 能 郡	一、〇〇〇	三五〇	二一、〇〇〇
泉 北 郡	二〇〇	三五〇	一〇、五〇〇
泉 南 郡	六〇〇	一八〇	八、一〇〇
南 河 内 郡	一、〇〇〇	二〇〇	八、〇〇〇
中 河 内 郡	四〇〇	二九五	二二、六九〇
北 河 内 郡	四〇〇	二四〇	二二、〇〇〇
平 均	二、四二〇	二九〇	一四、一八六
雇自 人己 賃及 錢 <small>び</small>	他租 の税 入其 費 <small>の</small>	副産物の數量	同上價額
大 阪 市	一、五〇〇 <small>貳</small>	一〇〇 <small>貳</small>	六〇〇 <small>貳</small>
西 成 郡	三、〇〇〇	一〇〇	六〇〇 <small>貳</small>
東 成 郡	五、〇〇〇	一〇〇	六〇〇 <small>貳</small>
三 島 郡	二、〇〇〇	一〇〇	六〇〇 <small>貳</small>
豊 能 郡	一、二〇〇	一〇〇	六〇〇 <small>貳</small>
泉 北 郡	八、七五〇	一〇〇	六〇〇 <small>貳</small>
泉 南 郡	二、五〇〇	一〇〇	六〇〇 <small>貳</small>
南 河 内 郡	一、八〇〇	一〇〇	六〇〇 <small>貳</small>
中 河 内 郡	三、五〇〇	一〇〇	六〇〇 <small>貳</small>
北 河 内 郡	四、二二〇	一〇〇	六〇〇 <small>貳</small>
平 均	二、三四〇	二四五	七二五
計			一四、四七六
			九、六六五

第四節 芸 薑

府下芸薑栽培の起原は茫乎として之れを詳にする能はずと雖、明和年中に至り攝津國三島郡佐保村(清溪村大)の小西篤好(通稱門)といへる老農常に土を管めて土性を辨じ以つて作物栽培法を研究し殊

作物 芸 薑

に芸菫栽培の改良法を案出せりといふ。即、従来種子を直接本田に播下したりしをまづ苗を作り置き後移植することに改め、爾後水田の裏作として栽培するもの順に増加し明治三十四年の如きは府下の作付反別一万二千七百四十二町九反にして其の産額九萬千百拾七石の多きを見るに至れり。尙明治十七年より三十四年に至る作付反別並に収獲高を示せば左の如し。

芸菫作付反別並に収獲累年表

年	作付反別	高	作付反別
明治十七年	一〇五、四四七石		一九、二九八、二町
同十八年	一〇五、四〇七		一六、二〇四、五
同十九年	九七、四七九		一五、七三三、四
同二十年	一三九、六〇〇		一八、三五三、三
同二十一年	一一五、八三六		一八、一九七、三
同二十二年	一一〇、一〇七		一七、二一三、五
同二十三年	九四、〇七二		一六、三三二、九
同二十四年	一〇三、〇一九		一六、六五六、一
同二十五年	八七、〇二九		一五、四七五、三
同二十六年	八六、六三三		一五、四二五、〇
同二十七年	九一、七一五		一三、一三五、七

芸菫一反歩収支計算表

年	種子の代價	肥料の代價	自己及賃の	租税の	計
同二十八年	五〇〇	二、五〇〇	四、五〇〇	一、七〇〇	八、七五〇
同二十九年	一〇〇	三、五〇〇	四、二五〇	一	七、七六〇
同三十年	一、五〇〇	二、五〇〇	三、七〇〇	二、八〇〇	九、一五〇
同三十一年	一〇〇	三、五〇〇	三、〇〇〇	一	六、五一〇
同三十二年	三〇〇	三、〇〇〇	五、六〇〇	一	八、六二〇
同三十三年	三〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	五、五〇〇	一一、〇三〇
同三十四年	三〇〇	三、二〇〇	三、〇〇〇	一	六、二三〇

作物 芸菫

地域	収入				計
	種子の代價	肥料の代價	自己賃及 賃金の	他租の 入其の 費の	
大 阪 市	二、〇〇 ^升	一〇、六〇〇	七〇 ^束	四二〇 ^圓	一、二、二〇〇 ^圓
西 成 郡	八〇	六、四〇〇	一、五〇〇 ^束	一	六、四〇〇
東 成 郡	一、三〇〇	一三、〇〇〇	五〇 ^束	三〇〇	一三、三〇〇
三 島 郡	七〇	七、〇〇〇	四〇 ^貫	四〇〇	七、四〇〇
豊 能 郡	一、一〇〇	六、六〇〇	八〇	二五〇	六、八五〇
泉 北 郡	八〇	七、二〇〇	五〇	一、二〇〇	八、四〇〇
泉 南 郡	八〇	七、二〇〇	五〇	三五〇	七、五五〇
南 河 内 郡	八〇	七、二〇〇	四〇	八〇〇	八、〇〇〇
中 河 内 郡	七二	六、〇一〇	五〇	五〇〇	六、五一〇
北 河 内 郡	一、〇〇	一〇、〇〇〇	五〇 ^束	五〇〇	一〇、五〇〇
平 均	九二	三、〇二〇	三、六八〇	三、〇五〇	八、三一六
主産物数量	同上	同上	同上	同上	同上
同上價額	同上	同上	同上	同上	同上
副産物の数量	同上	同上	同上	同上	同上
同上價額	同上	同上	同上	同上	同上
價 額 計					

平 均 九、一一 八、二二 一 五二四 八、五九三

第五節 實 綿

本邦綿作地の起原の大和河内兩國にあるは世人の認知せる所なりと雖徴すべき古書の足らざるが故に今より其の地を詳に知るに由なし。後世に至り稍確實なるは今を距ること二百年前寶永年中に大和川を改修し後其の舊川床に栽培せりと云へるものにして今の中河内郡若江、彌刀、八尾、長瀬等即是れなり、其の後六十年を経て明和年中に攝津國東成郡住吉附近に屋敷を綿清と云ふ者あり西成郡粉濱村に至り頻に綿作の利益あるを説きしに、恰同村の芝村佐助と云へる者其の言に隨ひて直ちに之れを栽培し其の販賣を綿清に托せしに綿清は大坂に於いて販路を開き益々地方産出の綿花を買集したりしかば農家の之れを栽培する者大いに増加するに至れり。當時、同郡西北部(今の四成、大坂市田)各村に於いては主として藍作を業とし綿作は僅少なりしが、後寛政年中に至り政右衛門と稱するもの阪上といへる綿花の他に比して善良なるを知り之れを栽培するや遂に其の附近の農家も藍作を廢して綿作をなすに至り、漸次その産額増加し同時に多くの老農輩出して田邊土佐、黒清綿等の改良種を選出する等大いに盡瘁し、其の結果品種を良好にし收獲を多からしめ、其の栽培日を逐ひて旺盛に趨き前途極めて有望なりき、然るに爾後通商交易の盛なるに隨ひ外國綿の輸入せらるゝもの次第に多く、加ふるに勞銀の騰貴より收支相償はざるに至り近時著しく減少し、尙、年々衰頹の傾を有せり。明治十七年より同三十四年に至る綿作反別並に收獲高及び一反歩收支計算表を示せば左の如し。

綿作付反別並に收獲累年表

平均	中河内郡	南河内郡	泉南郡	泉北郡	豊能郡	三島郡	東成郡
	三四	三〇	二〇	二五	三〇	二四	四〇
	二二、一五〇	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	一五、〇〇〇	一七、〇〇〇	二六、〇〇〇
	五〇	五〇	六	八〇	二五	六〇	一、五〇〇
	八〇〇	一、二〇〇		一、六〇〇	一五〇	一二〇	八〇〇
	二二、九五〇	二二、二〇〇	一〇、〇〇〇	二二、六〇〇	一五、一五〇	一七、二二〇	二六、八〇〇
一九、三三一							
八八一							
二〇、一〇三							

七四

第六節 果 樹

府下に於ける果樹の主なるものは蜜柑梨葡萄桃李及び栗等なりとす。然れども密柑に關しては調査上の便宜により林業誌中に述べべきを以つて今は聊葡萄に就き記せんとす。府下に於いて初めて葡萄を栽培せしは南河内郡道明寺村大字澤田にして、其の起原は茫乎として知るに由なしと雖當初は只井戸の日覆用として數本を栽培せしに過ぎず、嘉永四年近村の中河内郡堅下村大字平野の中野喜平といへるもの苗木壹本を澤田に求めて移植せしも同じく此の日覆となすに過ぎざりき。然るに喜平の其の翌年に至り初めて結びし實を商人に賣却して錢五貫文を得、ついで翌々年に至り又八兩の金子を得るや同人をして熱心増殖を圖るの念を生ぜしめ遂に之れを盛なら

しむるに至れり。同村の今日あるもの實に喜平の功なりとす。今、明治二十二年より同三十三年に於ける一般果樹栽培の趨勢を見るに左の如し。

年	蜜柑	梨	柿	桃	枇杷	葡萄	栗
明治二十二年	七〇〇、九	三一、五	一三六、七	二二五、八	一四、〇		
同二十三年	七八〇、一	三一、四	一四二、一	二二二、二	二二、三		
同二十四年	八八八、六	二四、六	一四四、一	二三五、〇	二七、八	一一、四	
同二十五年	九一二、三	二〇、一	一五四、一	二三五、八	二七、四	一一、四	六五、〇
同二十六年	九二二、一	二二、一	一七二、一	二二八、一	二八、三	一三、〇	九〇、六
同二十七年	九八七、九	二五、一	二二〇、〇	二七一、三	二八、六	一六、四	
同二十八年	九九〇、三	二八、四	一八四、四	二七一、六	二九、一	二四、六	
同二十九年	一、〇〇二、一	四五、九	一九七、三	一八六、二	四〇、六	二七、一	
同三十年	一、〇〇二、一	二五、五	二〇三、〇	三六七、五	三八、三	二九、七	
同三十一年	一、〇四一、一	三三、七	二二二、五	三七七、九	五〇、〇	三七、七	
同三十二年	一、〇七六、三	二五、六	二二六、〇	三二二、九	三三、四	二七、七	
同三十三年	一、二五三、六	三三、九	二二六、九	一九六、七	三三、九	三五、八	

尚、右の收穫高を示せば左の如し。

年	蜜柑	梨	柿	桃	枇杷	葡萄
明治二十二年	二、二二九、九七三	一二九、四九〇	三四〇、九四六	三五〇、九四二	一六、五一〇	四、三七九
同二十三年	三、六二五、七二五	一〇八、一六九	二八二、〇九九	三五四、二二七	二五、七五六	不詳
同二十四年	一、六一三、〇〇六	六〇、七五〇	二八二、八九九	四七二、六六二	二四、六二六	九、八〇一
同二十五年	二、一三一、一五二	五〇、四五三	三一四、八九六	三四五、六八四	二〇、八七八	一五、〇〇八
同二十六年	一、五〇三、六六六	四七、七九八	二三一、九五四	二九四、二六六	二六、〇二五	一四、三六九
同二十七年	四、六六〇、四六一	三九、二〇一	二二六、九〇五	四五四、二〇一	二一、八三三	一五、〇三七
同二十八年	二、一七一、二二八	六〇、一〇三	六七八、八四六	五五一、〇六六	四一、五五一	二二、一八一
同二十九年	一、七六八、五四四	五九、五八四	一七八、五六五	三〇八、七七〇	四〇、三八四	二二、四五五
同三十年	一、三七三、七〇四	三八、九六三	三九八、六一五	二七五、〇七五	四二、四六一	二〇、三九四
同三十一年	一、六九四、三〇五	四六、〇九三	二九二、三四四	五八六、二〇二	三二、八五八	一七、二四四
同三十二年	二、二八四、九八三	四五、七〇〇	三六七、一五六	四二二、四二五	四三、四七六	二〇、三二八

以上の外なほ李、巴杏等も近年漸次増加せんとする傾向あり、今、是等收支の大略を掲ぐれば左の如し。

年	支出						計
	労銀	肥料代價	公費	雑費	計		
蜜柑	七、二〇〇	一一、八〇〇	二、八五	五、二九五	二五、五八〇		
葡萄	一一、五五〇	一〇、八〇〇	五、〇〇〇	一一、一五〇	三八、五〇〇		

年	収入			
	李	梨	桃	計
同二十二年	七、五〇〇	九、四〇〇	一、二四〇	一九、六四〇
同二十三年	九、〇〇〇	一一、二五〇	二、〇〇〇	二四、二五〇
同二十四年	八、〇〇〇	九、四〇〇	一、六五〇	一八、五〇〇

年	收穫高		價額		單價
	蜜柑	葡萄	蜜柑	葡萄	
同二十二年	五二二	八〇〇	四六、〇八〇	〇九〇	
同二十三年	二五〇	二〇〇	一五〇、〇〇〇	〇六〇	
同二十四年	二五〇	二〇〇	三五、〇〇〇	〇七〇	
同二十五年	二五〇	二〇〇	四六、〇〇〇	二三〇	
同二十六年	二五〇	二〇〇	四八、〇〇〇	〇六〇	

備考。以上調査せし樹齡は蜜柑は栽植後二十年目葡萄は同五年目梨は同拾三年目李は同二十年目、桃は同八年目とす。

第七節 蔬菜

大阪市の膨脹につれ蔬菜の需要益々増加し、随ひて其の栽培地域も漸次擴張せられ、今や西成東成の如き市に接近の郡村にありては殆ど蔬菜を以つて主作物とするもの少なからざるに至れり、左に之れを略説せん。

胡蘿蔔。胡蘿蔔は廣く各地に栽培するものなれども府下に産するものは木津胡蘿蔔又は金時胡蘿蔔と稱して古來其の名高く漸次蕃殖して遂に木津胡蘿蔔の名天王寺蕪菁と共に世に高く大阪市は勿論中國四國邊迄續々輸出せらるゝに至り而して其の栽培地域は大阪市の膨脹に隨ひて漸次南進し今日にては西成郡今宮津守邊まで一面の胡蘿蔔畑を見るに至れり。

天王寺蕪菁。天王寺蕪菁の起原は漢として釋ぬるに由なしと雖元和元年に天王寺の住人村上喜兵衛といへるもの大阪夏陣のとき小佛村今大阪市南區天王寺の一部の百姓種物倉を保護して兵火と盜難とを免れしめし功により同村の荒地若干歩の下賜を受け之れを開拓し四天王寺各僧坊の食料たりし蕪菁を栽培せしに結果大いに良好なりしかば年々之れを増殖して天王寺蕪と稱し市場に販賣せり之れを天王寺蕪の起原とす其の後三十年を経て正保の初年に其の子喜兵衛といへるもの干蕪を製し後享保の末年に至り三代の孫村上喜平治苦心慘憺の結果更に粕漬の製法を始めて盛に各地に輸出せしより天王寺蕪の名稱一時に揚がり遂に俳人與謝蕪村をして

名物や蕪の中の天王寺。

の句をなさしむるに至れり以つて其の盛況を知るべし彼の天王寺の蕪坊蕪堂蕪亭の名も亦蕪菁に因たるものなりと云ふ降りて維新後に至り人口の増加と共に古の栽培地は全く宅地となりしが木綿作の衰態は之れをして其の區域を擴大せしめ今日にては天王寺南部より遠く堺の北部大和川附近に及び。

玉葱。玉葱は今や府下の一特有物産となり其の栽培反別亦六拾八町餘收獲高拾六萬三千餘貫に及びりもと泉南郡土生郷村阪口平三郎といへるもの今より十七八年以前に神戸に於いて玉葱の前途有望の作物なることを認知し之れを木府下に移しに始まれるものにして爾來同人は刻苦栽培の

途を講じ數年の後漸世人の注目する所となるに至りしが未自家用の外其の販路を求むるに由なかりしに後明治二十七年頃同郡麻生郷村の青物商何某の之れを市場に販出する端緒を開きしより其の栽培近村に傳はり遂に今日の盛況を呈するに至れりと云ふ。

第五章 肥料

第一節 種類

府下は本邦中物貨集散の中心たるを以つて肥料の集散する種類も亦極めて多し目下府下に賣買せらるゝ肥料の種類を列舉すれば左の如し。

- 餅粕、干鰯、フソ粕、鰹粕、鯉粕、粟子、羽鱈、數ノ子、撰子、白子、笹目、鰹粕、干鰯、干鰯、人手、サルキン、眞屑、角屑、毛髮、肉粉、血粉、骨灰、乾血、燒骨、骨肉血ノ混合肥料、牛毛、馬毛、鹿肉毛、牛馬ノ爪、キース印肉骨粉、肉骨粉、膠粕、牛骨細工ペーパー粉、牛爪、ハタキ屑、牛爪ハロキ粉、骨粉、蒸製骨粉、蠶蛾、蛹、魚ノ骨肉臟腑、鹽干魚廢物、鳥糞、馬糞、糞尿。(動物肥料)
- 菜種油粕、綿實油粕、支那菜種粕、支那板粕、燒酎粕、酢粕、醬油粕、餠粕、麥酒粕、胡麻油粕、落花生油粕、荳胡麻油粕、亞麻油粕、支那大豆粕、アルコール粕、大豆粕、清國產菜種粕、付粕、米糠、麩、鹽漬物ノ廢物、奈良漬粕、綿粉、藎灰、下豆類、煙草莖。(植物肥料)
- トーマス燐肥、硫曹肥料、硫酸アンモニア、過燐酸石灰、重過燐酸石灰、沈澱燐酸石灰、智利硝石、燐酸肥料、多木製燐酸肥料。(礦物肥料)

阿波肥料、地印國草肥料、國益窒素肥料、完全肥料、窒素混和磷酸、藍蘭專用肥料、堆積萬能肥料、富國肥料、萬歲肥料、浪花加里肥料、鷄糞、干鰯、干鰯灰、肥料荷粉、昆布屑、銀南屑肥料、瀟澤手、調和トーマス肥、調和肥料、塵芥(雜)

以上各肥料中本府下に於いて製造せらるゝ種類を擧ぐれば左の如し。

菜種油粕、綿實油粕、胡麻油粕、荏胡麻粕、胡麻粕、亞麻油粕、大豆粕、落花生油粕、調和トーマス肥、硫酸肥料、硫酸アンモニア肥料、阿波肥料、地印國草肥料、國益窒素肥料、磷酸肥料、完全肥料、蘭藍專用肥料、鷄糞、干鰯、堆積萬能肥料、富國肥料、調和肥料、萬歲肥料、骨粉、蒸骨、燕骨粉、浪花加里肥料。

又府下農家の使用せる肥料の種類中主なるものは左の如し。

餅粕、干鰯、羽鱈、菜種粕、綿實油粕、支那種粉、支那大豆粕、大豆粕、清國産菜種、藁付、粕糞尿。

其の他諸種の肥料を使用するものあれども極めて僅少なりとす。

第二節 主要作物に施用する肥料の種類及び分量

米作 に使用する肥料は普通人糞尿、真粉粕、種粕、魚肥にして、西成、東成、三嶋、豊能、泉北、中河内、北河内の各郡は主として人糞尿を用ひ凡一反歩に付き十五荷乃至四十荷を施し、北河内、中河内、南河内の三郡は真粉粕七玉より十玉を施用し、北河内、豊能の二郡は種粕五玉乃至七玉を施す。而して魚肥は各郡とも一般に之れを使用せざるはなく其の量は凡一反歩に八貫目乃至十貫目なりとす。

麥作 の肥料は各郡主として人糞尿を使用し其の分量は凡一反歩に十五荷乃至四十荷位なりとす。

蜜柑 の肥料は重に魚肥にして一反歩に二十貫より三十五貫までを與へ之れを三回に分ちて採取後に四分、發芽の際に四分、及び花留に殘二分を施す。

葡萄 の肥料も亦魚肥にして一反歩に付き五十貫許とし、三月と六月との二回に等分して之れを施與せり。

薯蓣 人糞尿を用ふる時は一反に十五荷乃至二十五荷を施し、魚肥ならば七貫目、真粉粕ならば七玉、種粕ならば五玉を施與す。

第三節 取引方法

肥料購入の手續は地方により一定ならずと雖之れを概言すれば多額の肥料を要する農家又は一村若くは數十人申合せ一纏にして購入するものは直ちに大阪市の信用ある商人よりし、又小農者に在りては仲買人の其の家に来たるを待ちて其の見本により之れが賣買を契約し仲買人は之れを一纏となし問屋に注文して荷受のうへ各需用者に配布し需用者は之れを受取るとき直ちに其の代價を拂渡す。然れども此の時に於いて或ひは其の半額を支拂ひて殘半額は收獲のち精算するあり或ひは延買と稱し總額の十分の一乃至二を渡し收獲のうへ皆済するあり、又或ひは收獲のうへ全部の支拂を行ふものあり。而して全體に通じ即金拂は十中の二三分にして或ひは半額を渡し或ひは延買若くは收獲後支拂をなすを最多しとす。

第四節 不正肥料

肥料 主要作物に施用する肥料の種類及び分量 取引方法 不正肥料

近來諸物價の騰貴に伴ひ肥料も従前よりは價格大いに昂騰し、しかのみならず農家の一般に肥料を施用する程度上進せるを以つて其の需用は年々増加して價格も益々騰貴せり、故に資力の豊ならざる小農家に於いては自然其の所望の肥料を得る能はず之れが購入に苦むの結果は遂に品質の良否に係はらず只價格のみ廉なるを望むに至りしを以つて狡猾なる商人は機乗ずべしとなし真正肥料に不正品を混じり價格を低廉にし巧に農家を瞞着して賣付る者各地方に顯はるゝに至れり。現に我が府下に於いても油粕に山土或ひは松樹皮の細末としたるものを混入して販賣せしものあり又干鰯の粉末にしたるものを魚肥に混じて販賣せしものあり又米糠に山土或ひは糊殻の細末にしたるものを混ぜしものあり、明治二十年頃より各地に流行し同二十五年頃には其の惡弊更に盛なりき。是れ洵に惡むべきことなりと雖亦畢竟農民の智識低くして唯價格の低廉なるを望むに基因せずんは非ざるなり、肥料の良否は收獲の多寡を左右し收獲の多寡は直ちに其の資力に影響を及ぼす、今にして省みずんば富者益々富み貧者益々貧ならんとす、富者は益々富む最可なり而も貧者益々貧ならんとする最可なり、國家の大本として目せらるゝ農民たるもの豈猛省せずして可ならんや。

第五節 肥料検査

肥料に不正品を混じり販賣するもの流行するに至り是等の惡弊を防がんがため明治二十二年肥料取締法を發布して同三十四年十一月より實施せられたり。是に於いて肥料検査官吏を各府縣に置き肥料の検査をなさしむるに至りたるを以つて以前不正品を弄せしものは大いに警戒し其の後次第に此等不正營業者を減じ今や殆ろの跡を絶つに至れり、然れども此の以前に於いて既に検査を實行せしものあり、即斯業の組合是れなり。

組合 是れより先肥料業者中には往々不正を行ふ者ありて他の同業者に其の影響を及ぼすこと尠なからざるを以つて大阪市同業者は互に相計り是等弊害を防がんがため明治十八年十月肥物商仲間規約を設け検査所を大阪市西區鞆南通に設置して肥料の検査をなし此の検査を終へたるものにあらずば賣買せざること、せり是れ其の検査の嚆矢とす其の後多少の變遷を経て明治三十四年に至り規約を改正して組合組織とし更に大阪肥物商組合と稱し、不正品の取扱を防止し取引上の弊害を矯正して業務の發達を計れり。又堺市肥料商人も明治十八年十一月肥物商仲間規約を設け事務所を堺市市ノ町に設置し、而して其の目的とする處は同業者の業務を保全し且不正肥料の賣買を取締るに在りて爾來引續き事務を取り來たりしが明治三十五年五月に至りて同規約を廢止せり。

第六章 害虫駆除

害虫の慘害は各府縣の共に苦しむ處にして本府下に於いても之れが被害を受くること年々少ならず、今府下に於ける主なる害虫を其の害する農産物の種類に區別して擧ぐれば左の如し。

- 稻 浮塵子(稈黒横這及び褐色横這)、螟蟲(二化生螟蟲)、稻小螟蛉、苞蟲、黄葉卷蛾、象鼻蟲、黒椿象、白蛆、金龜子、キリウツカマンボ、蟲龜。
- 麥類 針金蟲(叩頭蟲の幼蟲)、蛭蟥(金龜子蟲の幼蟲)、麥の葉蠹。
- 桑及び茶 桑金姑嘶蟲、尺蠖、天牛、葉卷蟲(各種)、桑芽蟲、茶の姑嘶、桑の綿蟲、茶の臘蟲、介類蟲。
- 果樹 天牛、象鼻蟲、果蠹蟲、姑嘶類、刺蟲、避債蟲、葉卷蟲、介殼蟲、蚜蟲。

蔬菜、蚜蟲、菜の螟、夜盜蟲、瓜蠅、蟋蟀、蠅、サルハムシ、偽瓢蟲、
 雜穀物、棉の種蠅、同蚜蟲、同實蟲、大豆の金龜子、葛上亭長、豌豆夜盜蟲、穀蠹蟲、粟の髓蟲、
 煙草の螟蛉、藍の髓蟲等。

以上の中被害の殊に甚しきは螟蟲及び浮塵子にして、去る三十年及び三十三年の如きは之れが爲に
 莫大の損害を被ひり害蟲驅除の忽諸に附すべからざるを覺りしかば本府は注油驅除誘蛾燈點火螟
 蟲採卵、白穂摘取捕蟲網使用等を奨勵し、又一面畦畔雜草の焼却短冊苗代、苗代共同等を勸誘して驅除
 豫防に盡力せしが、害蟲の發生頻々にして十分其の効果を收むる能はざるより三十四年に於いて更
 に害蟲驅除豫防吏員七十名を置き實地驅除豫防の指導奨勵の任に當らしめ、同時に府令を以つて更
 蟲驅除豫防施行規則並に苗代幅員及び集合面積の規定を制定し害蟲驅除豫防法を定め官民協力し
 て之れが驅除豫防に努めき、今、其の顛末を略記すれば左の如し。

- 一、害蟲驅除豫防吏員は府廳詰六名を除くの外は悉各郡市に派遣し實地監督指導の任に當らしめし
 事。
 - 一、知事及び書記官の各郡を巡視して此の事業の目的及び方針を示せし事。
 - 一、府技師及び府農務掛員は擧げて此の事務に執筆し府農會役員亦晝夜奔走の勞を執りし事。
 - 一、郡役所にありては郡長をはじめ郡書記郡試驗場長等驅除豫防吏員と共に町村を巡視し大いに盡
 力せし事。
 - 一、各町村に於いては害蟲驅除豫防委員を設け適宜の規約を定め町村長及び農會長は苦心經營其の
 實行を期したりし事。
- 以上の如く官民一致して害蟲の驅除豫防に努めしかは其の成績亦佳良にして苗代は悉改良、且共同

となり、其の收穫も亦著しく増加せり、今、之れを示せば左の如し。

苗代成績一覽表 (明治三十四年調査)

備考	計	個所數	反別	一ヶ所所最		一本田植	第一種	第二種	第三種	特別認可
				均反別	廣反別					
	大	三	五六〇八	七〇	三〇〇〇	四、九〇〇	一〇一	四九	五九	三
	阪	三	三六八二〇	八八	八七〇〇	四、九〇〇	四〇	一七三	一一	三
	西	四	三七、七二五	七六	五、〇〇〇	一、〇〇〇	一、一	一七	一七	三
	東	四	一〇、〇一七	一〇三	四、六八	五〇〇	一九	七〇	三〇	一
	三	一	八六三三	八三	五、四九	五〇〇	五	四	三	一
	豐	一	八四七八七	六三	七、二八	三、〇〇〇	一三	五	一	一
	泉	一	八三、二二三	六二	二、三二	六、九〇〇	一三	四	三	一
	泉	一	一〇、六八三	六六	六、〇八	三、二〇〇	七	六	三	一
	南	一	一〇、六八三	六六	六、〇八	三、二〇〇	七	六	三	一
	中	一	八五、七〇〇	七二	一、七〇〇	五、〇〇〇	一三	〇	三	一
	北	一	二、八四〇	七二	一、七〇〇	五、〇〇〇	一三	〇	三	一
	計	六	七〇、九〇六	八三	一、七〇〇	一〇、一〇〇	二	五	一	六

第一種苗代とは其の形方形に近く雀透以灌水等共同のものを云ふ。
 第二種苗代とは其の種方形に近けれども單に集合のものを云ふ。
 第三種苗代とは面積五畝歩に達すとも其の形の不正なるものを云ふ。
 特別認可とは苗代五畝歩未滿のものを云ふ。

害蟲驅除豫防成績表

大 阪 市	西 成 郡	東 成 郡	三 島 郡	豐 能 郡	泉 北 郡	泉 南 郡	南 河 内 郡	中 河 内 郡	北 河 内 郡	合計平均	水田反別		每反平均收穫高		全收		獲高		發生害蟲の 種類及び割合	被害反別 (被害多少 を問はず)	驅除豫防 成績			
											卅三年	卅四年	卅三年	卅四年	卅三年と卅四年との差(平均)	卅四年と前年との差(平均)	卅四年と前年との差(平均)	卅四年と前年との差(平均)						
1,011,014	1,274,334	3,271,200	8,233,233	3,751,200	5,300,233	6,600,233	7,748,233	6,333,233	8,233,233	5,247,757	1,750	2,100	2,500	1,495,233	2,076	3,871	4,871	1,802,233	3,871	1,802,233	同	5,750	稍良好	
1,274,334	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	同	6,350	同
3,271,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	同	1,750	同
8,233,233	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	同	1,630	良好
3,751,200	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	同	1,750	同
5,300,233	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	同	3,800	同
6,600,233	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	同	3,800	同
7,748,233	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	同	1,200	同
6,333,233	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	同	1,200	同
8,233,233	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	同	1,200	同
5,247,757	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	同	1,200	同
2,076	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	同	1,200	同
3,871	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	同	1,200	同
1,802,233	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	同	1,200	同
3,871	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	同	1,200	同
1,802,233	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	同	1,200	同
3,871	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	同	1,200	同
1,802,233	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	同	1,200	同

備考。 平年作とは三十三年より七ヶ年前に遡り各郡毎に其の中最豊最凶の二ヶ年を除き其の
 餘五ヶ年を平均したるものなり。

前記せる増收の割合は收穫期に於いて果して適中せりや否やは多少疑なき能はずと雖、右は各郡詰
 府吏員に命じ町村各大字に就き調査せしものを綜合したるものなれば甚しく誤謬なきを信ず、若又
 假に前記増收を過大なりとすとも間接に農家をして害蟲に關する觀念を惹起せしめしこと頗大な
 るは明らかなり

而して明治三十五年に於いても前年の方法を踏襲して害蟲驅除豫防を勵行し是れ亦良好の成績を
 得たり、尙参考として害蟲驅除豫防に關する府令告示等を掲ぐれば次の如し。

大阪府令第五十六號(明治三十四年)

害蟲驅除豫防法施行規則

- 第一條 明治二十九年法律第十七號害蟲驅除豫防ニ依リ大阪府下ニ於テ驅除豫防スヘキ害蟲
 ハ左ノ種類トス
 螟 蟲 浮塵子 苞 蟲
- 第二條 害蟲田畑ニ發生シタルトキ又ハ發生ノ虞アルトキハ作人ハ直チニ驅除豫防ニ著手シ同
 時ニ市町村長ニ届出スヘシ
- 第三條 當該吏員ハ田畑ニ害蟲發生シタルトキ又ハ發生ノ虞アルトキ若クハ三十四年大阪府告
 示第三百三號害蟲驅除豫防法ヲ實行セサル者ヲ認ムルトキハ所轄市町村長及郡長ニ通報スヘシ
- 第四條 郡長ハ第二條第二項ノ報告又ハ第三條ノ通報ヲ受ケタルトキハ必要ノ場合ニ於テハ命

令ヲ發シ作人ヲシテ法第三條第一項ニ依リ驅除豫防ヲ行ハシムヘシ
前項ノ場合ニ於テ作人驅除豫防ヲ行ハサルトキハ郡長ハ町村長ニ命令シ法第三條第二項ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第五條 郡長前條ノ命令ヲ發シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ニ通報スヘシ

一 害蟲ノ種類

二 驅除豫防スヘキ町村名大字小字及見積反別

三 被害作物ノ種類及被害ノ狀況

四 驅除豫防ヲ行フヘキ見込期限

五 告示第百三號害蟲驅除豫防方法ヲ實行セサル者ニ對シテハ其ノ顛末

第六條 前項ノ外第八條ノ命令ヲ發シタルトキハ郡長ハ事由ヲ詳悉シ其ノ都度知事ニ報告スヘシ

第六條 害蟲蔓延シタルトキ又ハ蔓延ノ兆アルトキ若クハ害蟲田畑以外ニ發生シタルトキ又ハ發生ノ虞アルトキハ當該吏員ハ所轄市町村長及郡長ニ通報スヘシ

第七條 當該吏員ハ法第六條ニ依リ溝渠ヲ設ケ又ハ農作物蘆葦刈株雜草ヲ拔キ棄テ若クハ燒棄スルノ必要ヲ認メタルトキハ所轄市町村長及郡長ニ通報スヘシ

第八條 郡長第六條及第七條ノ通報ヲ受ケ其必要ヲ認メ若ハ自ラ其ノ必要ヲ感シタルトキハ直チニ町村長ニ命令シ町村費ヲ以テ驅除豫防ヲ行ハシムヘシ

前項ノ驅除豫防ノ爲メ法第五條ノ夫役賦課ノ必要ヲ認ムルトキハ郡長ハ町村長ニ命令シ直チニ之ヲ執行セシムヘシ

第九條 第四條第二項ニ依リ町村費ヲ以テ支辨シタル場合ニ於テハ其費用ハ町村會ノ議決ヲ經

テ作人各自ノ負擔額ヲ定メ之ヲ徵收セシムルヘシ

第十條 第一條ニ定メタル以外ノ害蟲發生シタルトキ又ハ發生ノ虞アルトキハ作人ハ相當驅除豫防ヲナシ同時ニ市町村長ニ届出ヘシ

前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ町村長ハ直ニ郡長ニ報告スヘシ

當該吏員ニ於テ第一項ノ狀況ヲ認メタルトキハ所轄市町村長及郡長ニ報告スヘシ

第十一條 前條二項ノ報告又ハ第三項ノ通報ヲ受ケタルトキ郡長ハ第五條ノ事項ヲ列記シ意見ヲ付シ知事ニ開申シ其指揮ヲ請フヘシ

第十二條 市長ニ於テ第二條第一項第三條第六條第七條及第十條第一項第三項ノ届出又ハ通報ヲ受ケタルトキハ直ニ知事ニ報告スヘシ

第十三條 郡市長ハ驅除豫防施行期間ノ景況ヲ一週間毎ニ知事ニ報告スヘシ

第十四條 毎年度ニ於テ市町村費ヲ以テ施行シタル害蟲驅除豫防ニ關スル事項ハ左表式ニ依リ郡市長ハ翌年四月十日限り知事ニ報告スヘシ

郡市町村名	被害地ノ大字小字	同上農作物ノ種類	同上見積別	平年收穫高	被害ニヨリ減收見積高	驅除豫防ニ係ル市町村費	同上夫役ノ數	郡補助費
-------	----------	----------	-------	-------	------------	-------------	--------	------

大阪府告示第百三號(明治三十四年四月十一日)

害蟲驅除豫防法

第一條 害蟲驅除豫防ニ依リ指定スル害蟲ハ左ノ三種類トス

害蟲驅除

驅蟲	シムシ	ネムシ	ドウムシ
浮塵子	ウソカ	コヌカムシ	} 稻(重ナル發) (害植物)
苞蟲	アナムシ	ツトムシ	

- 第二條 苗代ニ害蟲生シタルトキハ毎日一回以上捕蟲網ニテ捕殺スヘシ
- 第三條 苗代ハ稻種子播下後三十日以内ニ一回一畝歩五勺ノ割合ニ石油ヲ滴下シ苗ノ葉尖ヲ拂
ロ害蟲ヲ陷殺スヘシ
- 第四條 挿秧ノ爲メ苗ヲ抜キ取ル場合ニハ一畝歩八勺ノ割合ニ石油ヲ滴下シ苗代ニ存スル害蟲
ヲ陷殺スヘシ
- 第五條 苗代ノ周圍三十間以内ノ雜草ハ燒却シ若ハ刈取ルヘシ
- 第六條 苗代ノ周圍三十間以内ノ地ニ稻藪其他害蟲ノ潜伏ニ適スル物アルトキハ之ヲ除去スヘ
シ
- 第七條 本田ハ挿秧後三十日内外除草ノ際一反歩一升ノ割合ニ石油ヲ注加シ稻株ヲ洗滌スヘシ
- 第八條 本田ニ浮塵子發生シタルトキハ一反歩一升乃至二升ノ割合ニ石油ヲ注加シ田水ヲ攪拌
シ稻株ニ奔注セシメ之ヲ陷殺スヘシ
- 第九條 本田ニ苞蟲發生シタルトキハ一反歩一升ノ割合ニ石油ヲ注加シ竹櫛類ノ如キモノニテ
稻葉ヲ梳リ害蟲ヲ陷殺スヘシ
- 第十條 苗代ニ螟蟲ノ卵ヲ發見シタルトキハ一々摘取スヘシ
- 第十一條 本田ニ螟蟲發生シタルトキハ其二三番除草ノ頃ノモノハ被害ノ稻株ヲ抜キ取り更ニ
新苗ヲ以テ之ヲ補ヒ出穂後ノモノハ其莖ヲ土際ヨリ切取ルヘシ

○大阪府令第五十一號(明治三十四年四月十五日)

苗代幅員及集合面積規定ノ件

苗代ニ於ケル害蟲驅除豫防ノ爲石油ヲ注シ捕蟲網ヲ使用其他手入等便利ノ爲ニ苗代ノ幅ハ五尺以内トシ其面積ハ五畝歩以下ノモノハ集メテ同面積以上ニ達セシムヘシ但シ一人ノ播種面積五畝歩ニ達セサルモノハ數人集合スヘキモノトス

土地ノ狀況ニヨリ苗代面積五畝歩以上ニ爲ス能ハサルモノハ郡ニアリテハ郡長市ニ在リテハ市長ノ認可ヲ得ヘシ

前各項ノ規定ニ違背シタル者ハ五錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料又ハ一日以上十日以下ノ拘留ニ處ス

第七章 養蠶

府下に於ける養蠶の創始は何年頃なるか詳ならざれども明治三年本府は桑苗を信濃國より購入して官有荒蕪地に植栽し翌四年今の大阪市東區内久寶寺町に當時設置せる貧民救助場を利用して養蠶法を傳習せしめ而して當時蠶卵紙輸出の途大いに開けたるを以つて養蠶業に従事する者甚多かりき然るに當に此等の卵紙製造者の其の法に精しからざりしのみならず桑苗の良否養育の如何を知らず只一途に桑園を設くるに汲々たる養蠶家の非常に増加せし結果は茲に粗製濫造の弊を來らし明治七年に至りては本蠶卵紙は頗その信用を失なひ一枚の價格天保錢一枚に充て、尙買者なき状態に陥り遂に幾十萬枚の卵紙は空しく之れを燒棄するに至れり是に於いて斯業は一頓挫を來た

し蠶に菜園麥圃を廢して桑園とせしもの今は却りて之れを掘り起し各郡僅に一二の養蠶家を存するに過ぎざりしが降りて明治十四年の頃斯業の挽回を圖らんがため本府の種苗分賦規則を設け桑苗を購入して有志者に配附して以つて大いに奨励するに及び其の功空しからず遂に養蠶家の増加を見且當時飼育せる蠶種は多く江州産の青色姫蠶なりしが明治十六年關西府縣聯合共進會開設以來此の種類の劣等なるを知り小石丸青熟赤熟の三種を飼育するに至れり又本府は養蠶専門家を聘して飼育法を指導奨励せしめ同時に養蠶手引草を編成して管内に頒ち、堺市も此の時有志家打集まり私立養蠶傳習所を設置して大いに斯業の改良を企て、ついで二十年各郡に一箇所若くは二箇所の私立養蠶傳習所を設置せしめ各所に金百圓を補助して其の數十箇所生徒三百二十四人の多きに達し皆七八分の結果を得るに及び茲に初めて府下の養蠶業も幾分進歩の傾向を見はし一般公衆をして稍この業に注意せしむるに至れりしかのみならず本府は本府が前に發布せし分賦規則に據り桑苗等を請求するもの、外自費を以つて購入せんとする者の爲には特に其の購入方を媒介し、又蠶紙の如きは其の原種用に限り同年より制規の検査を経たるものを買得るの便を開きしかば桑苗及び蠶紙購求の紹介を乞ふもの相踵いて起り其の數桑苗七萬有餘株蠶紙二十有餘枚に及び爾來養蠶家の増加するもの夥しく二十二年には其の戸數千四百十六戸にして其の掃立數五百九十九枚に達せり尙、同年より府立農學校附屬として養蠶傳習所を設け福嶋縣伊達郡掛田村より教師を聘用し各郡より二三名づゝ模範生徒を募集して養蠶法の傳習を開始せり而して本年私立養蠶傳習場の殆前年の半數に減少せしが如きは慶ぶべからざる現象なるが如しと雖是れ畢竟町村制度實施に力を要せしと此の附屬養蠶傳習場の設立とに基因せるものにして、決して斯業退歩の徵候とすべからざるは勿論なりとす、越えて翌二十三年は前年に比し養蠶戸數増加せしが氣候不順と飼育其の宜しき

を得ざるとにより大いに收繭高を減少せり是に於いて本府は府立農學校附屬養蠶傳習場教師をして各郡に巡回せしめ、又農商務省に技師の派遣を請求して蠶事に關する講話を請ひ以つて大いに當業者の注意を喚起し、翌二十四年亦養蠶教師三名を福嶋縣より招聘し養蠶期間各飼養地に就き講話又は實地指導をなさしめ、其の成績良好なりしを以つて其の翌年には更に巡回教師四名を増加して益々斯業の發達を計れり、降りて二十七年には七名の巡回教師にても尙管内を普ねく巡回せしむること能はざるを以つて之れを廢し更に各郡に巡回教師及び養蠶傳習所を設置せしめ之れに補助金を下付して以つて奨励機關の完成を期し、之れと同時に一面府立農學校附屬養蠶傳習所及び各郡の傳習場を卒業せしもの續々輩出し何れも各地方に於いて實地飼育に従事するに至れるを以つて斯業は稍面目を改め漸次進歩の傾向を呈するに至れり、然るに三十一年に於いて本府の養蠶傳習場及び巡回教師の補助費を全廢するや豊能の郡を除き他の各郡とも其の設備を廢止し、其の後三十三年に至る間桑作付反別及び繭の産額に於いて漸次増加し多少進歩の趨勢なきにあらずと雖其發達の歩武また甚しく迅速なるを見る能はざるは大いに遺憾とする所なりとす尙、斯業進歩の状況を明かにせんがため桑樹植付反別及び繭産額表を掲げん。

明治二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	桑植付反別	繭産額
				三七七〇〇	二二〇〇
					三五〇
					九三八
					一二八六

年	桑	植	付	反	別	産	額
明治二十四年					四三五 ^町 九〇〇		二、〇七四 ^石
同 二十五年					四三三、一〇〇		二、五三〇
同 二十六年					四五六、三〇〇		二、七一四
同 二十七年					五〇四、二〇〇		三、四三六
同 二十八年					五六七、二〇〇		三、七七六
同 二十九年					八九九、六〇〇		三、五一一
同 三十年					一、〇〇八、二〇〇		三、七一四
同 三十一年					六八六、二〇〇		三、六一四
同 三十二年					六三九、九〇〇		三、三七二
同 三十三年					七一、七〇〇		四、九二九

蠶種検査。明治二十年原種用に限り蠶種の検査を施行することとし、事務所を當府廳内に設け東京西ヶ原蠶業試験場に於いて修業せしもの一名を擧げて検査員に充てき、是れ府下に於ける蠶種検査員の嚙矢にしてついで同二十二年に至り検査場を府立農學校内に移し翌二十三年更に之れを大阪府立博物館に轉せしが越えて二十四年に至り二たび大阪府立農學校に設け検査員二名補助員を雇ひて検査を行はしめ、二十五年には検査數非常に増加し前年に比し普通製千五百四十一枚、框製三百二十一枚の多きに至れり、是れ養蠶家の増加せしによると雖、又或ひは從來他縣より購入せしもの、次第に減少して府下製造品を購求するもの多きを加ふるに至りしに由るならん、殊に粹製の増加せ

しは飼育者の漸次其の業に熟達し健全なる蠶種は粹製を措いて他に需むべからざるに至りしに基づくものにして斯業の稍進歩の兆を見はし、ものと謂はざるを得ず、又農學校に於いても翌二十六年より普通種の種製を減じ粹製に改良し府下元種用として配布するの計畫をしたりき、爾來蠶種検査を請ふもの漸次増加したるを以つて二十七年には検査員を四名に増加し、三十年には更に検査員一名を増加し都べて五名とせり。
蠶種検査規則施行以來三十年に至るまでに検査せし蠶種の數を示せば左の如し。

年	合 格		検査合格せざるもの	病毒蠶種の無病蠶種に對する割合
	普通原種	框製		
明治二十一年	二五〇 ^枚	一四 ^枚	四 ^枚	〇、一五
同 二十二年	二七四	一八	一五	〇、三九
同 二十三年	五三六	四三	二七	〇、四一
同 二十四年	一、三四一	一九九	一一	〇、〇七
同 二十五年	一、五四一	三二六	詳	
同 二十六年	九九〇	六七五		
同 二十七年	一、五四九	七〇七		〇、九六
同 二十八年	二、〇一七	一一、四六六 ^枚		五、二四
同 二十九年	二、三三二	一二、三八二		二、一五
同 三十年	一、六四八	二〇、三一二		八、八四

養 蠶

從來施行し來たりし蠶種検査規則は單に蠶種の検査を爲すに止まりしが明治三十年蠶種検査法發布せられしより其の検査を單に蠶種に止めずして蛾及び繭にも施行するに至れり。而して同法は翌三十一年より施行する規定なりしが本府は特に農商務大臣の認可を経て同年は該検査を施行せず、三十二年に至り同法に基づき検査施行手續を定めて検査員三名を採用し府下池田、枚方、鳳の三箇所に検査所を設置して検査を施行し、翌三十三年に蠶種検査法を改正し不越年の蠶種も検査することに定めて以て検査範圍を擴張せり。今府下に於ける蠶繭を春夏秋蠶の各種に分つ時は次の如し。

年次	春		夏		秋		計
	蠶	繭	蠶	繭	蠶	繭	
明治二十二年	六三五	三九五	三八四	—	—	—	一、〇一九
同二十三年	九三五	—	三五一	—	—	—	一、二八六
同二十四年	一、五七四	—	一、六七六	—	—	—	三、二五〇
同二十五年	二、一九八	—	二、〇五二	—	—	—	四、二五〇
同二十六年	二、二四七	—	四六七	—	—	—	二、七一四
同二十七年	二、八五八	—	五七一	—	—	—	三、四三六
同二十八年	二、九三二	—	七七九	—	—	—	三、七三九
同二十九年	三、〇七四	—	四一四	—	—	—	三、五二二
同三十年	三、一三一	—	五五〇	—	—	—	三、七一四
同三十一年	三、〇八一	—	五二六	—	—	—	三、六一四
同三十二年	三、一五七	—	六〇九	—	—	—	三、七七一

第八章 製茶

府下和泉國泉南郡東信達村大字金熊寺及び泉南郡南横山村大字父鬼、南池田村大字平井の三所は往古より多少の茶園を有し來たりと傳ふれども明らかに製茶事業の管内に起りしは明和年中とす、即今を距ること百二十年前にして河内國北河内郡招提村の河端東助及び家村清太夫の二人が同村に於いて茶園三反歩を開き釜煎茶を製し毎年村内の者を寺院に集め之れを饗應し名づけて茶進講と稱せしに始まり。其の後、天明元年北河内郡友呂岐村大字三井櫻井彦兵衛と云へるもの宇治茶の種子を購入し同村字工藤峠及び若山の二箇所に茶畑三反五畝歩を開拓して播種し、爾後稍各地に之れが栽培を試るもの出てたりと雖その製法は總べて日乾製なりしが、同二三年の頃北河内郡菅原村大字藤坂の寺島源右衛門といへるもの山城國宇治より製茶師を雇入れ宇治風の煎茶を製するに及び茲に初めて管内煎茶の製出を見るに至れり。爾後年を遂ひて宇治風の製茶各地に傳播し文政年中同郡同村大字長尾の重村佐三郎と云へる者遂に一町四反歩餘の地を拓きて茶園を設くるに至れりと雖管内を通觀すれば製茶業者なほ極めて僅少にして未その頭角を顯はすに至らず、降りて安政年中横濱互市場の開け製茶も亦稍輸出せらるゝに及びて茲に俄然斯業者を増加し遂に其の隆盛の端を啓くに至れり。爾後製茶貿易愈々盛なるに隨ひ藪林岡阜尙且拓かれて茶園となり日に月に其の歩武を進めんとするに際し明治八年以後粗製濫造の惡弊流行し甚しきは他物の葉を混じ輸出する者

同三十三年

三、九六六

九三九

二八

四、九三

組合名稱	組合地圖	事務所位置	役員氏名
四區二郡茶業組合	東大阪府四成市	堺市新在家町	組合長 山本佐兵衛
堺市茶業組合	堺市	同	谷本市太郎
三島郡茶業組合	三島郡	三島郡福井村	彦坂奎次郎
豊能郡茶業組合	豊能郡	豊能郡箕面村	豊田茂兵衛
泉全茶業組合	泉北郡	泉北郡南池田村	和田良太郎
河内茶業組合	南河内郡	南河内郡平尾村	杉田良藏
北河内郡茶業組合	北河内郡	北河内郡招提村	同
			同 家村寛太郎

同年製茶輸出の目的を以つて橋本市松外十九名發起人となり資本金一萬圓を以つて大阪市中ノ嶋に大阪製茶輸出會社を設立せり。又阪本七太郎といへるもの茶業の不振を慨歎し百方奔走し明治十九年大和國添上郡柳生村岩井近藏といへる者を聘して紅緑茶の製造法を傳習せしめしに稍好果を見たりしが故ありて一時中止し更に埼玉縣武藏國入間郡小仙波村商林謙三の發明せし製茶器の勞費を省くの著大なるを聞き同年七月十二日より同處に赴き器械使用及び竈の構造法を習得し且該器械を購入して歸村し同八月山ノ上村に於いて私立製茶傳習所を設け況く同業者を集めて製法を傳習し又九月には津田村に河北組合部内の製茶品評會を設け併はせて製茶集談會を開き以つて大いに獎勵する處あり其の後熱心獎勵の結果二十一年に至り河内國に三箇所攝津國に一箇所該器械を据付け製造するものを生じ何れも稍好成績を得たりき。

斯の如く斯業の隆盛を企圖するものありと雖其の聲價は年を逐ひて低落し之れを明治十二三年の

頃に比すれば殆半額以下に落ち實に非常の困難に遭遇せり。此の時に當り聯合會議所は茶の價格を挽回せんとせば宜しく紅茶を製造し輸出販路を擴張して需用供給の權衡を得しむるを以つて最大急務なりとし明治二十二年より紅茶傳習所を設立して其の製造を傳習し盛に紅茶を製造せしめんことを企て。本府亦此の事業の必要なるを認め年々若干の獎勵金を下付し事業の進行を補助せり。左に會議所の設立せし紅茶傳習所の位置及び數を掲げん。

紅茶傳習所

明治二十三年	明治二十四年	明治二十五年	明治二十六年	明治二十七年	明治二十八年	明治二十九年	明治三十年	明治三十一年	明治三十二年
北河内郡川越村	北河内郡川越村	北河内郡川越村	北河内郡川越村	北河内郡川越村	北河内郡川越村	北河内郡川越村	北河内郡川越村	北河内郡川越村	北河内郡川越村
泉北郡南池田村	泉北郡南池田村	泉北郡南池田村	泉北郡南池田村	泉北郡南池田村	泉北郡南池田村	泉北郡南池田村	泉北郡南池田村	泉北郡南池田村	泉北郡南池田村
南河内郡平尾村	南河内郡平尾村	南河内郡平尾村	南河内郡平尾村	南河内郡平尾村	南河内郡平尾村	南河内郡平尾村	南河内郡平尾村	南河内郡平尾村	南河内郡平尾村
豊能郡秦野村	豊能郡秦野村	豊能郡秦野村	豊能郡秦野村	豊能郡秦野村	豊能郡秦野村	豊能郡秦野村	豊能郡秦野村	豊能郡秦野村	豊能郡秦野村
同郡南秦野村	同郡南秦野村	同郡南秦野村	同郡南秦野村	同郡南秦野村	同郡南秦野村	同郡南秦野村	同郡南秦野村	同郡南秦野村	同郡南秦野村

製茶

年	位	置
明治三十三年	北河内郡川越村	南河内郡平尾村
同 三十四年	北河内郡山田村	同 上
同 三十五年	同 上	同 上
	泉北郡南池田村	豊能郡南豊嶋村
	同 上	同 上
	同 上	同 上

紅茶傳習所に於いて傳習を了へたる者は總計百五十五名にして、又、同傳習所に於いて製造せし製茶及び其の價格は左表の如し。

年	製茶産額	同 上	價格
明治二十三年	一、五三四斤		二九三、七〇〇
同 二十四年	一、九五一		二四三、二〇〇
同 二十五年	一、九二五		二二七、八八四
同 二十六年	二、五五八		五一八、七五〇
同 二十七年	三、〇四六		五二一、九四〇
同 二十八年	一、二九七四		一、六五一、〇〇〇
同 二十九年	一、九八三五		三、一六五、一六六
同 三十年	一、二五一一		二、〇八六、四二〇
同 三十一年	七、〇五六		一、六五七、〇八五
同 三十二年	五、〇七八		一、二一二、五四六

同 三十三年	三、九六一	一、〇四二、二六五
同 三十四年	九、七一四	一、六六九、七三七
同 三十五年	四、一九九	一、四二四、〇四四

此の如く茶業の奨励は之れを怠らずと雖前年來價格低落の趨勢は尙いまだ已まず、明治二十三年に至りては益々低落して殆ろの極度に達し遂に設立せられし製茶輸出會社も二十四年遂に解散するの不幸に遭遇せり。越えて翌二十五年よりは漸次その價を昇騰して稍恢復せんとするの氣運に向かひしが其の後三十年に至り不幸にも米凶は日本茶百斤に付き二十六圓餘の重税を課せしを以つて營業者は大いに狼狽し、前年來少しく恢復に向かはんとせし氣運は忽挫折せられ府下製茶産額も亦少しく減少するに至れり。但、此の課税あるや中央聯合會議所は三十四年横濱の大谷嘉兵衛及び神戸の山本龜太郎を米國に派遣して同國大統領及び其の他有力者に就き其の不利なるを説き、其の結果遂に三十六年一月一日より廢止せらるゝ事と定まれり。是に於いて當府茶業組合聯合會議所も益々茶業の改良に意を注ぎ従來傳習せる紅茶の外なほ綠茶傳習の必要を認めて三十二年より綠茶製造の傳習を開始し同年より三十五年迄に修業生計四十三名を出だせり。左に綠茶傳習所を設置せし箇所及び傳習所に於いて製造せし製茶の數量を掲げん。

綠茶傳習所

年	位	置
明治三十二年	南河内郡國分村	

明治三十三年	南河内郡國分村	泉北郡南池田村	北河内郡菅原村	四區二郡桃山中ノ町
同 三十四年	同 上	同 郡東横山村	同 上	同 上
同 三十五年	同 上	同 上	同 上	同 上

同所製造額

年	製造額	原價	平均百斤價	人員
明治三十二年	五、二九三斤	三二四圓	三二四圓	一三〇、四六七
同 三十三年	二、二七八	七三六、一七二	一、〇九九、一四三	同
同 三十四年	四、一八七	一、一三〇、四六七	同	同
同 三十五年	三、一七四	同	同	同

又明治二十三年以降紅茶及び綠茶傳習所設置獎勵費として當府より聯合會議所へ下付せし金額は左の如し。

明治二十三年	九〇、八五〇圓	明治二十七年	六〇〇、〇〇〇圓
同 二十四年	五〇〇、〇〇〇圓	同 二十八年	六〇〇、〇〇〇圓
同 二十五年	三〇〇、〇〇〇圓	同 二十九年	六〇〇、〇〇〇圓
同 二十六年	四〇〇、〇〇〇圓	同 三十年	六〇〇、〇〇〇圓

尙左に安政六年より明治三十四年に至る茶園反別産額及び價格等を表記し以て其の盛衰の一斑を知らしむるに便せんとす。

自安政六年
至明治三十四年
茶園段別産額人員調

年	茶園反別	産額	原價	平均百斤價	人員
安政六年	七十三町二反步	六〇〇、〇〇〇	同 三十四年	正茶五兩餘	同
万延元年	七十三町二反步	九〇〇、〇〇〇	同 三十五年	同五兩三分餘	同
文久元年	七十五町一反步	九〇〇、〇〇〇		同七兩三分	同
同 二年	八十二町四反步	九〇〇、〇〇〇		同十兩三分	同
同 三年	八十六町九反步	六〇〇、〇〇〇		同二十一兩二分	同
元治元年	八十六町四反步	六万三千三百七十九斤	餘 二万二千九百七十六兩三分	同二十二兩二分三米	同
慶應元年	九十八町四反步	五万七千七百六十斤	壹万三千九百三十二兩三分	同二十八兩三分三米	同
同 二年	百十六町五畝步	六万七千二百九十斤	壹万六千七百十六兩三分三米	同三十四兩一分三米	同
同 三年	百二十七町七反五畝步	七万〇四百二十斤	二万三千七百七十六兩〇一米	同四十四兩二分二米	同
明治元年	百六十二町二反步	八万五千三百五十斤	三万一千四百二十四兩三分三米	同二十九兩〇一米餘	五百四十人

茶園 反別	産 額	元 價	平均百斤價	人 員
明治二年	二百九十一町二反歩	九万五千二百二十斤	四万八千八百四十八兩三分二朱	同
同 三年	三百四十一町一反歩	十一万七千六百六十斤	六万七千七百七十一兩二分	同
同 四年	三百八十七町六反歩	十二万三千百八十斤	八万九千九百十四兩三分	同
同 五年	四百十四町〇五畝歩	十六万五千〇三十九斤	八万九千九百十四兩三分	同
同 六年	四百七十一町八反七畝歩	十八万九千二百九十斤	四万七千四百四十四兩五十分	同
同 七年	四百九十七町二反七畝歩	二十二万八千五百五十二斤	七万〇四百十九兩九錢九厘	同
同 八年	五百三十五町七反七畝歩	二十八万四千七百七十八斤	十四万四千七百九十九兩三錢二分	同
同 九年	五百六十二町五反七畝歩	三十一万四千九百九十二斤	十五万〇五百四十四兩〇五錢九厘	同
同 十年	五百七十三町五反七畝歩	三十五万七千七百六十五斤	十六万八千五百廿一兩九錢五分	同
同 十一年	五百八十一町四反七畝歩	四十六万五千三百九十九斤	十五万五千八百八十五兩〇六錢	同
同 十二年	六百〇一町四反七畝歩	四十七万五千九百五十一斤	十六万九千六百二十兩七錢四分	同
同 十三年	六百廿七町八反六畝歩	四十九万八千四百八十八斤	十七万〇六百五十六兩四錢四分	同
同 十四年	六百四十七町八反六畝歩	五十一万二千六百六十一斤	十七万五千九百九十三兩三錢三分	同
同 十五年	六百五十九町七反六畝歩	四十九万九千六百〇五斤	十七万九千六百八十六兩五錢五分	同
同 十六年	六百五十四町八反六畝歩	五十四万八千四百七十八斤	十九万六千二百五十七兩九錢四分	同
同 十七年	六百五十三町五反九畝歩	五十三万九千二百八十三斤	十九万二千三百〇三兩四錢五分	同
同 十八年	六百五十四町五反九畝歩	五十三万五千九百二十二斤	十九万八千七百七十六兩七錢八厘	同
同 十九年	六百五十四町七反六畝歩	六十二万六千八百六十二斤	十三万三千五百九十九兩四錢二分	同

同 二十年	六百五十町二反六畝歩	五十三万〇七百〇五斤一分	十一万〇九百八十一兩四分八厘	同
同 二十一年	六百四十八町八反一畝歩	四十六万二千二百五十七斤八分	八万五千〇九十二兩〇四錢八厘	同
同 二十二年	六百九十一町九反一畝十五歩	三十四万二千二百八十斤	五万四千七百六十四兩八錢	同
同 二十三年	五百十八町六反一畝歩	三十八万二千四百九十六斤	五万六千五百三十二兩九錢八厘	同
全 二十四年	四百九十一町二反一畝二十歩	三十六万五千八百〇一斤	五万四千五百〇四兩三錢四分	同
同 二十五年	四百八十町二反歩	三十六万二千四百二十斤	六万三千六百四十三兩四錢五分	同
同 二十六年	四百五十五町八反六畝十一歩	三十五万五千五百五十斤	六万七千七百〇六兩四錢三厘	同
同 二十七年	四百六十八町五反歩	三十五万七千六百六十七斤	六万七千七百〇六兩四錢三厘	同
同 二十八年	四百九十町七反六畝十五歩	三十五万八千九百七十八斤	七万六千三百三十三兩二十六錢五分	同
同 二十九年	四百十八町五反八畝六歩	三十三万九千三百九十七斤九分	五万六千二百七十四兩五錢六厘	同
同 三十年	三百六十三町一反五畝歩	二十八万〇三十七斤	六万二千五百五十四兩〇九錢八厘	同
同 三十一年	三百七十九町二反歩	二十九万三千三百五十斤	八万四千八百四十四兩八錢八厘	同
同 三十二年	三百廿八町二反歩	二十九万九千五百八十一斤	八万六千二百七十九兩三錢八厘	同
同 三十三年	三百四十七町六反歩	二十九万七千七百五十斤	八万六千七百三十八兩六錢八厘	同
同 三十四年	三百四十七町九反歩	二十七万八千四百八十斤	八万〇百五十四兩三錢四分五厘	同

第九章 農家の副業

府下に於ける農家の副業には其の種類多々ありと雖其の殊に主なるものを河内木綿、泉州木綿、河内厚司、雲齊織、水豆腐、大津真田織、西成の海羅、三嶋豊能の寒天及び池田の園藝等とす、多くは古より今日に至るまで繼續せるものにして、嘗て府下に於いて有名なる副業たるのみならず又實に全國に其の名噴々たるものたり。今各郡市農事巡回教師の調査せし成績に依り各郡に於ける主なるものを擧ぐれば次の如し。

- 西成郡 燐寸ノ箱、蓑卷、蝙蝠傘ノ絲房、羽織紐、番、繩、庭家、禽、柳行李、海羅、日雁稼。
- 東成郡 家禽、菅笠、燐寸ノ箱、撚絲、金魚、日雁稼。
- 三嶋郡 繩、番、庭、寒天、木炭、凍豆腐、園藝、養蠶、山林。
- 北河内郡 養蠶製茶、家禽、繩、庭、番、水、素、麵、製粉、精米、織、ネ、ル、綿、木、綿、織、蓑、卷、刷子、麥、桿、瓶、覆、養、魚。
- 中河内郡 麥、桿、細工、撚、絲、木、綿、織、家、禽、蓑、卷、燐、寸ノ、箱。
- 南河内郡 燐寸ノ箱、妻、楊子、蓑、卷、木、綿、織、家、禽、飼、牛、下、駄、表。
- 泉北郡 木綿織、シヨールノ絲房、家禽、養、豚、養、蠶、番、繩、庭、飼、牛。
- 泉南郡 燐寸ノ箱、竹、籠、櫛、細工、紋、羽織、ダ、ヲ、ル、木、綿、織、綿、ネ、ル、織、製、茶。
- 堺市 段通、飼、牛、促、成、栽培。

此等の副業は精確なる統計なきを以つて其の産額從事せる口數等詳細に掲ぐる能はざれども時勢の變遷と共に亦興廢なき能はざるなり。今聊之れを記せん。
一、糸紡業。農家婦女子の仕事として最廣く行はれ、殊に本府下は木綿織の産地として著名なるを以つて此の業の如きは一層盛に行はれしが、維新以來器械紡績業の興りしより、頃々に衰微し、目下之れを

營むもの殆絶無となるに至れり。

二、細、繩。是れ等も古より行はれ、殊に越は樽包として伊丹灘等の酒造地に供給し、現今に於いては尙右の外貨物の上包とすべき粗繩をも製するに至れり。又繩は近來噸に其需用を増加し、隨ひて之れを副業となすもの益々増加せり。

三、燐寸の箱張。蓑卷、糸、紐、類、麥、桿、製、瓶、覆、刷子 等は維新以後に興りたる農家の餘業にして、年と共に漸次旺盛に越むべき傾向あり。

四、木綿織。古より河内木綿又は和泉木綿として其の名高き木綿織は依然として今なほ農家婦女子が唯一の餘業たり。而して古は多く綿木綿を織製せしが、今は白木綿及びダタル、綿、ネ、ル、等となれり。

五、園藝。池田地方農家の副業として行はる、園藝は主に賞翫植物、果樹苗木等にして、之れ等は世人の嗜好に適ひ、益々盛に越さつゝあり。

六、日雁稼。大阪市の膨脹につれて農閑を利用して市に日雁稼をなすもの益々増加し、而して其の最多きを市に接近せる東成、西成の二郡とす。

第拾章 農業金融機關

第壹節 大阪農工銀行

大阪農工銀行は明治三十一年農工銀行法に依り資本金五十萬圓を以つて大阪市西區立賣堀北通に設立したるものにして、貸出規則を定め同年十一月十一日より營業を開始せり。而して設立後日尙淺

きを以つていまだ顯著なる成績を見る能はざれども之れによりて禿山は植樹せられ用水路は開かれて爲に下田の上田に變ずるもの多く、農家の最困しむ肥料の如きも之れによりて容易く購入することを得るに至れり。其の貸出規則は即左の如し。

株式會社大阪農工銀行貸出規則

- 第一條 當銀行ハ農工業ノ改良發達ノ爲又ハ之ニ使用シタル舊債償還ノ爲借入ヲ請求スルモノニ對シ法律命令、定款及本規則ニ依リ資金ノ貸付ヲ爲ス
- 第二條 當銀行ニ於テ得取スル抵當權ノ目的物ハ當銀行ノ營業區域内ノ物ニ限ル
抵當權ノ取得ハ其登記ヲ爲スコトヲ要ス
- 第三條 當銀行ニ於テ得取スル質權添抵當ノ目的物タル動産又ハ債權ハ地金銀又ハ國債證券、地方債證券、勸業債券其他當銀行ニ於テ確實ナリト認ムル有價證券ニ限ル
- 第四條 事業ノ性質ニ因リ官廳ノ許可又ハ認可ヲ要スル事業ニ使用スル資金ノ貸付ハ其許可又ハ認可ヲ受ケタルモノニ限ル
- 第五條 市町村其他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ對スル貸付ハ其監督官廳ノ許可又ハ認可ヲ要スルモノハ其許可又ハ認可ヲ受ケタルモノニ限ル
- 第六條 耕地整理法ニ依ル參加土地所有者ニ對スル貸付ハ其耕地ノ整理費用ニ限ル
- 第七條 二十人以上ノ農業者又ハ工業者ニ對スル貸付ハ其事業又ハ目的カ同一ニシテ且其連帶者カ當銀行ノ營業區域内ニ滿二箇年以上住居シ尙引續キ住居スルモノニ限ル
- 第八條 産業組合法ニ依リ設立シタル無限責任信用組合、購買組合又ハ生産組合ニ對スル貸付額

ハ總組合員ノ出資額ノ二分ノ一以内ニ限ル

- 第九條 舊債償還ノ爲貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ代位辨濟ノ方法ニ依ルコトヲ得
- 第十條 定期償還貸付金ノ償還ハ之ヲ二回以上ニ分割スルコトヲ得
- 第十一條 年賦償還貸付金据置年限ノ終期ハ六月又ハ十二月トシ年賦償還期間ノ起算ハ一月又ハ七月トス
- 第十二條 貸付金ノ利子ハ月割ヲ以テ之ヲ計算ス
- 第十三條 借入ヲ請求セムトスルモノアルトキハ第一號書式ニ依ル借入請求書ニ其請求者記名捺印ノ上當銀行又ハ當銀行ノ代理店ニ差出サシムルコトヲ要ス
- 第十四條 借入請求書ニハ左ノ書類ヲ添附セシムルコトヲ要ス
 - 一 起業ニ關スル設計書又ハ器具器械若ハ物品購入豫算書
 - 二 當該官廳又ハ公署ノ與ヘタル印鑑證明書但シ職印ノ制アルモノハ此限ニ在ラス
 - 三 起業又ハ起債ニ關シ許可又ハ認可ヲ要スルモノハ其許可又ハ認可書ノ謄本
 - 四 請求者會社其他ノ法人ナルトキハ其登記簿ノ謄本
 - 五 請求者無能力者又ハ法定代理人ニシテ親族會其他ノ同意又ハ許可ヲ要スルモノハ其同意又ハ許可書ノ謄本
- 第十五條 不動産抵當ヲ以テ借入ノ請求ヲ爲スモノアルトキハ前條ニ規定セルモノノ外左ノ書類ヲ添附セシムルコトヲ要ス
 - 一 建物ハ建築ノ年月、材料、種類、坪數、原價及保險ノ有無若保險契約アルトキハ其契約證書ノ謄本
 - 二 地上權、永小作權其他權利ノ設定又ハ貸貸借契約ノ締結アルトキハ其契約證書ノ謄本又ハ登

記簿ノ謄本

三添抵當ヲ差入ルルトキハ其明細書

第十六條 舊債償還ノ爲借入ノ請求ヲ爲スモノアルトキハ前二條ニ規定セルモノノ外左ノ書類ヲ添附セシムルコトヲ要ス

一第十四條第一號ノ設計又ハ豫算ニ對スル決算書

二第二號書式ニ依ル舊債明細書

三舊債カ辨濟期ニ至ラサルトキハ其滿期前ニ於テ辨濟ヲ受クヘキ旨ヲ記載シタル其債權者ノ承諾書

第十七條 當銀行ニ於テ調査上必要ト認ムルトキハ左ノ書類ノ提出ヲ請求スルコトヲ得

一請求者會社其他ノ法人ナルトキハ定款、貸借對照表、財産目錄、營業報告書及起債ニ關スル總會取締役會又ハ理事會ノ決議書ノ謄本

二請求者耕地整理參加土地所有者ナルトキハ規約書ノ謄本

三請求者二十人以上ノ農業者又ハ工業者ナルトキハ其契約書ノ謄本

四請求者市町村其他法律ヲ以テ組織セル公共團體ナルトキハ當年度ノ歳入歳出豫算及其前年度ノ歳入歳出現計書

五前各號ノ外鑑定又ハ調査ニ必要ナル書類

前項ニ依リ差出サシメタル定款又ハ規約ヲ變更シタルトキハ直チニ之ヲ差出サシムルコトヲ要ス

第十八條 借入ノ請求アリタルトキハ當銀行ハ抵當權ノ目的物ノ價格ノ鑑定、借入金ノ使用ノ目

的借入請求者ノ身元其他必要ナル事項ノ調査ヲ爲スコトヲ要ス、抵當權ノ目的物ノ一部ヲ解除セムトスルトキ又ハ其目的物ヲ増加セムトスルトキモ亦其價格ノ鑑定ヲ爲スコトヲ要ス

第十九條 前條ノ鑑定ノ爲ニ要スル費用ハ其請求者又ハ債務者ノ負擔トス

前項ノ費用額ハ當銀行ニ於テ之ヲ定メ其鑑定ニ着手前第三號書式ノ書面ヲ添ヘ其負擔者ヨリ差出サシムルコトヲ要ス

第二十條 數人連帶ヲ以テ借入ヲ請求スルモノアルトキハ通知其他ノ用務ヲ處辨セシムル爲一、名以上三名以下ノ代表者ヲ選定セシメ第四號書式ニ依リ借入請求書ト同時ニ代表者選定届ヲ差出サシムルコトヲ要ス、以後代表者ヲ變更シタルトキ亦同シ

第二十一條 抵當權設定貸借契約ハ年賦償還ニ在リテハ第五號書式又定期償還ニ在リテハ第六號書式ニ依ル公正證書ヲ以テ之ヲ締結スルコトヲ要ス

第二十二條 市町村其他法律ヲ以テ組織セル公共團體トノ貸借契約ハ年賦償還ニ在リテハ第七號書式又定期償還ニ在リテハ第八號書式ニ依ル私署證書ヲ以テ之ヲ締結スルコトヲ要ス

第二十三條 耕地整理法ニ依ル參加土地所有者トノ貸借契約ハ第九號書式ニ依ル公正證書ヲ以テ之ヲ締結スルコトヲ要ス

第二十四條 二十人以上ノ農業者又ハ工業者トノ貸借契約ハ第十號書式ニ依ル公正證書ヲ以テ之ヲ締結スルコトヲ要ス

第二十五條 信用組合、購買組合又ハ生産組合トノ貸借契約ハ第十一號書式ニ依ル公正證書ヲ以テ之ヲ締結スルコトヲ要ス

第二十六條 年賦償還貸付金ノ一部ヲ其償還期限前ニ於テ償還シタルトキハ其殘額ノ年賦償還

額ノ更定ハ次ノ償還期ヨリ之ヲ爲ス
 第二十七條 貸借其他契約證書作成ニ關スル費用ハ總テ債務者ノ負擔トス
 第二十八條 貸付金ヲ以テ施行スル事業ノ成績ハ毎年六月十二日末日マテノ分ハ其翌月十五日
 限リ又落成ノ時ハ直チニ之ヲ報告セシムルコトヲ要ス
 臨時當該行員ヲ派遣シテ抵當權ノ目的物又ハ貸付金ヲ以テ施行スル事業ノ實況ヲ調査セシム
 ルコトヲ要ス
 (書式略す)

今、同銀行が開業以來三十五年上半年期間に於て農業資金として貸出せし金額及び事業の種類等を掲
 ぐれば左の如し。

年賦償還貸付金の部

貸付年度	事業の種類	貸付金高	償還期	住 所	債 務 者
明治三十二年	養水灌漑川柳筒掘付、其の他貯水池掘立	六、〇〇〇 <small>圓</small>	十箇年	南河内郡柏原村	柏元増治郎
同	同	三、五〇〇	同	東成郡依羅村	今井八三郎
同	溜池新設	一、二〇〇	同	同	小林平兵衛
同	殖林事業	六〇〇	同	豊能郡歌垣村	田中紋治郎
同	同	一、八〇〇	十四箇年	同	阪本久太郎
同	灌溉用蒸氣唧筒買入	二、九〇〇	十箇年	東成郡南新開莊村	村長林清一

定期償還貸付金の部

同	溜池築造及び修繕並に、畑地開墾 平野を田に開墾、及び畑地地上 げ並に池敷埋立て田に變換 溜池掘立及び水上ハルフ浴換 耕地土質改良及び高低平均並に 畑地開墾	七八〇	同	南河内郡川西村	内田忠治
同	同	五、〇〇〇	同	三嶋郡三少牧村	松村豊三郎
同	同	二、〇〇〇	同	南河内郡柏原村	柏元増治郎
同	同	五四〇	五箇年	中河内郡瀬刀村	木田定治郎
同	同	四、六〇〇	十箇年	三嶋郡大冠村	村長磯村義三
同	同	七、四九七	九箇年	泉北郡神石村	村長嶋田三郎
同	同	一、五〇〇	十箇年	南河内郡中村	村長淺野庄多郎
同	同	一四、〇〇〇	同	泉北郡向井村	村長八木榮治郎
同	同	五〇〇	同	南河内郡中村	村長淺野庄多郎
同	同	三、一二五	同	三嶋郡三少牧村	松村兵藏
同	同	九五〇	十二箇年	豊能郡田尻村	元古小平治
同	同	六五〇	同	同	元古利左衛門
同	同	一、〇〇〇	十箇年	同郡歌垣村	西田藤太郎
同	同	三、〇〇〇	七箇年	北河内郡庭窪村	入雲種普通水利組合管理 村長大西要次郎
同	同	六、〇〇〇	十箇年	中河内郡中高安村	久保田眞吾

貸付年度	事業の種類	貸付金高	償還期	住所	債務者
明治三十三年	肥料購入	三、〇〇〇	明治三十五年十二月二十日	豊能郡歌垣村	畑 龜治郎 外二百十五人
同	同	八二〇	同	南河内郡川西村	置田 駒太郎 外二十二入
同	耕地灌漑水井堰改修に要せし資金	一、二〇〇	同	泉北郡北上神村	井上 與一 外四十六入
同	肥料購入	一、二六〇	同	豊能郡庄内村	中川 庄右衛門 外三十二入
同	同	四〇〇	同	同	永田 久右衛門 外十九入
同	同	九〇〇	同	南河内郡川西村	尾崎 源三郎 外二十二入
同	同	七五〇	同	同	林部 辰藏 外二十九入
同	同	三〇〇	同	同	那谷 儀三郎 外二十九入
同	農工業者に資金貸付として使用	二、二〇〇	同	豊能郡歌垣村	子安 佐太郎 無限責任歌垣信用組合
同	肥料購入	三、〇〇〇	同	泉北郡南横山村	橋本 與平 外二十入
同	同	五〇〇	同	南河内郡狭山村	黒岡 文吉 外二十入
同	同	七八〇	同	同	内田 忠治 外二十二入
同	同	八〇〇	同	豊能郡北豊嶋村	松岡 勘藏 外二十二入
同	耕地灌漑及び排水に要する井路の浚渫	九〇〇	同	中河内郡西六郷村	西村 宗逸 無限責任歌垣信用組合

事業の種類	年賦償還貸付の部		
	三十二年	三十三年	三十四年
養水、灌漑、唧筒揚付、其の他池堀り等	一一、四〇〇	二六、〇九七	三、〇〇〇
溜池新設並に修繕	一、九八〇	三、五〇〇	五〇〇
殖林事業	二、四〇〇	—	四、七二五
開墾、埋立、變換	五、〇〇〇	五四〇	—
計	二一、七八〇	三〇、一三七	五、二二五
			一〇、〇〇〇
			六、〇〇〇
			一、〇〇〇
			三、〇〇〇
			四一、四九七
			五、九八〇
			八、一二五
			一一、五四〇
			六七、一四二
			池田 鹿松 外三十四人
			藤田 元三郎 外五十八人
			吉田 伊之吉 外四十五人
			無限責任歌垣信用組合

事業の種類	貸付金額			合計
	三十三年	三十四年	三十五年	
肥料 買入	一〇、四三〇	五〇〇	三、二九七	一四、三二七
養水、灌漑、井堰改修	一、二〇〇	—	九〇〇	二、一〇〇
農工業者に資金貸付	二、二〇〇	—	一、四〇〇	三、六〇〇
計	一三、八三〇	五〇〇	五、五九七	一九、九二七

第二節 信用組合

明治三十三年七月産業組合法を施行せられし以來府下に於いて最早く組合を設置せしは清水信用組合明治三十三年十月設置歌垣信用組合同年十一月設置及び如是信用組合同三十四年一月設置なりとす而して共に創立以來口尙淺きを以つて未だの成績を見ること能はざれども目下其の状況は何れも頗良好なるもの、如し左に組織目的等の略表を示さん。

組合名稱	設立年月日	事務所所在地	組織	目的	組合區域	一口出資額
有限責任清水信用組合	明治三十三年十月	三島郡清水村の内服部	有限責任	組合員に産業に必要なる資金の貸付及び貯蓄	清水村一圓	三十圓
無限責任歌垣信用組合	同三十三年十一月	豊能郡歌垣村の内倉垣	無限責任	同	歌垣村一圓	五十圓
無限責任如是信用組合	同三十四年一月	三島郡如是村の内東	同	同	如是村一圓	十圓

清水信用組合 は産業組合法發布前即明治二十八年より組織し來たり同法實施に當り其の組織を變更したるものなれば三十三年十月組合組織變更の際には既に多額の拂込資本金を有し、且組合員も多年組合の事業に經驗を積みたるを以つて之れを利用するの能力に富み基礎も益々強固となれり。

年 度	組合員數	組合員出口數	總拂込資本金	貯 金	積立金	貸付金	利益金配當
明治三十三年	二五五	六四	一四、〇二六	七三三、五五九	四八、〇〇〇	三三、六〇〇	年六米
同 三十四年	二六〇	六三	一六、七四五	七二七、四二五	一三、八、〇〇〇	三三、〇六、六八	年六米 九〇五八七五
同 三十五年	二六六	六五	一六、六二三	一、三、七、五八〇	二、三、八、〇〇〇	二九、〇〇、三六	年六米 六、四、〇、四四

歌垣信用組合、創立當時は一般に組合の精神を知るもの尠なく事業家は其の資本を他方に需め高歩の利息を拂ひて顧みざる有様にして、しかのみならず村内に於ける有力者等も組合に反對し山師的の事業なりと否認せしが日を経るに隨ひ漸次組合の精神を了解し、且好躰の上より資本の借入を望むもの次第に多きを加ふるに至れり。左に設立以來の成績を示さん。

年 度	組合員數	口 數	拂込資金	貯 金	積立金	預り金	貸付金	利益金配當
明治三十三年	不詳	三五	二、五八	一、二九〇	—	—	一、四、七、九、二、四六	—
同 三十四年	一三五	三五	二、五七	四、二、二、六	六、八、八元	二、六、八、一〇一	一、二、〇、九、九、四	一〇、〇〇〇

如是信用組合、本組合設立の當時は恰地方小銀行の解散又は閉鎖に際會し一般に銀行の不安を抱ける時なれば敢て勧誘せざりしが組合員加入を申込みもの次第に増加し、且貸付金の如きも他に比

し利率低きが故に資本の借用を望むもの益々加はれり。今、左に組合創立以來の成績を示さん。

組合員數	口數	拂込資本金	貯金	積立金	預り金	貸付金	利益金配當
明治三十四年	1	1,700圓	1	1	7,660圓	7,660圓	年六歩
同 三十五年	113	2,600圓	1	20,000圓	68,675圓	38,600圓	10,560圓

第拾壹章 農家生計の一斑

維新以來西洋文明の輸入と共に我が國民の生計の度頓に上昇し、農民社會に於いても十數年前に比して遙かに高尚なる生計を營むに至れり。誠に慶すべく又正に斯くあらざるべからざる處なりと雖退いて農村に於ける自作者及び小地主が漸次其の所有の地を失なひて少數の大地主又は都市の商工業者に兼併せらるゝを見るに及んでは又寒心せざる可からざるなり。故に今茲に府農會が生計に就いて調査せし大略を掲げ以つて農家の生活状態の一斑を知らしめんとす。

東成郡。蔬菜類を主作として穀菽耕作を兼ね自作並に小作をなし其の家族五人中耕作に従事し得るもの一人半全く耕作に従事せざるもの三人半耕作地反別は田七反歩小作地畑八反九畝二十七歩所有地山林一反七畝歩所有地及び宅地として一反八畝二十八歩を有せるものに就き同年の事實により調査せしもの。

支出の部

一金四十六圓四十三錢五厘	公租其の他諸税
一金三十七圓十五錢	種苗購入代
一金二圓七十錢	水利費
一金八十七圓三十六錢	小作料
一金四十八圓	借入金利子
一金二百五十一圓七十五錢	肥料購入費
一金三十九圓一錢三厘	農具購入並に償還金
一金三十八圓七十錢	家禽家畜飼養料
一金二百十四圓	農・夫・給料
但常雇農夫男二人女二人此の金額九十六圓五十錢臨時農夫男二百五十人女百五十人此の勞銀	生 活 費
百十七圓五十錢	食 費
一金六百二十一圓二十一錢	被 服 費
內 譯	家具其の他備品
金三百六十八圓八十二錢	消 耗 品 費
金六十一圓五十錢	雜 費
金二圓五十錢	
金五十三圓八十五錢	
金百三十四圓五十四錢	
合計金一千三百八十六圓三十一錢八厘	

収入の部

- 一金二十七圓六十二錢五厘
- 一金四十一圓七十六錢
- 一金三圓
- 一金十四圓四十錢
- 一金十九圓八十錢
- 一金五十七圓
- 一金六十圓
- 一金七十八圓
- 一金七十六圓八十錢
- 一金九十六圓
- 一金四十五圓九十錢
- 一金十二圓七十五錢
- 一金二十五圓九十二錢
- 一金三百六圓四十錢
- 一金百七十一圓七十二錢
- 一金百五十四圓
- 一金三十六圓七十錢五厘
- 一金四十圓十一錢二厘

- 葱頭四百二十五貫
- 裸麥七石二斗
- 小麥五斗
- 菜種一石六斗
- 蠶豆二石三斗四升
- 草苺三十八貫
- 甘藍二千個
- 菜豆百二十貫
- 胡瓜二万四千個
- 茄子六百荷
- 南瓜二千五百五十個
- 白大角豆八斗五升
- 黍四石三斗
- 玄米二十四石八斗
- 蘿蔔九千五百貫
- 菜類賣却代
- 養蠶收得
- 雜物賣却代

- 一金九十二圓七十三錢五厘
- 一金十四圓四十錢
- 一金二十三圓三十六錢
- 一金十八圓十四錢四厘

- 副産物收得
- 鶏卵賣却代
- 雜收得
- 貸家賃

合計金一千四百十六圓五十三錢一厘
差引益金三十圓二十一錢三厘

西成郡。穀菽類及び蔬菜類を耕作して家族五人ありて内耕作に従事するもの二人半、従事せざるもの二人半、耕作田反別は六町五反五畝内一町三反は永小作地、殘五町二反五畝は永小作の下小作地、畑は二町四反七畝歩内七畝歩は永小作地、他は永小作の下小作地にして尙、自己の所有地は田二町四反五畝歩なれども之れは宛作とし、其他に宅地として七畝十五歩を有せるものに就き明治三十四年度の事實により調査せしもの次の如し。

支出の部

- 一金百三十圓二十三錢
- 一金四十八圓七十二錢五厘
- 一金二百圓
- 一金三十二圓二十五錢
- 一金三十八圓三十錢
- 一金百三十七圓

但常雇男二人女一人、此の金額百十三圓、臨時雇男三十人女三十人、此の金額二十四圓

- 公租其の他諸税土木費等
- 種苗購入費
- 肥料購入費
- 農具購入並に償還金
- 家畜家禽飼養料
- 農夫給料

一金八百九十九圓二十五錢
一金四百五十九圓九十四錢

内譯

金二百七十六圓四十四錢

金五十圓

金十三圓

金四十七圓

金七十三圓四十五錢

合計金一千九百四十五圓六十九錢五厘

收入の部

一金千三百九十三圓二十五錢

一金七十五圓

一金百四十圓

一金九十六圓五十錢

一金百二十八圓

一金五十三圓

一金三十六圓

一金九十四圓十六錢

一金三圓

小作料
生活費

食料費

被服費

備品費

消耗品費

雜費

玄米百三十五石七斗賣却代

冬瓜賣却代

真瓜賣却代

葱賣却代

胡蘿蔔賣却代

蘿蔔賣却代

麥六石賣却代

雜收得

鶏卵賣却代

合計金二千〇十八圓九十一錢

差引益金七十三圓二十一錢五厘

豊能郡 穀類を主作とする農家にして其の家族五人中耕作に従事するもの一人半従事し能はざるもの三人半耕作反別田一町二反四畝五歩(内八反四畝五歩は自作し殘四反歩は貸地とせり)畑三反八畝二十七歩(内三反一畝四歩は自作にして他は貸地とせり)山林五畝八歩及び宅地六畝八歩を有せるもの。但同三十四年の事實による。以下皆然り。

支出の部

一金六十七圓六十八錢四厘

一金五圓

一金六圓八錢五厘

一金八十四圓四十錢

一金七圓四十八錢

一金二十四圓六十五錢

一金二十六圓六十五錢

但定雇男一人女一人此の賃錢十五圓臨時雇男三十人女五人此の賃錢十一圓六十五錢。

一金三百二十圓五錢

内譯

金百九十六圓五錢

金三十四圓

公租及び其の他諸稅等

水利費

種苗費

肥料購入費

農具購入並に償還金

家畜家禽飼養料

農夫給料

生活費

食料費

被服費

金三十圓
金二十五圓
金三十九圓

備品費並に修繕費
消耗品費
雜費

合計金五百四十一圓九十九錢九厘

収入の部

一金三百八十四圓七十八錢一厘
一金六十三圓二十四錢
一金三十五圓九十一錢
一金十六圓八十錢
一金十二圓
一金三十八圓五十八錢
一金六十六圓五十錢
一金十圓

玄米二十八石賣却代
裸麥十石二斗賣却代
小麥五石七斗賣却代
蠶豆二石五斗賣却代
大豆一石五斗賣却代
雜作物賣却代
雜收得
鶏卵賣却代

合計金六百二十七圓八十一錢一厘

差引益金八十五圓八十一錢二厘

泉北郡。水田を主とせる地方に在り、主として穀菽類を耕作する小作者にして、其の家族九人、内耕作に従事するもの男一人、女三人、従事せざるもの男二人、女三人、耕作反別は田六反一畝二十六歩(内五反一畝二十七歩は小作地にして、殘九畝二十九歩は自作地なり)、畑一反一畝二十二歩(内八畝十三歩は小作地にして、殘は三畝九歩自作地なり)、尙此の外宅地三畝八歩を所有せるもの。

支出の部

一金八圓九十四錢
一金一圓二十五錢
一金二圓六十錢三厘
一金二十七圓六十二錢
一金六圓十二錢
一金十七圓
一金一圓五十錢
一金八十二圓四十四錢
一金百九十六圓二十錢

内譯

金百四十四圓六十三錢
金十圓
金十四圓
金二十三圓七錢
金四圓五十錢
合計金三百四十三圓六十七錢三厘
収入の部
一金百四十五圓

公租其の他協議費等
水利費
種苗費
肥料入費
農具購入並に償還金等
家畜飼料費
山林下草刈取代
小作料
生活費
食料費
被服費
備品并に家屋修繕費
消耗品費
雜費
玄米十三石八斗代

一金三十五圓四十錢
 一金十圓八十錢
 一金六圓四十錢
 一金十二圓四十錢
 一金十圓
 一金七十一圓七十二錢
 一金三十六圓七十錢
 合計金三百二十八圓四十二錢

裸麥五石五斗小麥四斗代
 芸蓍一石二斗代
 甘藷百六十貫代
 雜作物賣却代
 牛 蕃 殖 料
 餘 業 所 得
 雜 收 得

差引損金十五圓二十五錢三厘

泉南郡。水田を主とせる地方に在りて主として穀菽類を耕作する自作農にして、其の家族六人内耕作に従事するもの男二人、女一人、耕作反別一町二反自作地、畑五畝、三步自作地、山林二反歩及び宅地四畝歩を所有せるもの。

支出の部

一金五十一圓十九錢四厘
 一金五圓
 一金百二圓
 一金六圓九十錢
 一金五十二圓八十四錢
 一金二圓

公費其の他協議費等
 種 苗 費
 肥料 購入 費
 農具購入及び償還金
 家畜家禽飼養料
 農 夫 給 料

俱常雇女一人此の金額五圓、臨時雇男三十人此の金十五圓
 一金二百八十三圓八十五錢

内 譯

金二百六圓二十五錢
 金一圓二十錢
 金二十三圓二十錢
 金十八圓
 金三十五圓二十錢
 合計金五百二十一圓七十八錢四厘

収入の部

一金三百三十一圓二十錢
 一金二十二圓五十錢
 一金五十四圓
 一金三十六圓
 一金十二圓八十錢
 一金十一圓五十錢
 一金六圓四十錢
 一金四十八圓三十五錢
 一金四十九圓四十四錢

生 活 費

食 料 費
 備品及び家宅修繕費
 消 耗 品 費
 被 服 費
 雜 費

玄米二十七石六斗代
 蠶 豆 三 石 代
 裸 麥 九 石 代
 芸 蓍 三 石 六 斗 代
 雜 作 物 收 得
 牛 蕃 殖 料
 雞 卵 賣 却 代
 雜 收 得
 餘 業 收 得

合計金五百七十二圓十九錢

差引益金五十圓四十錢六厘

南河内郡。穀菽類を主作とせる小作者にして家族五人内耕作に従事するもの男女各一人従事し能はざるもの三人耕作反別は田六反二畝五歩(小作地)畑三畝十二歩(小作地)尙借地として宅地四十坪を有せるもの。

支出の部

- 一金一圓五十九錢
- 一金六十五錢
- 一金百十七圓四十六錢四厘
- 一金二圓七十五錢
- 一金四十圓五十錢
- 一金五圓三十一錢
- 一金五圓八十八錢四厘
- 一金百五十一圓二十四錢五厘

内 譯

- 金百二圓四十九錢五厘
- 金二十圓八十五錢
- 金七圓五十錢
- 金十五圓九十錢

- 公費協議費等
- 水利費
- 小作料
- 種子代
- 肥料代
- 農具料
- 家畜飼養料
- 生活費
- 食料費
- 備品費、家屋償還金並に修繕費
- 被服費
- 消耗品費

金四圓五十錢

合計金三百二十五圓三十九錢三厘

収入の部

- 一金百七十六圓二十九錢二厘
- 一金三十九圓二十九錢九厘
- 一金十三圓五錢
- 一金八圓八錢
- 一金二十圓
- 一金二十九圓九十錢五厘
- 一金二十九圓四十五錢
- 合計金三百十六圓七十六錢

差引損金八圓六十三錢三厘

以上の如しと雖右計算中には頼母子講掛戻金十九圓五十錢をも含有せるが故に、滿講即五箇年の末に於いては掛金を要せざるべきを以つて其の時に於いては一箇年に十圓八十六錢の剩餘を生ずるに至るべし。

中河内郡。水田を主とし穀菽類を耕作せる小作者にして、其の家族七人内耕作に従事するもの男二人、女半人、織布に従事するもの女一人、業務に従事せざるもの三人半、耕作反別田六反六畝歩(小作地)

支出の部

一金二圓六十錢

公

費

一金一圓二十三錢五厘	種 苗 費
一金五十三圓四錢	肥 料 費
一金四圓六十錢	農具購入並に償還金
一金三圓三十五錢	牛耕手借入料
一金十四圓六十錢	家 畜 飼 養 費
一金百十九圓七十九錢	小 作 料
一金百五十圓五十三錢	生 活 費
内 譯	
金百二十七圓四十三錢	食 料 費
金十圓	被 服 費
金五圓	備品及び家屋修繕費
金八圓十錢	雜 費
合計金三百四十九圓七十四錢五厘	
收入の部	
一金二百十四圓十七錢	玄米十九石四斗賣却代
一金六十圓	裸麥十石賣却代
一金二十三圓七十五錢	芸藪二石五斗賣却代
一金七十錢	雜 物 賣 却 代
一金十六圓八十錢	鷄 卵 賣 却 代

雜 業 收 得

北河内郡。水田を主とし穀菽類を耕作せる小作者にして其の家族四人内耕作に従事するもの男二人女一人従事せざるもの女一人耕作反別田一町五反三畝十四歩内小作地一町三反三畝十二歩殘二反二歩自作地畑一反五畝十三歩(自作地)尙此の外宅地三畝二十三歩を所有せるもの。

一金十八圓四十錢	雜 業 收 得
一金六十二圓四十六錢	餘 業 收 得
合計金三百九十六圓二十八錢	
差引益金四十六圓五十三錢五厘	
支出の部	
一金十七圓九十三錢二厘	公 費
一金五圓八十三錢六厘	種 苗 費
一金二百四圓	肥 料 購 入 費
一金十四圓五十二錢一厘	農具購入及び償還金
一金二十二圓	家 畜 飼 養 料
一金二百二十圓八十錢	小 作 料
一金二百三十五圓五錢	生 活 費
内 譯	
金百二十七圓二十五錢	食 料 費
金二十圓	被 服 費
金二十五圓	備品費及び家屋修繕等

金三十二圓八十錢	消耗品費
金三十圓	
合計金七百二十四十三錢九厘	
収入の部	
一金五百十六圓	玄米四十三石賣却代
一金六十二圓四十錢	粟麥二石六斗小麥六石八斗代
一金十五圓三十錢	菜種一石七斗代
一金十一圓	紫雲英千八百貫代
一金三十四圓五十錢	繭十貫目代
一金九圓六十錢	雜作物賣却代
一金四十七圓九十七錢四厘	雜收得
一金二十四圓十七錢	除業收得
合計金七百二十四圓九十四錢四厘	
差引益金八十錢五厘	

以上は各郡共明治三十四年度の事實により調査したるものにして順境にありし該農の如きに於いては尙斯の如し若一朝凶作に遭遇するに於いては忽負債たらんは明らかかなり農民たるもの豊省みる所なくして可ならんや。

第拾二章 農事雜件

第一節 地主と小作人との關係

古の我が國土地貸借方法は極めて簡易にして多くは只口約に止まり之れを彼の歐米諸國に行はるゝ土地貸借法に比せば素より同日の論にあらざりしなり蓋地主と小作人との間には一種拋すべき關係を存し互に德義を重んじ隨ひて紛争を生ずること極めて稀にして若凶年に際せば地主は之れを地頭に申請し其の檢見を経て相當減額の許可を得初めて小作料を減宥する有様なり然るに明治の革新は此の美習を打破し事物の進歩に反比例して道義心は次第に消滅し地主小作共に我利を主張して相下らず往々忌はしき行動を爲して耻じざるものあるに至れり殊に地主が商家なるか或ひは地主少數にして其の勢力薄弱なるか或ひは小作人少數にて小作地多き場合に於いては小作者は往々不當の要求をなし果ては強迫がましき行動をなすに至ることあり是に於いて近年一定の約束を立て證書を徴し其の證書面には小作期限及び小作料は勿論小作中耕耘に勉勵すること其の宛米は期限通りに納付する等を記載して以つて葛藤を未發に防がざるべからざるに至れりと云ふ其の關係の冷かなる以つて想見するを得べし而して小作期限は一箇年を以つて一期とするもの殆なく大抵三年以上十年に亘り又處により永小作とするものあり今府下に於ける小作料高を掲ぐれば左の如し。

市郡	田		畑	
	最高	最低	最高	最低
大 阪 市	一、八〇	八〇	一、三〇	六〇
西 成 郡	二、〇〇	八〇	二、〇〇	五〇
東 成 郡	二、〇〇	六〇	二、〇〇	五〇
三 島 郡	二、一〇	二〇	一、〇〇	二〇
豊 能 郡	二、四〇	七〇	一、五〇	三〇
泉 北 郡	二、〇〇	八〇	一、三〇	二〇
泉 南 郡	二、〇〇	五〇	一、〇〇	五〇
南 河 内 郡	二、〇〇	九〇	一、二〇	三〇
中 河 内 郡	一、八〇	八〇	一、五〇	一〇
北 河 内 郡	二、〇〇	五〇	一、二〇	五〇

第二節 農家労働の状況

事業の順序。
 一月。 莖莖移植(茶種)の過半は十二月に移(冬作物の施肥)。中耕畦畔の修築及び水路の浚疏をなし山林の下草を刈取り、雨天の時は細綿俵造草履造、其の他、農具の修繕等に従事す。女子は主に木綿織をなす。
 二月。 前月に異ならざれども冬作物の中耕、煙草の下種をなし、甜瓜西瓜等の床地を耕起し、凍氷の爲

に土塊を細碎せしむ。

三月。 麥及び芸莖の施肥、冬作物の中耕、煙草苗の手入、春菜類(五月大根)の整地播種をなし、早きは水稻苗代地の準備、各蔬菜の播種、甘藷の床植等、又前月の仕事を引き續き爲すもあり、草刈は本月より始む。
 四月。 本月下旬には冬作の最終中耕を終へ、苗代を拵へ、又大阪堺の兩市、其の他より牛馬の糞及び人糞尿を運搬貯藏し、芸莖の梢を摘採し、煙草の手入、甘蔗の挿苗等をなす。婦女子は多くは此の月より木綿織及び夏衣の用意に着手す。
 五月。 冬花收穫の用意、煙草の移植、苗代の整地、陸稻の播種(水稲は多く播種するあり)及び綿實の播種をなし、其の他畦畔の掃除をし、除暇あらば人糞尿の汲取に従事す。
 六月。 農家の謂はゆる五月秋にして最繁忙の期節なり、其の及す所は冬作物の收穫(芸莖は多く六月又五月より收)、苗代の害虫驅除、稻苗の本田移植、煙草の害虫驅除及び中耕、大豆の播種、甘藷の移植、其の他、葱床の整地、夏菜類の播種等なりとす。
 七月。 水稻の害虫驅除、甘藷陸稻の灌溉及び中耕、瓜類の先留め、煙草の乾燥、水田の草取、夏菜類の播種(夏菜類は六月より)等に従事し、除暇あらば草刈をなす。
 八月。 本月には水稻の除草を終了して、施肥をなし、煙草の乾燥及び葉延し、水稻陸稻の害虫驅除、裨拔き、白穂刈、綿實の採取(綿實の採取は九月最多)、其の他瓜類の取入れ、菜類の蒔付等を行ふ。
 九月。 村民大舉して浮塵子及び螟蟲の驅除、收穫の用意、芸莖の播種(芸莖は十月に至り播種するも、す)をなし、又葉煙草の第一回納付を専賣支局に爲すもあり、除暇に草刈、其の他副業に従事し、女子は冬服の準備をなす。
 十月。 本月中旬頃までは水稻の害虫浮塵子の驅除を繼續し、下旬よりは早稻の刈入に着手し、其の他

甘藷の收穫。芸藷の播種、黍、粟の中耕、糞尿の汲取り等をなす。
十一月。中稻、晚稻の收穫をなし、收穫後は土地を耕鋤し、冬作仕付の準備、麥の播種、芸藷の移植（本月には移植す）甘藷の收穫等に從事す。此の期は頗る多忙なるを以つて男女を論ぜず、他業に従ふものなし。

十二月。白挽き納米を終へ、餘暇あれば蕪仕事、其の他雜業に従事し、正月の準備に従ふ。

労働時間。労働時間は農業の種類、都市の遠近、事業の順序等によりて異なり、府下全體に通じて概言する能はざれども、大阪堺市に接近せる町村は年中業務に従事し、夜間は仕事に従ふ者なく、大抵日出より日没迄を限り、二季の收穫の際は日没後なほ二時間位働勞することあり、而して晝飯後三十分間休息し、七月より八月迄は午睡のため二時間位休息す。又女子は夏期並に二季の收穫の時を除くの外は夜業をなさず。

休業日數。休業日數は大抵左の如し。

定日休業。

新年休日 三日

新年裁入 五日（豊凶により増減す）

大祭日 八日（所により紀元節、神武天皇祭、天長節、春秋皇靈祭の五日の所あり）

春秋 一日

盆 休業（裁入共三日、豊凶により増減あり）

秋 休 一日

祭禮其の他 五日（豊凶により増減あり）

臨時休業。

雨 喜

五日（降雨の多少により増減あり）

順氣喜

一日（豊凶による）

第三節 雇人雇入の方法及び其の賃錢

近時商工業の發達に伴ひ、農業労働者次第に減少し、其の賃銀隨ひて昇騰し、而も之れを雇入るゝと極めて困難なるに至れり。今、全管内雇人を通觀するに、攝津北東部に在りては、丹波丹後若狹等の者を雇入れ、大阪接近郡村及び泉州の或部分にては、主として淡路播磨等の者、又、稀には安藝備後伊豫紀伊丹波等の者をも雇ひ、又、泉州の大部分及び河内一圓は總べて其の地方の者を雇入るゝを常とせり。雇入には通常雇人口入屋又は雇人受宿と稱するものありて、之れが紹介をなし、又、其の身元引受を業とする者あるを以つて之れを雇入るゝこと概して容易なり、然れども市街接近の郡村に在りては、輒近各種の工場起り、殊に砲兵工廠、綿絲紡績所、燐寸製造所、其の他諸製造會社等の如きは、許多の職工を要し、而も農家の雇人に比すれば、其の労働軽くして賃錢の高きを以つて、寧ろこれを去つて彼に越く者多く、隨ひて農家に於いては従前に比し、稍雇人を得るの困難を感じ、又、其の賃錢の如きも大いに騰貴せし、事前既に記せるが如し。

西成郡の邊にては、以前は春秋二季に前記淡路播磨等より周旋人とも言ふべきもの多くの出稼人を引率し來たり、便宜の地に一時寄留し、雇人受宿の鑑札を得て、其の季節中營業をなす者あるを以つて雇人を得ること容易なりしが、近年前記の理由により、亦困難を生ずるに至り、しかのみならず、幼年頃より雇入れたる者も十七八歳となりて一人前の働を爲すを得るに至れば、其の目的を變じ、粗食を

食し重き働をなす農人とならんよりは工場の職工又は輓夫となるの優れるに若かずとの考を起し私かに雇主の家を出づるもの亦少なしとせず。

又北河内郡にては往時小農業者は男女共二十四歳まで雇人となるを恒例とせしが近年に至り男子は二十三歳に至れば多く妻を迎へ女子亦二十歳以内にて婚嫁するもの多く、且前記と同一の理由により上等の雇人は大いに缺乏を告ぐるに至れり。

雇人の種類は地方により一定ならざれども大別して日雇月雇季雇及び年季雇の四種とす。日雇と月雇とは其の賃金を一日又は一箇月若干と定め農事繁忙の時に際し臨時に雇入るゝ者にして、季雇とは尋常僕婢として雇入るゝ者、即、通例半年の給金何程と定め主として中等以上の農家に行はるゝものを謂ひ年季雇とは大抵三年乃至七年を期し雇入れ通常雇主より年中の仕着せをなし又益正月等には小使錢等を與ふるを例とせり。

年期雇には其の身元引受人を立て證書を雇主に差入れ置くもの多く、其の證書面には通常本人被雇中其の身上の事件は雇人に於いて引受くべく、又、約束期限内もし本人引去ることあらば速に代人を出し決して雇主をして迷惑を感せしめざる様取計ふべし等の事を記載せり。

雇人賃金は地方により大いに差異ありと雖市街接近の地方は高くして其の他は低く、而して明治二十一年頃大阪近傍に於ける季雇の賃金は一箇年男十二三圓乃至二十四五圓、女四五圓乃至十一二圓、又日雇賃金は一日男十五錢女七錢位なりしもの今や騰貴して、其の數倍となれり。左に示す所のものは大阪近傍に於ける明治三十四年の賃金なり(但食事は雇主より給與するを常とせり)。

日	男	女	年	男	女
	雇	雇		雇	雇

上	六〇圓	二〇圓	〇、四〇圓	〇、二〇圓
中	二八	一四	〇、二五	〇、一七
下	二一	〇	〇、二〇	〇、一三

第四節 農家農産物賣買の實況

米穀。賣却の最頻繁なるは秋收より翌年四五月頃迄の間にして、少なきは一俵より多きは百石の賣却をなす。

西成郡には各村に周旋屋と稱するものあり、仲買人はまづ此の周旋屋に依頼し共に農家に至り米穀を買ひ集む。然れども大農は自づから大阪市街に出て直接米商人に販賣することあり。

東成郡も亦仲買人の手を経ること多く、農家の直接米穀問屋に輸送するが如きは極めて稀なりとす。豊能、三島の兩郡は各自に賣却すること殆なく、多くは秋收の際各自飯米を除き其の余を共有倉庫郷藏と云ふに集め管理者を置き翌年二三月頃迄に相場の高低を計りて或ひは仲買人を経て酒造家に或ひは競賣に附する等の方法により一纏となして何々村米と稱し賣却す。藏米と稱するもの即是れなり。而して其の販賣先は多くは伊丹灘の酒造家にして、甚しきは前年に於いて其の翌年收穫の賣買契約をなすことあり。

泉北、泉南及び河内一帯は東成の如く各自仲買人又は直接米穀問屋に自由に販賣すれども北河内郡交野米の如きは組合を設け三島豊能の如く共同販賣をなせり。麥は通常收穫後仲買人に各自賣却す。

芸蓆 收穫後仲買人又は搾油營業人其の産地に入込み各戸に就き買取す。
 綿 も亦普通仲買人に賣却す。
 茶 も亦地方の仲買人に賣却す。然れども多く産出する製造家にありては直接神戸等に輸出し茶商人と取引を行ふ。
 甘藷 は其の畑地に於いて仲買人に賣却するものあれども多くは身づから掘り採り市場に輸送し又は貯藏して翌年三四月の頃に市場に上す。
 果實 は農家各自の其の市場に出だすものあれども又畑地にて仲買人俗にアヲダシと云ふに賣却することあり。
 蔬菜 も亦農家各自の市場に輸送し又は市内を騾ぐものあれども又畑地にて仲買人に賣るものあり一定せず。

第拾三章 農 會

農業界に於ける百般の事業の世と共に推移して日に月に其の歩を進むるに及び遂に農會と稱する農業団体の組織を見るに至れり。明治二十六年八月二日に郡町村農會規約標準を制定し二十八年三月に至り殆府下町村農會の設立を了りて直ちに郡市農會の設立を見ついで同月十三日各郡市農會代表者を集め府農會を組織し茲に府下農會の完成を告ぐるに至りしものとす。
 爾來歲を閲する茲に七星霜其の間孜々として諸種の事業を企て以つて府下農業の進歩發達を圖り三十三年農會令施行の當時に於いても諸種の要件を具備せるより同令第二十六條によりて繼續するを得遂に今日に至れり。府下農業の今日ある又其の力與りて大なるものありと謂はざるを得ず。今各農會に就き概説せん。

第一節 府農會

府農會は前記の如く明治二十八年に組織せられ其の後幾多の變遷を経て遂に今日に至りしものとす。左に其の會則を示さん。但設立當時に定めしものに再三訂正を加へたるものとす。

大阪府農會々則

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ大阪府農會ト稱ス
- 第二條 本會事務所ハ大阪府廳内ニ設置ス
- 第三條 本會ハ大阪府管内各郡農會及堺市農會ヲ以テ組織シ農事ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ニ名譽會員ヲ置ク
 名譽會員ハ農事ニ功勞アルモノ又ハ農事ニ關シ學識經驗アルモノヲ總會ニ於テ推選ス
- 第二章 事 業
- 第五條 本會ノ施行スヘキ事業ノ概目左ノ如シ
 - 一 農業ニ關スル陳列場ヲ設クルコト
 - 二 農事ニ關スル講話會、共進會、品評會、展覽會、競技會、種苗交換會等ノ開設ニ關スルコト

- 三 農事ノ講習、試驗、調査、統計ニ關スルコト
- 四 種苗、種畜、蠶種、肥料、農具等ノ交換、分配及同購入ノ斡旋ニ關スルコト
- 五 動植物ノ病虫害驅除豫防ニ關スルコト
- 六 農地ノ整理及灌溉排水ニ關スルコト
- 七 農家ノ副業ニ關スルコト
- 八 耕耘農具、農産物ノ調製等ノ改良ニ關スルコト
- 九 農家ノ風紀及勤儉貯蓄ニ關スルコト
- 十 全國農事団体ト氣脈ヲ通シ事業ノ振興ヲ計ルコト
- 十一 行政廳ノ諮問ニ對シ調査答申ヲナスコト
- 十二 前諸項ノ外農事ノ改良發達上必要トスル事項

第三章 役員ノ職務權限、選任及任期

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長	一名
副會長	一名

第七條 本會ニ幹事七名ヲ置ク

第八條 會長及副會長ハ各郡農會及市農會代表者中ヨリ幹事ハ評議員中ヨリ互選ス

但會長及副會長ヲ名譽會員中ヨリ幹事ノ内一名ヲ評議員外ヨリ選舉スルコトヲ得

第九條 會長ハ會務ヲ總理シ及及會ヲ代表シ副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第十條 幹事ハ會長ノ旨ヲ受ケテ會務ヲ處理ス

第十一條 會長副會長及幹事ノ任期ハニケ年トシ滿期再選セララル、コトヲ得

欠員ヲ生シタルトキハ補欠選舉ヲ行ヒ其補欠員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十二條 會長副會長及幹事ハ總テ名譽職トス

但總會ノ決議ニヨリ相當ノ手當金ヲ給スルコトヲ得

第四章 技術員及事務員

第十三條 本會ニ左ノ技術員ヲ置ク

一 技師	若干名
一 書記長	一名
一 技手	若干名
一 書記	若干名

第十四條 技師技手ハ會長之ヲ任シ會長ノ指揮ヲ受ケ技術上ノ業務ニ從事ス

第十五條 書記長書記ハ會長之ヲ選任シ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務會計ニ從事ス

第五章 會議

第十六條 本會會議ヲ分テ總會及評議員會ノ二トス

第十七條 總會ニ於テ決議スヘキ事項左ノ如シ

- 一 本會事業ノ經營
- 一 役員ノ選舉
- 一 經費ノ豫算及決算

- 一 會則ノ更正加除
- 一 財産ニ關スル處分
- 一 其他重要ト認ムル事項
- 第十八條 總會ハ毎年十二月六月ノ兩度ニ之ヲ開ク
但會長又ハ評議員會ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ議員三分ノ一以上ノ請求アリタルトキハ臨時ニ之ヲ開クコトヲ得
- 第十九條 本會ヲ組織セル各郡農會及市農會ノ代表者ヲ以テ本會ノ議員トシ議員ヲ以テ總會ヲ組織ス
- 第二十條 前條ノ代表者ハ各郡農會ヨリ三名宛市農會ヨリ二名ヲ選出スルモノトス
- 第二十一條 議員ノ任期ハ四年トシ滿期再選セラル、コトヲ得
欠員ヲ生シタルトキハ補欠選舉ヲ行ヒ其補欠員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
- 第二十二條 總會ハ議員過半數出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス
- 第二十三條 名譽會員ハ總會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得
但可否ノ數ニ入ルコトヲ得ス
- 第二十四條 評議員會ハ隔月一回及會長ノ必要ト認ムルトキ之ヲ開ク
- 第二十五條 評議員ノ總數ハ十名トシ本會議員ノ互選トス
- 第二十六條 評議員會ニ於テ決議スヘキ事項左ノ如シ
一 會則ノ施行ニ關スル細則
一 臨時急施ヲ要スル重要事項

- 一 本會業務ノ施行方法
- 一 總會ニ於テ特ニ委托サレタル事項
- 第二十七條 評議員會ニ於テ其出席議員三分ノ一以上總會ノ決議ヲ經サルヘカラサルモノト認メタル事項ハ決議スルコトヲ得ス
但此場合ニ於テハ速カニ總會ヲ開クヘキコト
- 第二十八條 會議ハ會長之ヲ召集ス
- 第二十九條 會議ノ議案ハ會長之ヲ發ス
且議員五名以上ノ同意ヲ得テ建議案ヲ提出スルコトヲ得
- 第三十條 會議ノ議長ハ會長之レニ任ス會長副會長共ニ事故アルトキハ議員中ヨリ假議長ヲ互選ス
- 第三十一條 議事細則ハ評議員會ニ於テ之ヲ定ム
- 第三十二條 本會ハ必要ニ應シ各郡農會長及市農會長ヲ召集シ協議會ヲ開クコトアルヘシ
但其旅費日常ハ其郡市農會ノ負擔トス
- 第六章 會務
- 第三十三條 本會ニ左ノ二部ヲ置キ事務ヲ分掌處理セシム
- 第一部
- 一 郡市町村農會ノ督勵ニ關スルコト
- 一 本會ノ事業ニ關スルコト
- 一 統計報告ニ關スルコト

第二部

- 一文書ノ整理ニ關スルコト
- 一會議ニ關スルコト
- 一經費ノ豫算及決算ニ關スルコト
- 一金員物品ノ出納保管ニ關スルコト
- 一財産ノ處分ニ關スルコト
- 第三十四條 本會ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ之レニ充ツ
 - 一基本財産ヨリ生スル利子
 - 一試験場其他ヨリ生スル本會ノ收入物件
 - 一各郡農會郡市農會ノ負擔金
- 第三十五條 各郡農會及市農會ノ負擔金ハ毎年四月十月ノ兩度ニ之ヲ徵集ス
- 第三十六條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス
- 第三十七條 本會ノ經費ハ總會ニ於テ其豫算並ニ分賦收入ノ方法ヲ議決シ行政廳ノ認可ヲ受ケルモノトス
- 第三十八條 經費ノ收支決算ニ於テ剩餘ヲ生スルトセハ之ヲ翌年度ニ繰越シ豫備費ニ編入ス但評議員會ノ決議ニ依リ基本金ニ編入スルコトヲ得
- 第三十九條 本會々務ノ成績及前年度ノ經費ノ決算ハ毎年六月三十日迄ニ總會ノ決議ハ其都度各郡農會及市農會ニ報告スルモノトス
- 第四十條 處務細則ハ評議員會ニ於テ之ヲ定ム

第七章 財産

- 第四十一條 本會ニ基本財産ヲ設ケ之ヲ維持ス其物件左ノ如シ
 - 一金員
 - 一有價證券
 - 一寄附物件等
 - 第四十二條 特ニ收受シタル金員ハ基本金ニ加入スヘキモノトス但寄附者其使用ノ目的ヲ定ムルモノハ此限ニアラス
 - 第四十三條 基本金ハ確實ナル銀行ニ預ケ入レ之ヲ管理ス
 - 第四十四條 本會備付ノ器具書籍等ハ本會ニ於テ之ヲ管理シ其處分ハ評議員會ノ決議ニヨルモノトス
- 第八章 入會及退會
- 第四十五條 本會ニ入會シタル郡農會及市農會ハ本會々則及決議事項遵守ノ義務アルモノトス
 - 第四十六條 郡市農會ノ入會ヲ申出タルトキハ會長ニ於テ之ヲ處決シ退會ヲ申出タルトキハ總會ニ諮リ其議決ニヨリ之ヲ處決ス
- 第九章 解散
- 第四十七條 本會ハ左ノ場合ノ外解散セサルモノトス
 - 一農商務大臣ノ命令ニヨリタルトキ
 - 二總會ノ決議ニヨリタルトキ
 - 三農會令第五條ノ資格ヲ失ヒタル場合

第四十八條 前條第二號ノ決議ハ議員四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ其効ナキモノトス

第四十九條 解散ヲ議決シタルトキハ其事由ヲ具シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ各郡農會及市農會ニ通知スルモノトス

第五十條 解散ノ議決ヲシタルトキハ直ニ殘務委員ヲ選舉シ會長及殘務委員ハ本會一切ノ事務財産債務及債權ニ關スル事項ヲ處理ス

第十章 雜則

第五十一條 本會々則ノ更正加除ハ總會ノ決議ヲ經テ農商務大臣ノ認可ヲ受ク實施スルモノトス

第五十二條 本會ハ學術技能アルモノヲ農藝委員トシ評議員會ノ決議ニヨリ之ヲ囑托シ技術上ノ諮問ヲナスモノトス

更に以下少しく同會がなし、事業の概略を記せん。

農事試験。明治二十八年六月各郡市に一箇所づゝ農事試験場を創置して之れに場長一名常農夫一名を置き府下重要作物に付き試験を施行して或ひは其の成績佳良なる種子を分與し或ひは肥料試験を施行して其の効力を農民に公示する等應用的を主とせり試験場の位置名稱を擧ぐれば左の如し。

名	稱	位	置	試	驗	作	物
大阪府農會堺	市農事試験場	堺	市	野	菜		

同	西成郡農事試験場	西成郡	神津村	野	菜	米	麥
同	東成郡農事試験場	東成郡	鶴橋村	同			
同	三島郡農事試験場	三島郡	茨木町	米		麥	
同	豐能郡農事試験場	豐能郡	池田町	同			
同	泉北郡農事試験場	泉北郡	鳳村	綿及び之れに代るべき作物並に米麥			
同	泉南郡農事試験場	泉南郡	岸和田村	米		麥	
同	南河内郡農事試験場	南河内郡	新堂村	同			
同	中河内郡農事試験場	中河内郡	八尾村	綿及び之れに代るべき作物並に米麥			

斯くの如くして農事試験を繼續し來たりしが三十四年度に至り之れを郡市農會の事業に移して府農會は之れに奨勵金を與ふると共に監督し而して又同年より新たに同會技師監督の下に地を東成郡榎本村大字放出に相し稻萎縮病豫防試験を施行し今に尙着々其の歩を進めつゝあり。

麥稈眞田業奨勵。從來當府は綿作を以つて著名なると同時に紡織業を以つて農家唯一の副業とせしが近來紡績業の勃興と共に其の事業の大半は之れに奪はるゝに至れり是に於いて同會は麥稈眞田を以つて適好の農家副業なることを確め明治三十年六月三名の傳習生を岡山縣下に派遣して麥稈眞田に關する諸般の技術を傳習せしめ其の歸るに及び各郡に傳習所を開設して二百餘名の傳習生を出だし又組合によりて製造するものには多少の奨勵金を下附する等斯業の發達を企圖せしこと實に莫大なりとす。今や麥稈業は市場不振の影響を受け稍振はざるに似たりと雖他日景况の恢復するに至らば其の効績の顯著ならんは知るべきなり。

短期農事講習 本會は明治三十一年に短期農事講習規則を制定し以つて農業智識の啓發に堪めたり。短期講習に二種あり一を甲種農事講習と云ひ一を乙種農事講習と云ふ。前者は府農會又は郡市農會の事業、後者は郡市農會又は町村農會の事業にして共に本府より講師を派遣し又其の必要科目を簡易に記述せる講義録を印刷して之れを講習生に與へ、其の結果今や甲種二百二十五名、乙種二千七百十三名の終了生を出だすに至れり。

品評會 一般に亘る農産物品評會は各郡農會に於いて多く之れを行ふを以つて府農會に於いては特殊の品目に付き品評會を開設せり、即、三十二年度に種牡牛品評會を、三十三年に柑橘品評會を、三十四年に農具並に家禽品評會を開き以つて斯業の改良發達を圖れり。而して又三十六年に於いては系統的農産物品評會を開設せんとすと云ふ其の効蹟の顯著なる知るべきなり。

優旗授與 は同會が三十四年度より施行せるものにして稻作改良の成績顯著なる郡農會に授與するを目的とし、以つて各郡農會をして競ひて改良の効蹟を擧げしめんとせり故に競争作物を稻作と定め苗代及び本田の二期に於いて其の實地に付き之れを審査し精密公平に各郡を比較採點し其の最優等なるものに之れを授與するに在り。昨三十四年には北河内郡農會之れを得、爾後同會は永く其の名譽を維持せんとし他は其の名譽を分かつしめんとして競争の度更に一層を加へ、益々改良の實蹟を擧げんことを力むるが如し。

農談會 府農會には技師技手なる技術員を置き尚各郡に一名づゝ巡回教師を囑託し以つて或ひは郡市町村農會が開設する農談會講話會に臨み或ひは苗代の設備害蟲驅除の監督をなさしむる等、專指導獎勵の任に當れり。而して同會の主權なる農談會は毎年一回之れを開き或ひは老農を聘して其の經驗談を演説せしめ或ひは宗教家を招き頑固なる翁媪をして農事改良の必要なる所以を精神的に會得せしむる等、其の努むる處亦決して効果の少なからざるを信ず。

會報 明治二十九年初めて會報を發刊し各級農會の狀況を報示すと共に農事に關する學術、技藝、時事、統計、官令等を蒐集記載して農事の改良發達に資せんとし、明治三十四年に至りては從來の隔月發行を更めて月刊となし、且、各郡市農會、各町村農會、府下に於ける主なる名譽職員、各高等小學校及び全國各府縣農會等へ無代配付せり。

經費 同會の經費は年々膨脹し三十五年の如きは壹万壹千八百五拾三圓四十六錢に達せり。之等は下級農會の負擔によるものなれども當府廳よりも亦年々其の幾分を補助し、又三十三年農會令施行と共に國庫よりも補助金を下付せられたり。今、同會の各年度豫算を示せば左の如し。

明治二十九年度	二、二三五三九〇
同 三十年度	二、二四八、一五六
同 三十一年度	三、五八二、五〇〇
同 三十二年度	五、五〇一、〇〇〇
同 三十三年度	一〇、二五〇、〇〇〇
同 三十四年度	一一、三八三、九五七
同 三十五年度	一一、八五三、四六〇

第二節 郡市農會

本府下に於いていまだ郡市農會の設立を見ざるは獨大阪府あるのみ、他は府農會と同事に之れを設立し着々其の郡に於ける斯業の改良發達を圖れり。今各郡市農會の設立年月を記せば左の如し。

會名		設立年月
堺市農會	西成郡農會	明治二十八年三月
東成郡農會	三嶋郡農會	同 二十八年四月
豐能郡農會	泉北郡農會	同 二十七年八月
泉北郡農會	泉南郡農會	同 二十八年三月
南河內郡農會	中河內郡農會	同 二十八年四月
北河內郡農會		同 二十八年一月

今、同會に於いて施行せる重なる事業を列記せん。
 農事試験。一般に郡市農會の事業として試験場を設け、場長常農夫各一名を置き、該郡に適切なる試験を施行せしめ、又或ひは郡内數箇所を模範場を設置せるもの亦尠ならず。
 農獸醫設置。府下各郡農會に於いては皆郡獸醫一名乃至三名を置き、家畜の保護生産に關する事項を管理せしむ、其の成績良好にして頗見るべきものあり、其の他、農談會、品評會、種牡牛設置、競犁會等郡内に於ける農業萬般の事務は殆んど之れを行へり、今、府下各郡市農會三十五年度の經費豫算を見るに左の如し、但、此等の農會も亦常府廳及び郡市より補助を仰げるものとす。

郡市農會名	明治三十五年度の經費豫算
堺市農會	七九九、〇〇〇
西成郡農會	一、五五〇、〇〇〇
東成郡農會	一、四五一、八六〇
三嶋郡農會	二、〇八一、九八〇
豐能郡農會	一、六七六、〇九六
泉北郡農會	二、六八〇、〇五八
泉南郡農會	一、一〇四、二〇〇
南河內郡農會	三、四三五、六一九
中河內郡農會	一、九七五、二八〇
北河內郡農會	二、四三八、六〇〇

第三節 町村農會

各町村農會も亦明治二十六年より二十八年の間に設立せられ、其の施行せる事業は頗雜駁にして、之れを列擧するに難しと雖、其の主なるものは立毛品評會、製産物品評會、模範試作地の設置、農談會、講習會、幻燈會等にして、皆自村の農事の改良發達を圖るに非ざるはなく、殊に害蟲驅除に對しては或ひは驅除石油を購入して分配し、或ひは懸賞を以つて採卵を奨励する等、殆ど全力を傾注して之れに従事せり。